



第5期 伊勢原市地域福祉計画



令和5年3月

伊勢原市

はじめに

地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢社会の一層の進展、核家族化やひとり暮らし世帯の増加、地域での人間関係の希薄化、子育てに対する不安など、新たな地域課題が社会問題となっております。また、昨今は追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症の影響により、日常の暮らしや地域での活動は大きく様変わりし、これまでの地域福祉を支える制度や仕組みなどに大きな影響を与えています。



こうした中、だれもが互いに尊重し、共に支え合いながら自分らしく生き生きと自立した生活が送れる地域社会を実現するためには、行政、市民、地域福祉活動団体、社会福祉協議会等が互いに協力しあい地域福祉の推進に向けた取組が重要です。

本市では、平成17年6月に地域福祉施策の指針となる「伊勢原市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に向けた取組を進めてきました。

このたび、第4期伊勢原市地域福祉計画の計画期間が終了することに伴い、国の制度改正の内容等を踏まえ、地域における情勢の変化やニーズの多様化に対応するため、時点的な修正を加えた「第5期伊勢原市地域福祉計画」を策定いたしました。

計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とし、前計画から継承した基本理念の実現に向けた取組や各施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査やパブリックコメントを通じて、貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様や関係機関・団体の皆様、計画策定に御尽力いただきました伊勢原市地域福祉計画点検推進委員会委員の皆様、伊勢原市社会福祉審議会委員の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後とも地域福祉の推進に御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年（2023）年3月

伊勢原市長 高山 松太郎

【第5期伊勢原市地域福祉計画の策定について】

本市では、平成17年6月に「だれもが互いに尊重し、共に支え合いながら、自分らしく生き生きと自立した生活が送れる地域社会の実現」を基本理念とした「第1期伊勢原市地域福祉計画」を行政計画として策定し、時点的な修正を含めた見直しを行いながら、地域福祉の推進に向けた取組を行っております。

また、第4期計画の計画期間中であった令和3年3月には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、国の基本計画を勘案した中で、判断に配慮を要する高齢者や障がい者を適切に成年後見制度へつなぎ、共に支え合えるような地域づくりを目指し、第4期計画の重点目標のひとつであった「権利擁護の推進」の内容の大幅な見直しを行い、「伊勢原市成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけ、判断能力が不十分な人に対する権利擁護の推進を図ることといたしました。

今回の改定では、これまでの「伊勢原市地域福祉計画」と「伊勢原市成年後見制度利用促進基本計画」に時点的な修正を含めた見直しを行うとともに、生活困窮者の自立に向けた包括的な支援体制の推進を目的とする「伊勢原市生活困窮者自立支援計画」、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員としてともに生き、支え合う社会づくりを進めることを目的とした「伊勢原市再犯防止推進計画」の2計画について、法改正に伴う法令や通知等に基づき新たに策定し、地域福祉計画に加えることで地域福祉の推進を一体的に取り組む計画として、伊勢原市総合計画が示す基本施策「誰もが生涯にわたり、安心して健やかに暮らせるまちづくり」を具現化していく計画といたします。

目次

第1部 地域福祉計画 1

第1章 計画の策定に当たって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 本計画における「地域」とは.....	4
3 計画の位置づけ	5
4 関連計画との関係.....	6
5 市と社会福祉協議会の取組	7
6 地域福祉計画とSDGsとの関係	7
7 計画の期間.....	9
8 計画の推進体制	10
第2章 本市の地域福祉における現状と課題.....	12
1 人口等の推移	12
2 福祉施策の現状	16
3 本市の地域福祉の特徴	27
4 アンケート結果等からみた課題.....	30
第3章 地域福祉計画の方向性	33
1 基本理念	33
2 重点目標.....	33
3 基本目標.....	33
4 施策の体系図	34
第4章 重点目標に対する関連施策.....	35
基本目標1—(4)地域福祉を支える人材の育成	35
基本目標2—(1)地域の支え合い・助け合い活動の推進	35
基本目標3—(1)包括的な相談支援体制の充実	35
第5章 各施策の具体的な取組	36
基本目標1 支え合い、助け合いを担う人づくり	36
基本目標2 生き生きと安心して暮らせるまちづくり	41
基本目標3 地域における包括的な支援体制づくり	47

第2部 成年後見制度利用促進基本計画..... 53

第1章 計画の策定に当たって	55
1 計画策定の経緯.....	55
2 計画の位置づけ.....	55
3 計画の期間.....	56
4 推進体制.....	56

第2章 本市の成年後見制度における現状.....	57
1 人口等の推移	57
第3章 成年後見制度利用促進基本計画の方向性	62
1 基本理念	62
2 基本目標.....	63
第4章 成年後見制度利用推進施策の推進.....	64
1 各種の実施事業の内容について	64

第3部 生活困窮者自立支援計画..... 65

第1章 計画の策定に当たって	67
1 計画策定の経緯.....	67
2 計画の位置づけ.....	68
3 計画の期間.....	68
第2章 本市の生活保護における現状	69
1 人口等の推移	69
第3章 生活困窮者自立支援計画の方向性.....	71
1 基本理念	71
2 基本目標.....	71
第4章 生活困窮者自立支援施策の推進	72
1 生活困窮者自立支援事業の概要.....	72
2 各種の実施事業の内容について	72

第4部 再犯防止推進計画..... 75

第1章 計画の策定に当たって	77
1 計画策定の経緯.....	77
2 計画の位置づけ.....	77
3 計画の期間.....	77
第2章 本市の再犯防止における現状	78
1 人口等の推移	78
第3章 再犯防止推進計画の方向性.....	80
1 基本理念	80
2 基本目標.....	81
第4章 再犯防止施策の推進.....	82
1 各種の実施事業の内容について	82

資料編 83

1 伊勢原市地域福祉計画点検推進委員会設置要綱	85
2 伊勢原市地域福祉計画点検推進委員会委員名簿	86
3 伊勢原市地域福祉計画庁内推進委員会設置要綱	87
4 計画策定経過	89
5 伊勢原市地域福祉アンケート調査及びヒアリング調査結果概要	90
6 第4期伊勢原市地域福祉計画の点検・評価(総合評価)	94
7 用語集.....	103

第1部

対応する
SDGs



地域福祉計画

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では、少子高齢社会の一層の進展やそれに伴う本格的な人口減少、更にはひとり暮らし世帯の増加、また、非正規雇用労働者の増加など、社会構造が変化する中、地域において日常生活を営むことが困難な人が増加しており、人々の生活に対する支援ニーズは、多様化するとともに増大しています。

一方で、地域でのつながりはますます希薄化し、「無縁社会」という言葉に象徴されるように家庭や地域における扶助機能は低下し、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもり等の問題を顕在化させています。また、地域での福祉課題が多様化してきている中、これからの福祉の在り方として、行政と市民や社会福祉法人、ボランティア、NPO法人などの「市民活動団体」が互いに連携、協力して対応することが求められています。

そのような中、国においては、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化している現状を踏まえ、制度、分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作っていく『地域共生社会[※]の実現』を目指しています。

本市では、平成17（2005）年6月に「だれもが互いに尊重し、共に支え合いながら自分らしく生き生きと自立した生活が送れる地域社会の実現」を基本理念とした「第1期伊勢原市地域福祉計画」を策定し、以降、地域における情勢の変化やニーズの多様化などに対応するため、時点的な修正を含めた見直しを行いながら、地域福祉の推進を図ってきました。

第4期伊勢原市地域福祉計画（以下「第4期計画」という。）の計画期間が、令和4（2022）年度で終了することから、引き続き地域福祉の推進を図るために、令和5（2023）年度からの「第5期伊勢原市地域福祉計画（以下「第5期計画」という。）」を策定します。

なお、第5期計画については、基本的に第4期計画を継続した中で、社会環境の変化や地域ニーズの多様化等へ対応するなど、計画内容の見直しを行い策定します。

※ 地域共生社会の定義は、“高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に作り、高め合う社会”というものです。

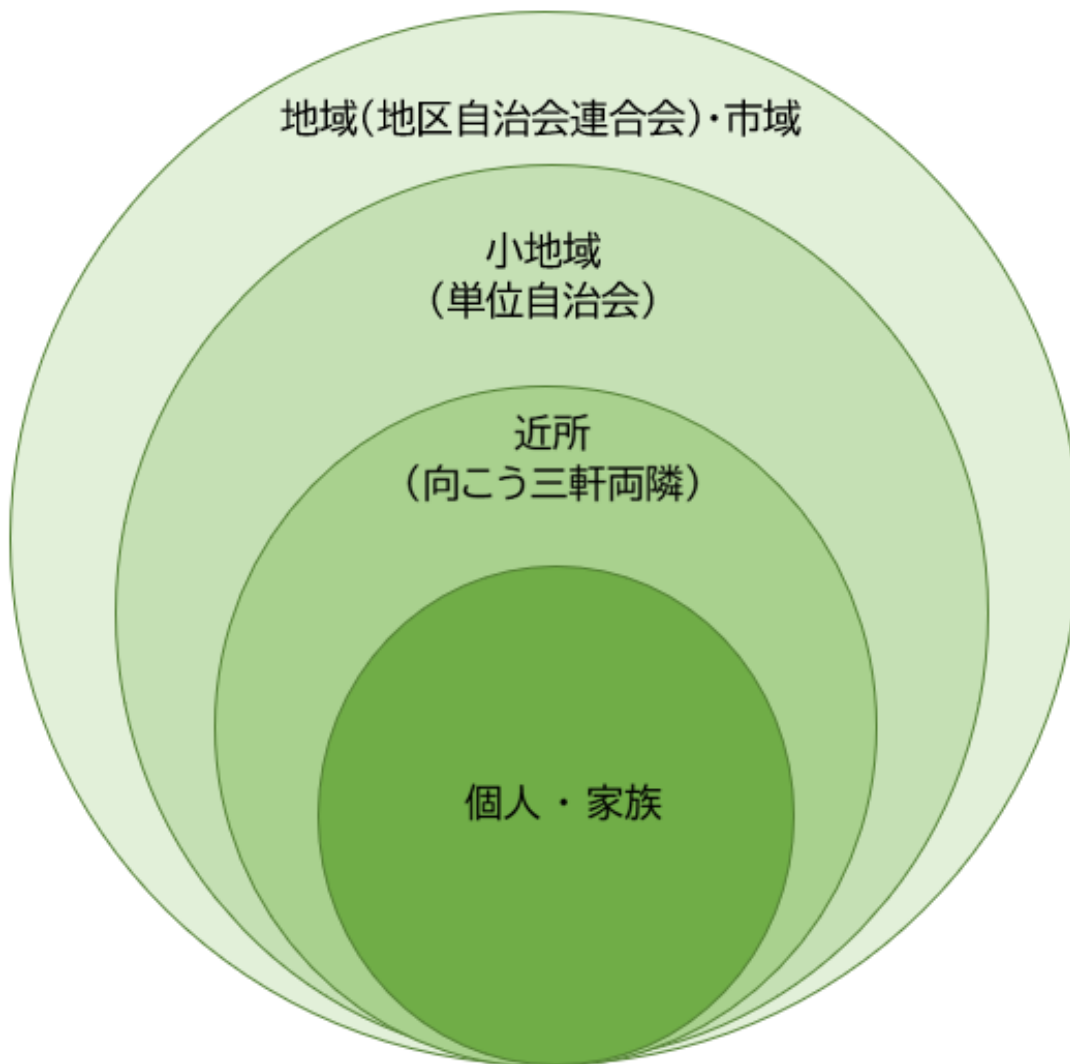
2 本計画における「地域」とは

地域とは、一定の空間的、地理的な圏域を指すものであり、固定的にとらえられることが一般的です。

しかし、地域福祉の観点から地域をとらえた場合、その活動は限られた場において展開されるものではありません。地域で生活する個人は、家庭とつながり、家庭は近隣住民とつながり、近隣住民は単位自治会などの小地域とつながり、小地域は市全体へとつながり、重層的に形成される地域の中で暮らしています。また、市域を超えた様々な地域にも属しています。

そのため、本計画では市全体を一つの地域としてとらえることを基本としつつも、地域福祉を推進する上で、文化、風土、資源や地理的条件を考慮することが効果的かつ効果的と判断できる施策・事業については、市域を細分化した「小地域」ごとに推進するものとします。

《地域を表すイメージ》



3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第4条（地域福祉の推進）の規定に基づく地域福祉の推進を目的とした行政計画であり、同法第107条（市町村地域福祉計画）に基づく法定計画として、以下に掲げる地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画です。

社会福祉法（昭和26（1951）年法律第45号）（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

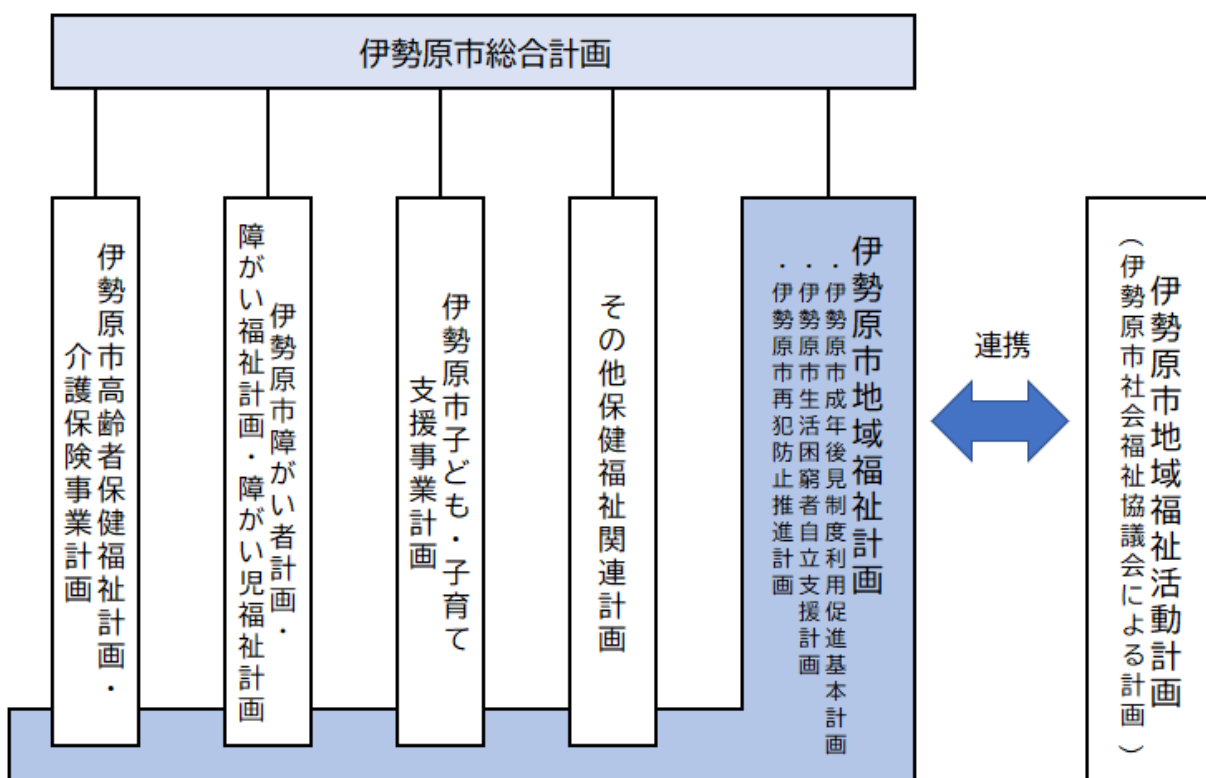
（令和3（2021）年4月1日施行）

4 関連計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの方向性を示した「伊勢原市総合計画（以下「総合計画」という。）を上位計画とする個別計画として位置付けられるとともに、福祉関連分野の個別計画として策定された高齢者に関する「伊勢原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、障がい者に関する「伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、子どもの育成に関する「伊勢原市子ども・子育て支援事業計画」と社会福祉法上の地域福祉の理念を共有し、地域における社会福祉の推進に係る施策を横断的に取り扱う計画とします。

なお、「伊勢原市成年後見制度利用促進基本計画」、「伊勢原市生活困窮者自立支援計画」、「伊勢原市再犯防止推進計画」を本計画の一部として位置づけ、一体的に策定し、推進していきます。

さらに、伊勢原市社会福祉協議会が策定する地域住民や福祉活動団体など、地域福祉の担い手となる民間の主体的な活動・行動計画である「伊勢原市地域福祉活動計画」と連携・協力を図ります。



5 市と社会福祉協議会の取組

本計画では、市は保健福祉関連計画に基づく施策や他の分野の生活関連施策のうち、社会福祉法第107条第1項各号に規定する地域福祉の推進に係る事業を展開しています。

一方で、社会福祉協議会は、社会福祉法第109条第1項の規定により、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、同項各号の事業に基づき地域福祉を推進する様々な事業を展開しています。

この社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、地域の課題解決に向けた具体的な行動を地域住民や関係団体・機関の役割分担として明示している民間の活動計画で、本計画とともに、地域福祉の推進という同じ目的を持っています。

そのため、両計画は、相互に重要な役割を果たすものであり、密接な連携が求められることから、市と社会福祉協議会が互いに連携・協力し、共通の目的に向かって、それぞれの役割に基づいた事業に取り組んでいきます。

6 地域福祉計画とSDGsとの関係

本計画は、SDGs（持続可能な開発目標）※の理念である「誰一人取り残さない」社会づくりを目指すものとし、地域福祉と特に関連する『1. 貧困をなくそう』、『3. すべての人に健康と福祉を』、『11. 住み続けられるまちづくり』をはじめ、さまざまな取組と連動させて、持続可能な地域福祉施策の展開を図ります。



※ SDGs…Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称のことで、平成27（2015）年の国連サミットで採択された17のゴール・169のターゲットで構成する世界共通の目標

<各施策に関連する主なSDGs>

基本目標	施策の方向	SDGsとの関連
基本目標1 支え合い、助け合いを担う人づくり	(1) 市民の福祉意識の高揚	
	(2) ボランティア等の活動支援	
	(3) 福祉教育の充実	
	(4) 地域福祉を支える人材の育成	
基本目標2 生き生きと安心して暮らせるまちづくり	(1) 地域の支え合い・助け合い活動の推進	
	(2) 地域での交流する機会や場づくり	
	(3) 誰もが住みやすいまちづくりの推進	
	(4) 地域の防災・防犯活動の推進	
基本目標3 地域における包括的な支援体制づくり	(1) 包括的な相談支援体制の充実	
	(2) 福祉サービス等の質の確保や情報提供の充実	
	(3) 関係機関等の連携強化による支援体制づくり	   

7 計画の期間

本計画の期間は、第6次伊勢原市総合計画前期基本計画と整合を図り、令和5年（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間としています。

ただし、期間内であっても、社会情勢の変化、地域の実情などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

計画名	年度	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	
第5次伊勢原市 総合計画	基本構想	→										
	基本計画（後期計画）	→										
第6次伊勢原市 総合計画	基本構想（令和14年度まで）						→					
	基本計画（前期計画）						→					
伊勢原市地域福祉計画	第4期			見直し	第4期 改定版		第5期					
	・伊勢原市成年後見制度 利用促進基本計画				新規		改定					
	・伊勢原市生活困窮者自立 支援計画						新規					
	・伊勢原市再犯防止推進 計画						新規					
伊勢原市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第7期	→			第8期		第9期					
伊勢原市障がい者計画・ 障がい福祉計画	第5期	→			第6期		第7期					
伊勢原市障がい児福祉計画	第1期	→			第2期		第3期					
伊勢原市子ども・子育て 支援事業計画	第1期	→			第2期							
伊勢原市地域福祉活動計画	第4次	→					第5次					

8 計画の推進体制

(1) 計画の推進

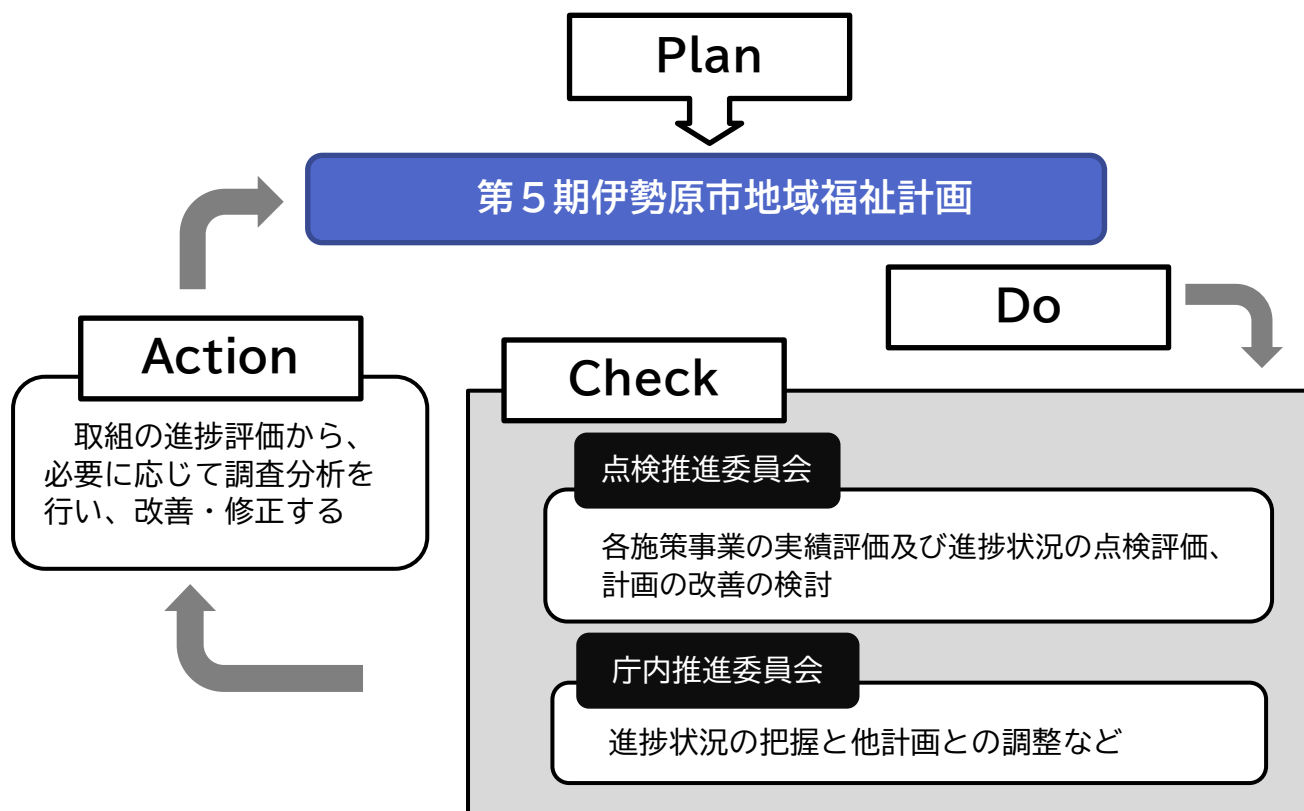
地域福祉計画は、市民、福祉サービス事業者、市などの地域福祉の推進に関わる全ての人の主体的な参加や協力の下に連携し、推進していかなければなりません。

本計画の基本理念である「誰もが互いに尊重し合い、共に支え合いながら自分らしく生き生きと自立した生活が送れる地域社会の実現～共に支え合い、一人ひとりを大切にすまちづくり～」を目指し、地域住民、各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割、特性を活かしながら、相互に連携・協力して地域における福祉課題の解決に取り組みます。

(2) 計画の進行管理

本計画を実効性のある計画として推進するため、庁内組織及び庁外組織で進行管理を行います。庁内組織の「伊勢原市地域福祉計画庁内推進委員会」においては、高齢者・障がい者・児童などに関する関連推進施策について毎年、当該年度の実績評価を行うとともにそれに基づき翌年度の目標を設定し、進行管理を行います。庁外組織の「伊勢原市地域福祉計画点検推進委員会」においては、毎年、本計画の推進状況の点検、実施状況に係る意見や評価の報告、改善を要すべき点について改善案をいただきます。

社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、計画に位置付けられる具体的取組については、PDCA サイクルの考え方に基づき、取組の実施状況や指標について点検や評価を行い、見直しを行いながら効果的な計画となるように努めていきます。



(3) 各主体の役割

① 市民

地域の一員として、自分の暮らすまちに関心を持ち、少しずつ地域に目をむけて、日ごろから声をかけあう、見守りあう、地域の行事や活動に参加するなど、身近にできることから暮らしやすい地域づくりを心がけていくことが期待されます。

② ボランティア・NPO

地域の課題解決に主体的に取り組む担い手として、活動内容を充実していくとともに、地域住民や地域のさまざまな活動者・活動団体、関係機関、社会福祉協議会、市等と連携・協働し、地域福祉活動を主体的に実践・推進していくことが期待されます。

③ 地域福祉活動団体

自治会や老人クラブ、PTA等の地縁に基づく組織は、もともと市民に近い存在であり、地域活動の基盤となる組織です。市民の地域生活を支える活動を推進するとともに、支援が必要な人の情報や地域の課題を把握し、専門機関や市等と連携して必要なサービス・支援・活動につなげていくことが期待されます。

④ 福祉サービス事業者

子ども、障がい者、高齢者等と直接かかわり、支援を行う地域の事業者には、専門性を活かして、利用者の立場に立った質の高いサービス提供を推進することとあわせて、地域住民や地域のさまざまな活動者・活動団体、関係機関、社会福祉協議会や市等と連携・協働しながら地域福祉活動を推進していくことなどが期待されます。

⑤ 社会福祉協議会

市民の地域福祉に対する関心や意識を高め、住民主体の活動を促進するとともに、地域のニーズや課題を明らかにし、地域住民、地域団体等、事業者などの参加・協力のもと、その解決にむけた住民同士の助けあい活動やサービス事業を企画・開発し、実施するなどにより、地域福祉を推進していく役割が求められます。

⑤ 市

市は、地域福祉に関するさまざまな施策を総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営する役割を担います。また、市民が地域福祉活動を積極的に推進できるための基盤整備や、市民、ボランティア・NPO、地域福祉活動団体、事業者、社会福祉協議会が連携・協働していくためのしくみづくりなどを担っていく必要があります。

第2章 本市の地域福祉における現状と課題

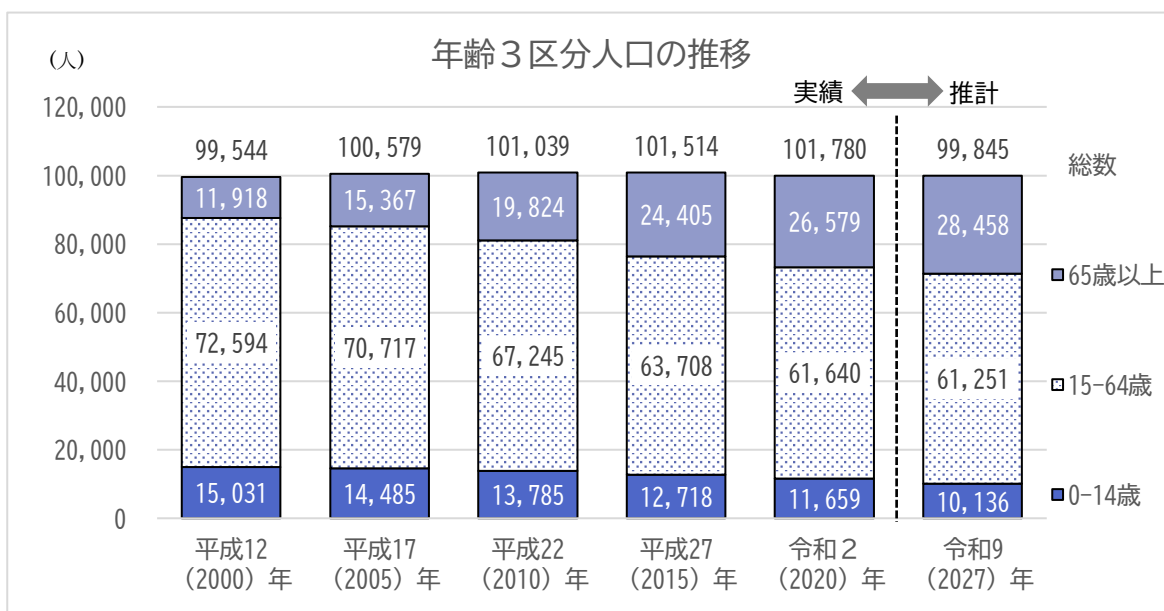
1 人口等の推移

(1) 人口

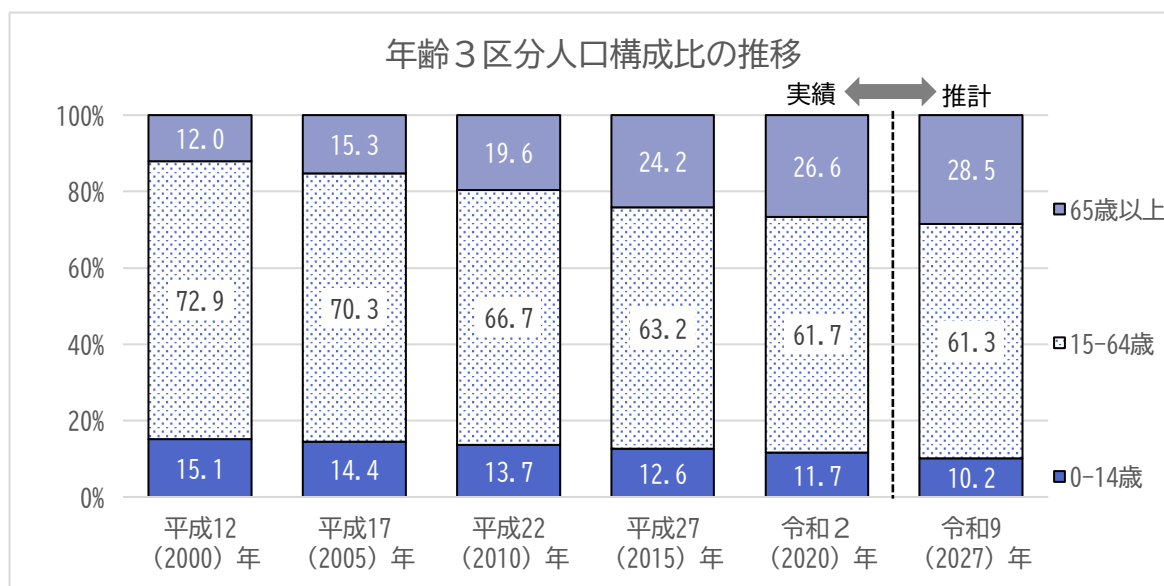
本市の年齢3区分人口の推移をみると、平成12（2000）年から増加しており、令和2（2020）年では、101,780人となっています。今後は緩やかに減少に転じ、令和9（2027）年には、99,845人になると推計しております。

また、年齢3区分別では「65歳以上」が唯一増加を続け、令和2（2020）年は20年前の2倍以上となっています。

年齢3区分の割合をみると、平成12（2000）年には「0-14歳」が「65歳以上」を上回っていましたが、令和2（2020）年は後者が前者の2倍以上です。



資料：国勢調査（各年10月1日）



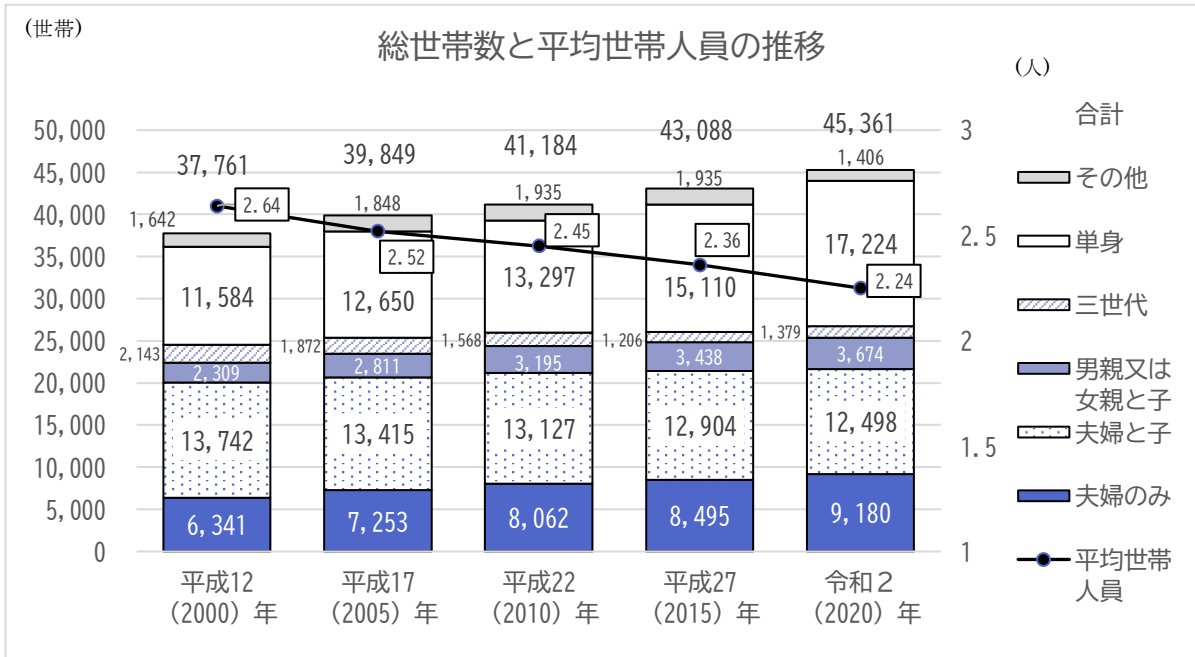
資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 世帯

① 世帯数の変化

総世帯数は20年前に比べて7,000世帯以上の増加となっており、人口が2,000人程度の増加であるのに比べて増加率の高さが際立っています。

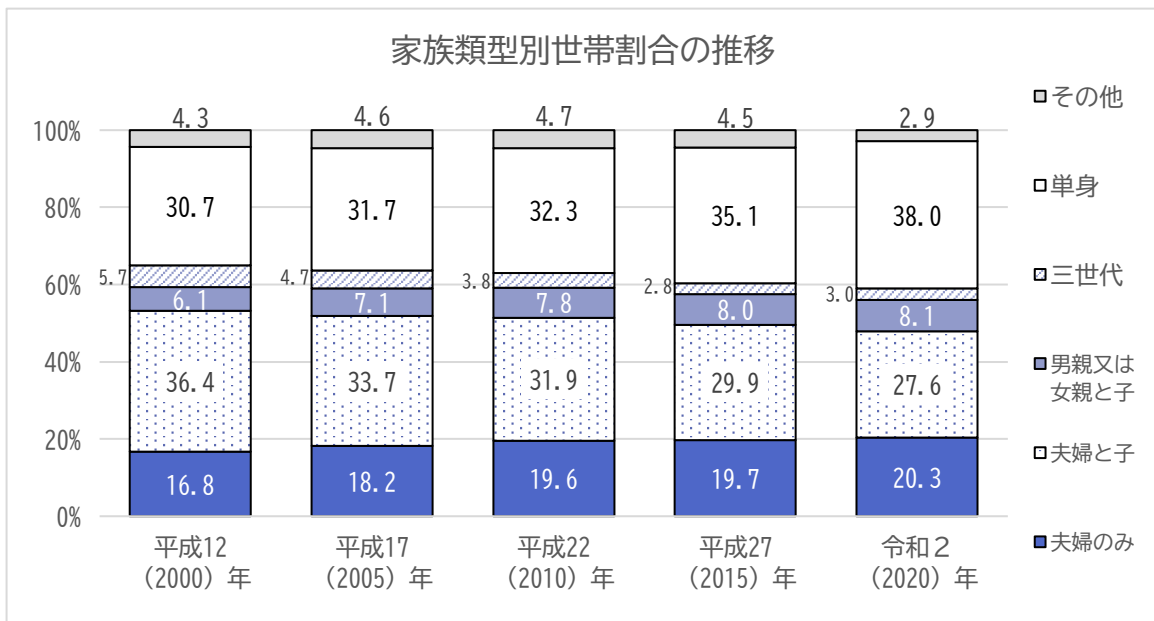
家族類型別では「単身」の伸びが著しく、1世帯あたりの平均世帯人員数は減少が続いています。この傾向は、今後も続くものと予想されます。



資料：国勢調査（各年10月1日）

② 世帯構成の変化

類型別の割合をみると、「三世代」や「夫婦と子」といった3人以上の世帯の割合が低下する一方で、2人以下である「単身」や「夫婦のみ」の割合が増加しています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

③ 単身世帯の変化

令和4（2022）年8月1日現在の市全体の単身世帯数は、19,617世帯となっており、そのうち約2割を75歳以上の世帯が占めています。今後も高齢単身世帯の増加が予想されます。

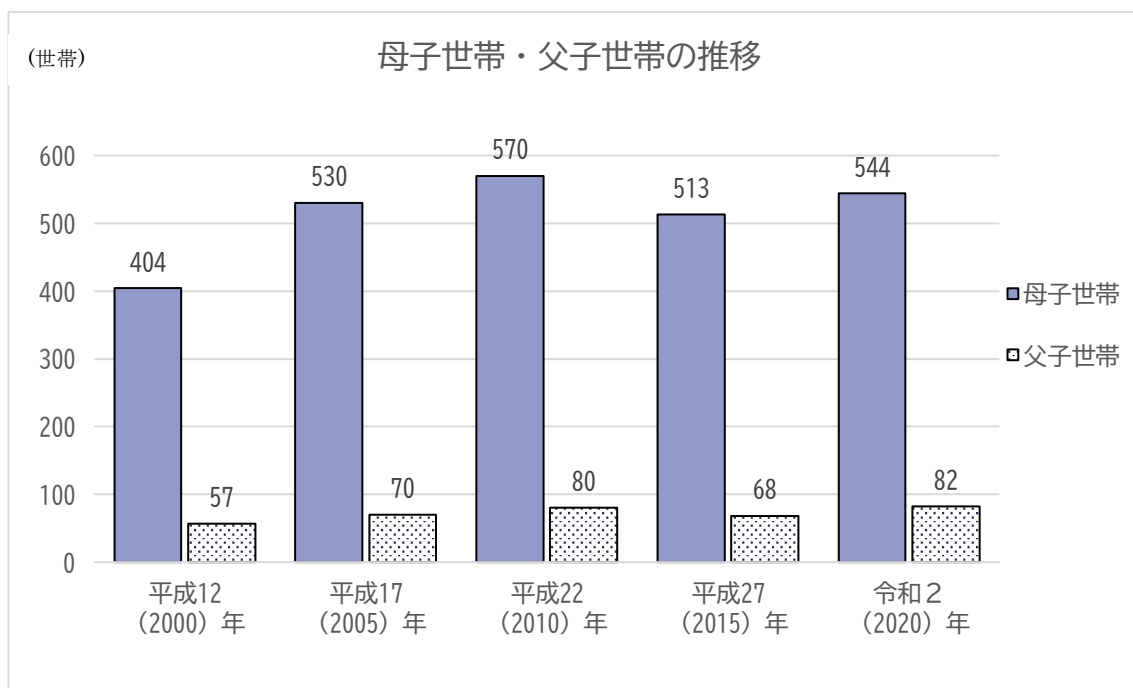
地区別にみると、大山地区において、山間部に位置し流動性が低いことや、人口が他の地区に比べて少なく、地区内の特別養護老人ホームなどの施設入所者の占める割合が高いことから、高齢単身世帯の割合が83.3%と極めて高くなっています。

地区名	総世帯数	単身世帯数	年齢構成		
			0～64歳	65～74歳	75歳以上
伊勢原地区	18,138	8,282	5,669(68.4%)	993(12.0%)	1,620(19.6%)
大山地区	470	186	31(16.7%)	41(22.0%)	114(61.3%)
高部屋地区	4,447	1,813	1,028(56.7%)	278(15.3%)	507(28.0%)
比々多地区	5,991	2,329	1,456(62.5%)	339(14.6%)	534(22.9%)
成瀬地区	13,724	5,331	3,703(69.5%)	613(11.5%)	1,015(19.0%)
大田地区	4,539	1,676	956(57.0%)	250(14.9%)	470(28.0%)
合計	47,309	19,617	12,843(65.5%)	2,514(12.8%)	4,260(21.7%)

資料：住民基本台帳（令和4（2022）年8月1日現在）

④ 母子世帯及び父子世帯の変化

母子世帯や父子世帯は、平成22（2010）年までは増加が続いていましたが、その後は増減の繰り返しとなっています。

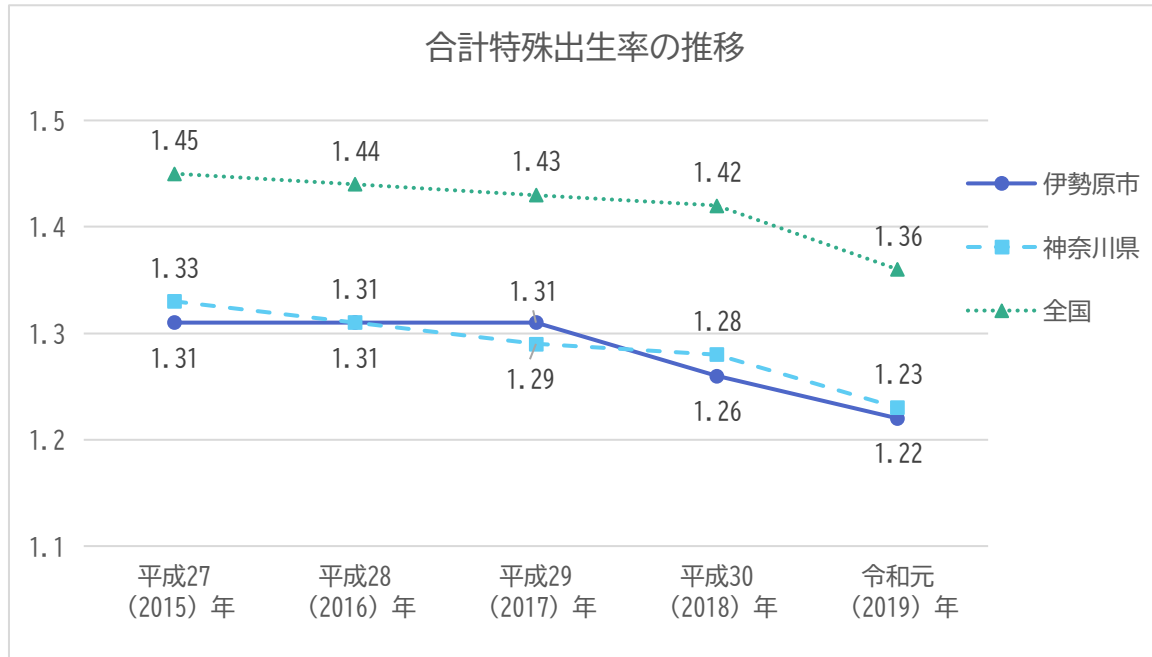


資料：国勢調査（各年10月1日）

(3) 出生

本市の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの数）は、神奈川県と同レベルで同様の推移をしており、全国よりも0.1以上低い水準にあります。

最近20年間は市、県、国いずれも低下が続いており、今後も低下していくことが予想されます。



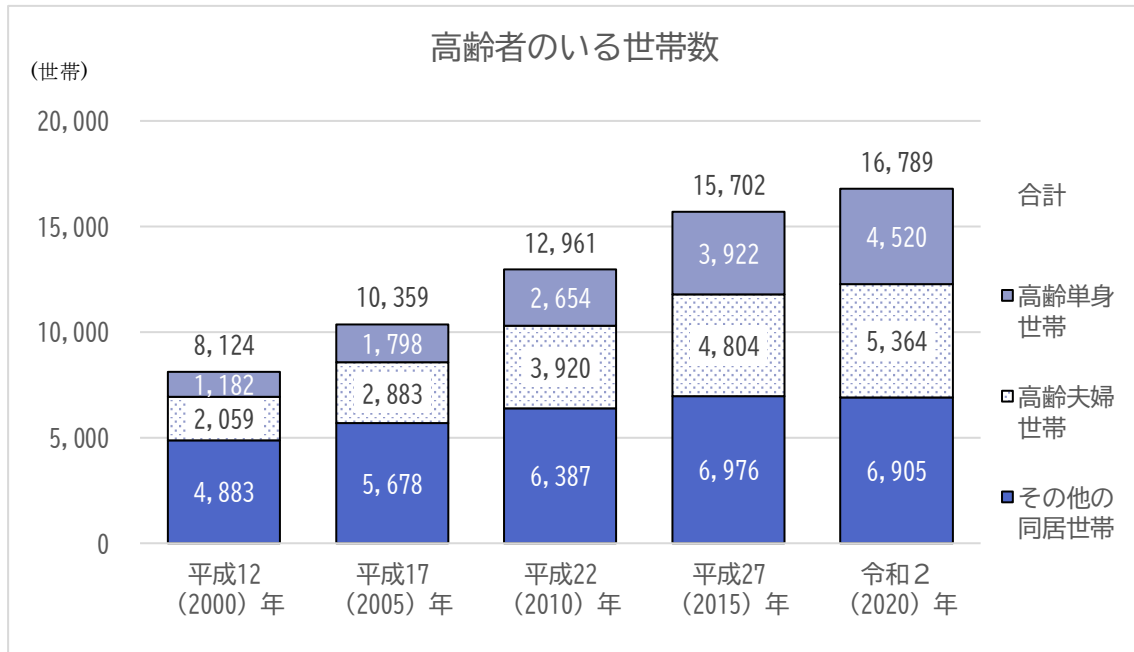
資料：神奈川県衛生統計年報、人口動態統計

2 福祉施策の現状

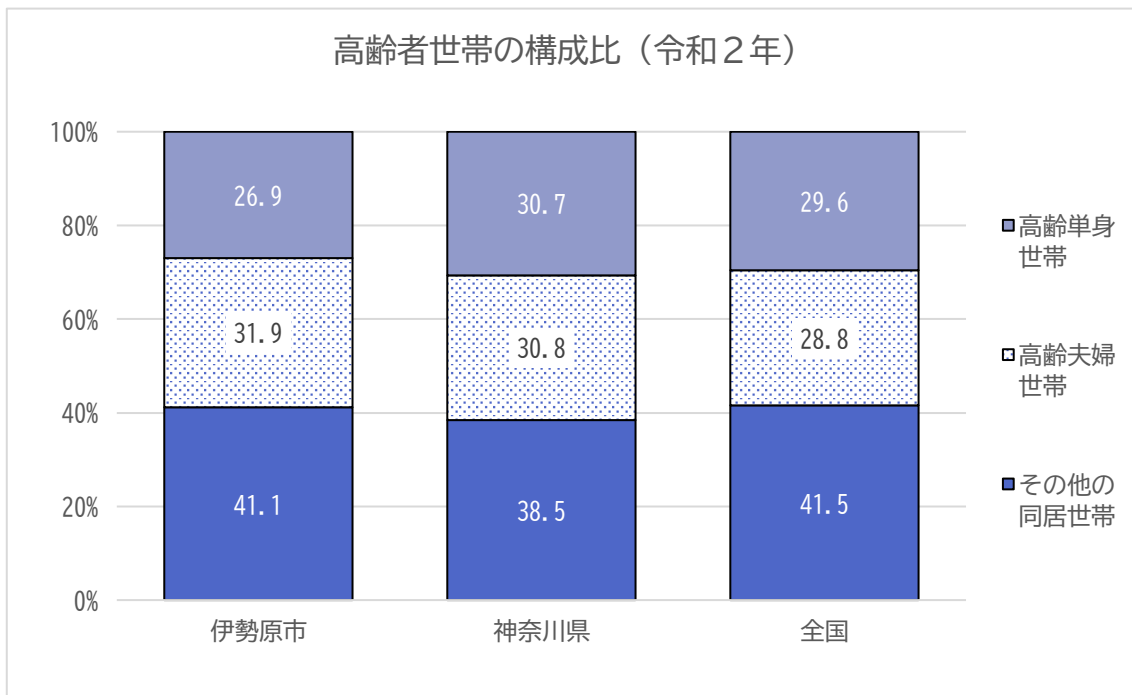
(1) 高齢者福祉

本市の令和2（2020）年における高齢者のいる世帯数は、約1万7千で20年前の2倍以上となっています。内訳をみると、「高齢単身世帯」の増加が特に目立ち、20年前の4倍近くとなっており、今後も増加することが予想されます。

令和2（2020）年の構成比を神奈川県や全国と比較すると、本市は「高齢単身世帯」の割合がやや低いことがわかります。



資料：国勢調査（各年10月1日）



資料：国勢調査（各年10月1日）

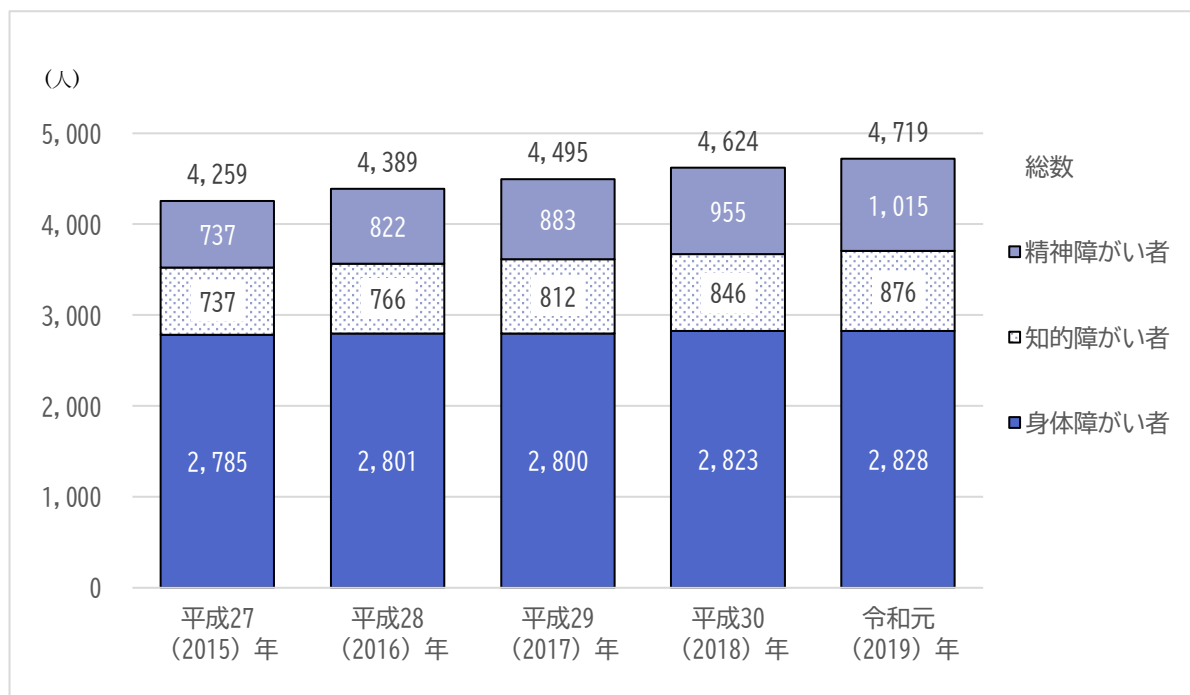
(2) 障がい者福祉

① 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者の総数は増加を続けており、今後も増加していくことが予想されます。障がい別に手帳所持者の推移を見ますと、4年前に比べ、身体障がい者が43人、知的障がい者が139人、精神障がい者が278人とそれぞれ増加しております。

障害者手帳所持者の推移 (人)

	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年
身体障がい者	2,785	2,801	2,800	2,823	2,828
知的障がい者	737	766	812	846	876
精神障がい者	737	822	883	955	1,015
総数	4,259	4,389	4,495	4,624	4,719



資料：統計いせはら（各年10月1日現在、精神は各年度末）

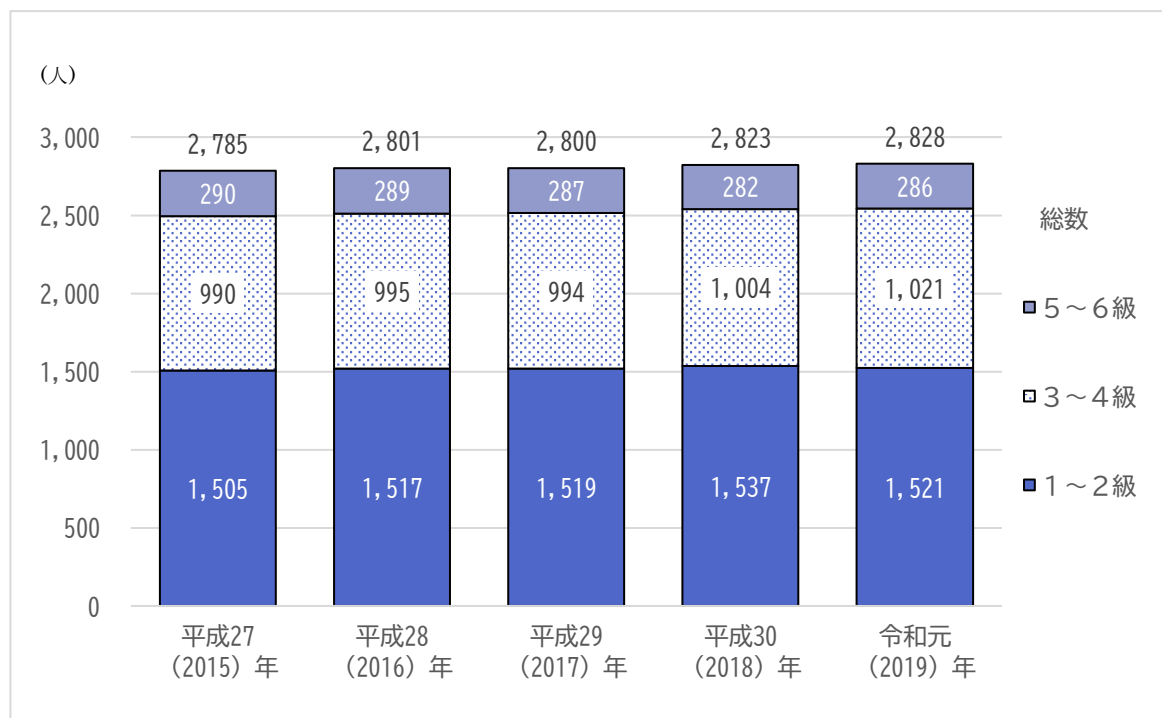
ア 身体障がい者（身体障害者手帳所持者数）

障がい等級別、年齢別の障害者手帳所持者数に特に目立った特徴はなく、ほぼ横ばいで推移しています。

障がい種類別では、内部障がいが増加、肢体不自由が減少の傾向となっています。

身体障害者手帳所持者の推移（障がい等級別）（人）

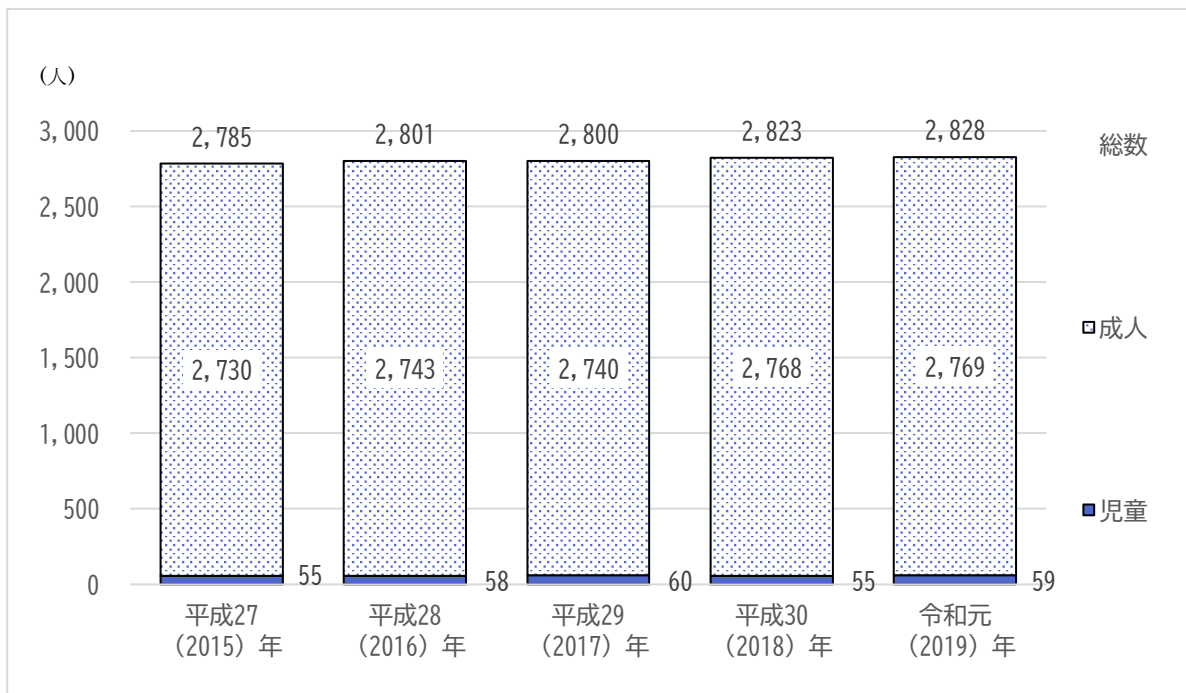
	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年
1～2級	1,505	1,517	1,519	1,537	1,521
3～4級	990	995	994	1,004	1,021
5～6級	290	289	287	282	286
総数	2,785	2,801	2,800	2,823	2,828



資料：統計いせはら（各年10月1日現在）

身体障害者手帳所持者の推移（年齢別）（人）

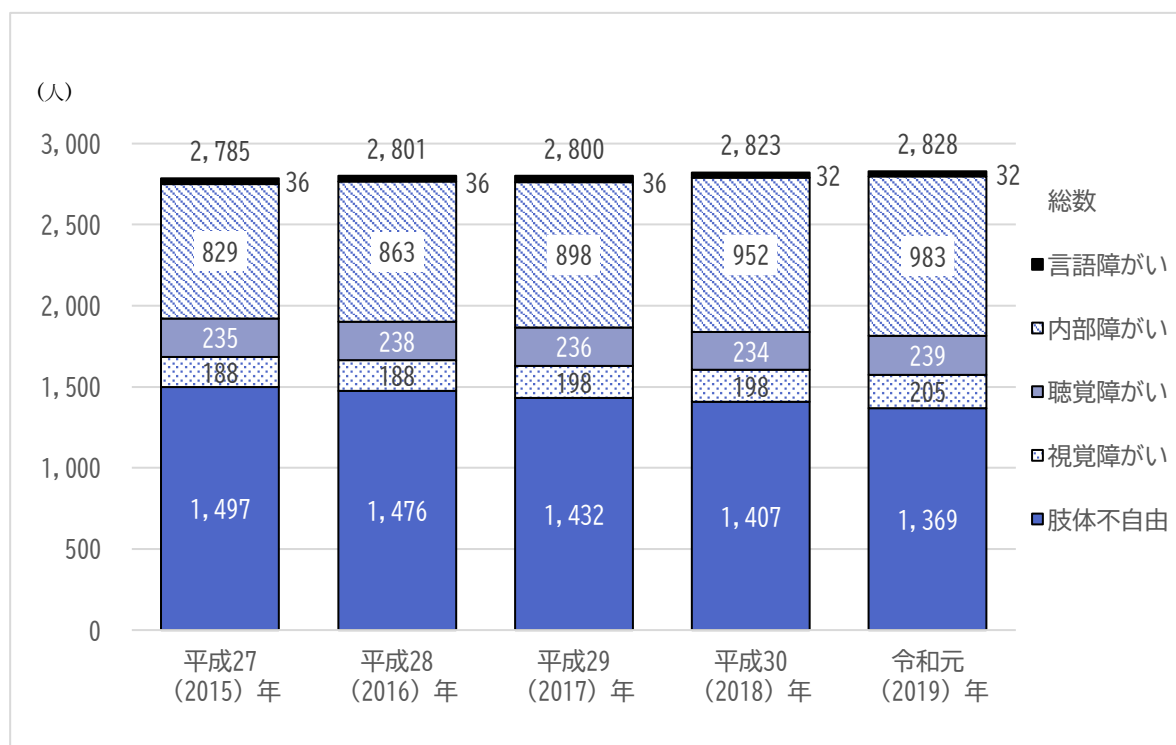
	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年
児童	55	58	60	55	59
成人	2,730	2,743	2,740	2,768	2,769
総数	2,785	2,801	2,800	2,823	2,828



資料：統計いせはら（各年10月1日現在）

身体障害者手帳所持者の推移（障がい種別） (人)

	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年
肢体不自由	1,497	1,476	1,432	1,407	1,369
視覚障がい	188	188	198	198	205
聴覚障がい	235	238	236	234	239
内部障がい	829	863	898	952	983
言語障がい	36	36	36	32	32
総数	2,785	2,801	2,800	2,823	2,828



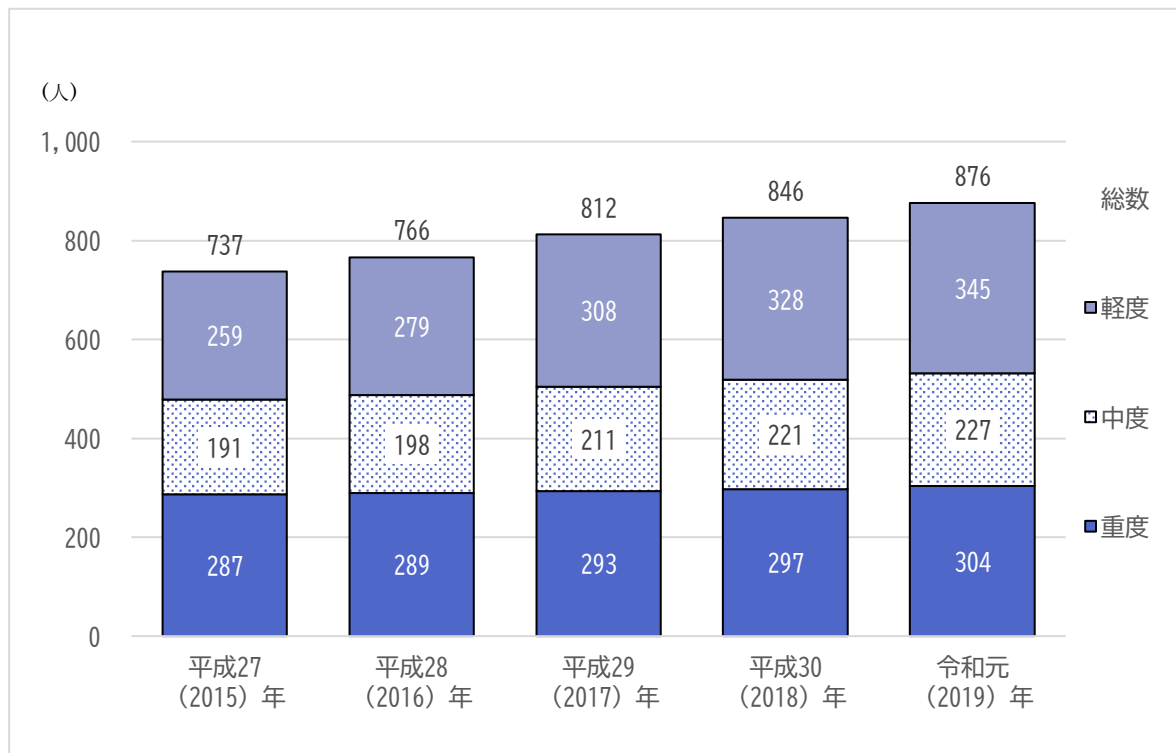
資料：統計いせはら（各年10月1日現在）

イ 知的障がい者（療育手帳所持者数）

療育手帳所持者数の増加傾向は、障がい程度別では「軽度」、年齢別では「成人」で顕著となっています。

療育手帳所持者の推移（障がい程度別）（人）

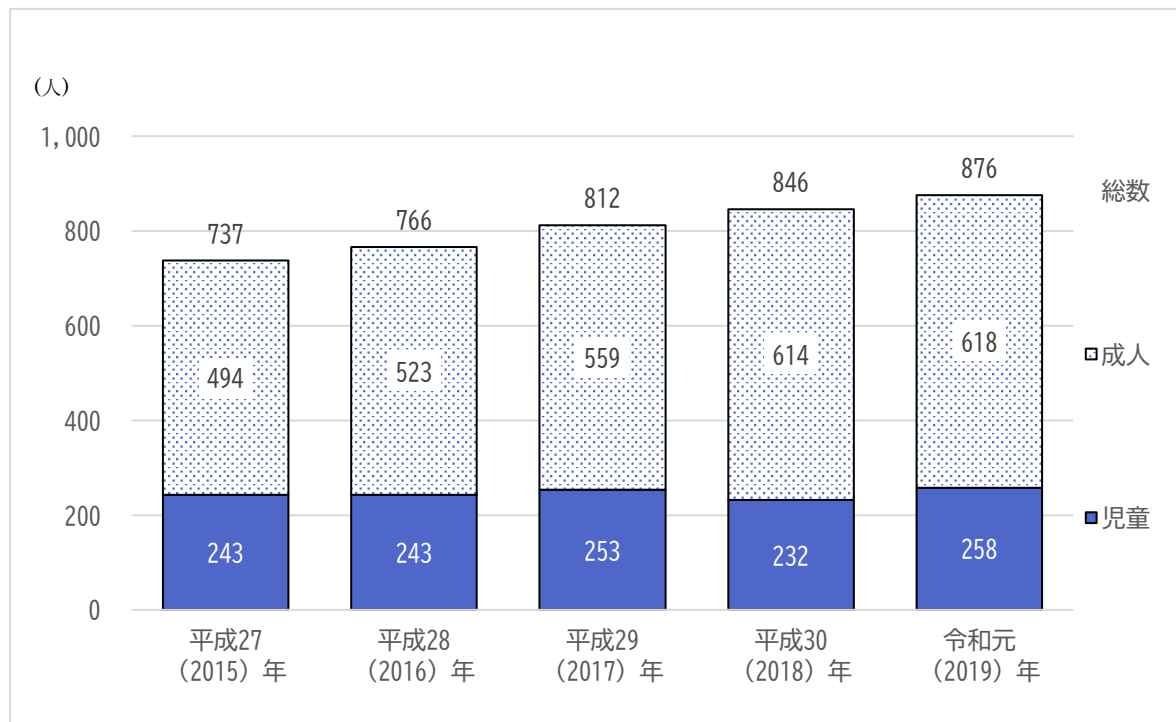
	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年
重度	287	289	293	297	304
中度	191	198	211	221	227
軽度	259	279	308	328	345
総数	737	766	812	846	876



資料：統計いせはら（各年10月1日現在）

療育手帳所持者の推移（年齢別） (人)

	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年
児童	243	243	253	232	258
成人	494	523	559	614	618
総数	737	766	812	846	876



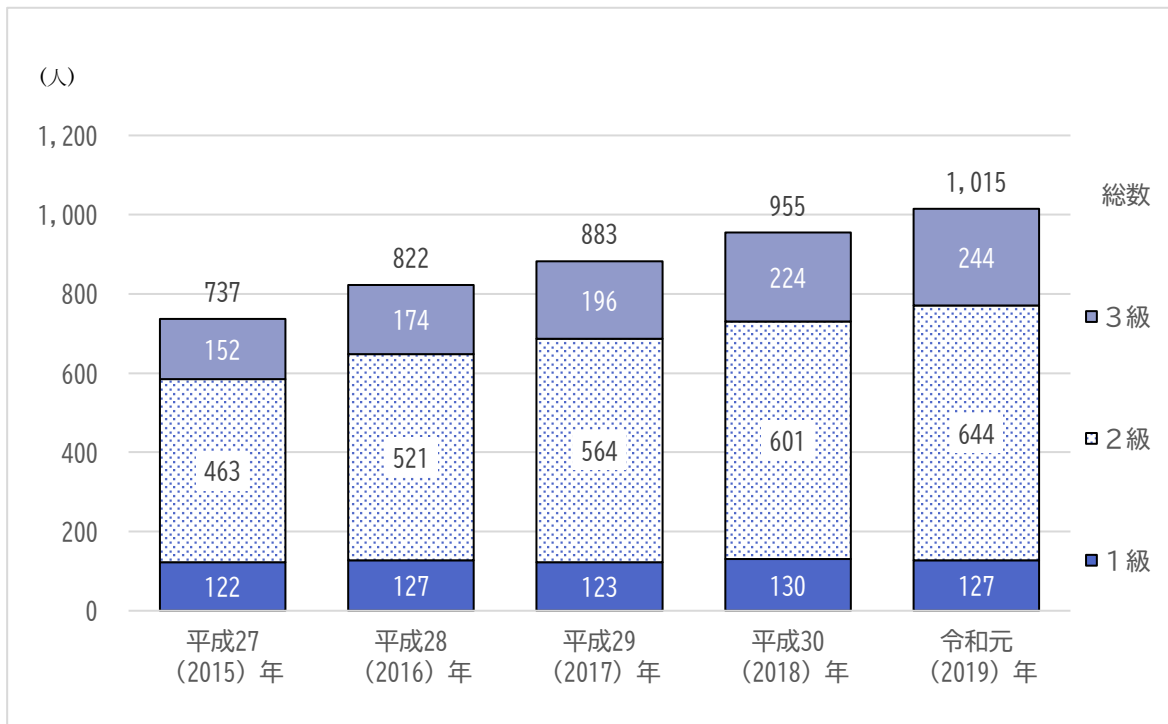
資料：統計いせはら（各年10月1日現在）

ウ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加傾向は、障がい等級別では「2級」や「3級」で見られるものの、「1級」は横ばいで推移しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（障がい等級別）（人）

	平成27 （2015）年	平成28 （2016）年	平成29 （2017）年	平成30 （2018）年	令和元 （2019）年
1級	122	127	123	130	127
2級	463	521	564	601	644
3級	152	174	196	224	244
総数	737	822	883	955	1,015



資料：統計いせはら（各年10月1日現在）

(3) 生活保護

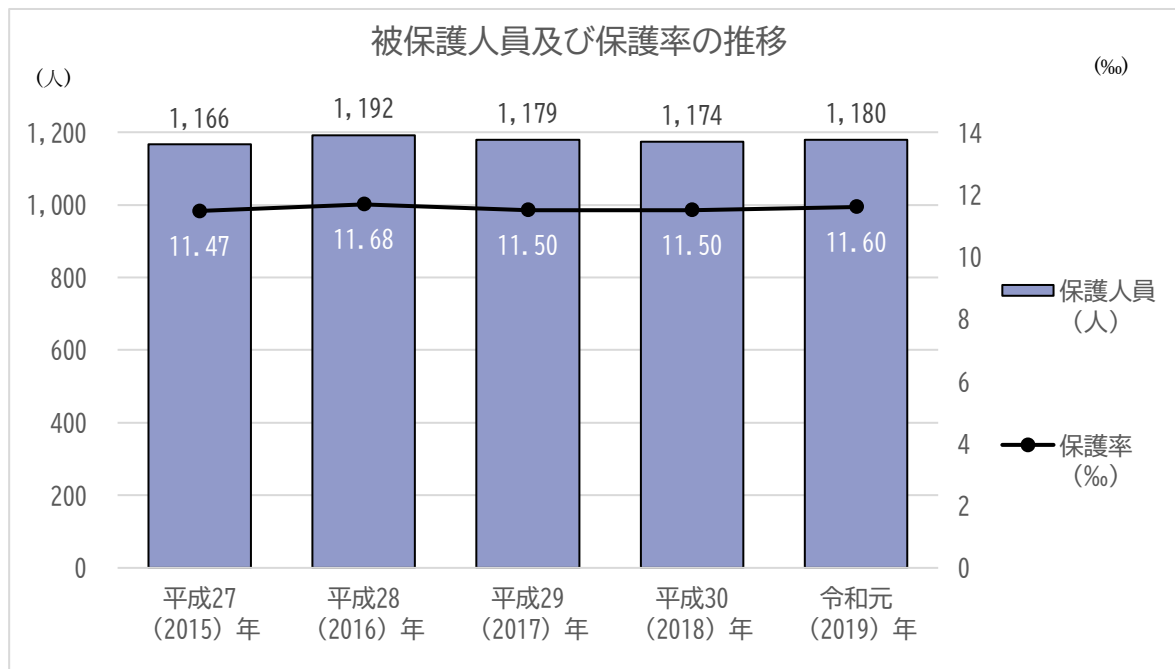
生活保護の被保護人員数および保護率はほぼ横ばいで推移しています。

生活保護の世帯総数は、微増傾向にあり、今後も同様の傾向が予想されます。

世帯区分別生活保護世帯数の推移の内訳を見ると、「高齢者」が増加しています。平成30（2018）年以降は、「高齢者」が全世帯の半数以上を占めています。

被保護人員及び保護率の推移 (人)

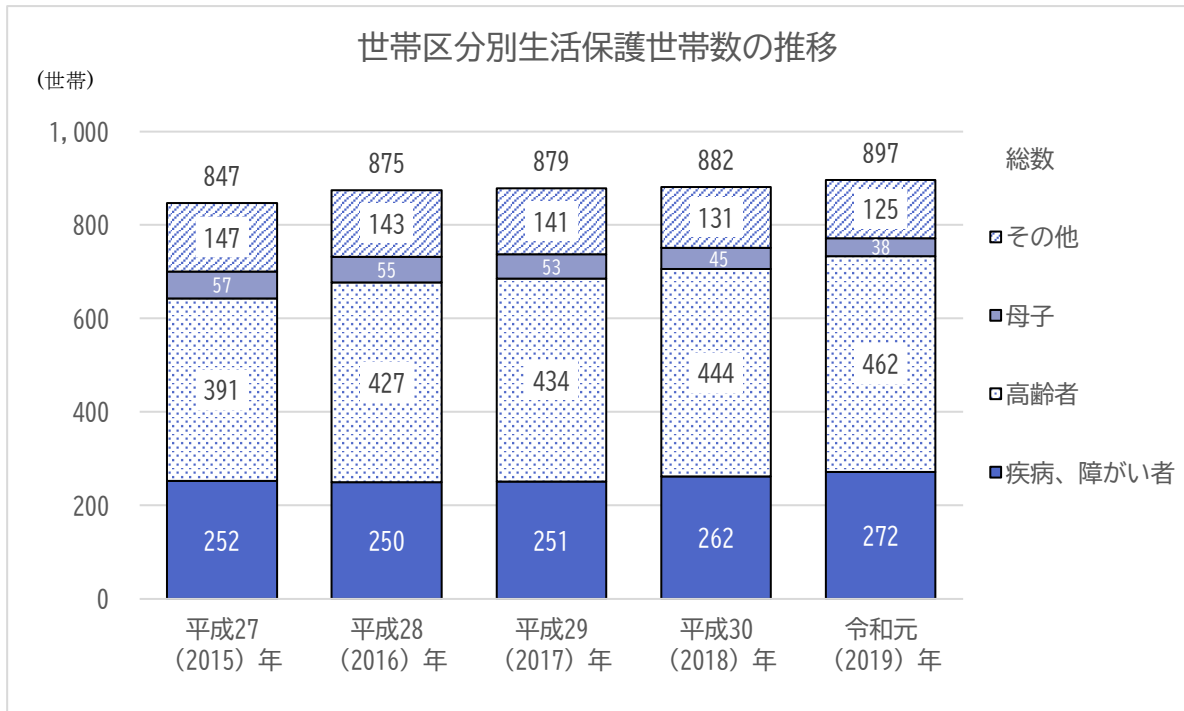
	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年
保護人員(人)	1,166	1,192	1,179	1,174	1,180
保護率(%)	11.47	11.68	11.50	11.50	11.60



資料：統計いせはら（各年10月1日現在）

世帯区分別生活保護世帯数の推移 (人)

	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年
疾病、障がい者	252	250	251	262	272
高齢者	391	427	434	444	462
母子	57	55	53	45	38
その他	147	143	141	131	125
総数	847	875	879	882	897



資料：統計いせはら（各年10月1日現在）

（4）子育て家庭の生活困難状況

子育て家庭へ実態調査を実施し、生活の困難状況を3つに区分し、その区分に該当する数により「困窮家庭」「周辺家庭」「一般家庭」に分類したところ、支援が必要と思われる「困窮家庭」と「周辺家庭」を合わせ15%を占めました。

【生活困難状況の区分】

A 低所得	所得が全国平均の半分以下の世帯
B 家計の逼迫（ひっばく）	電気・ガス・水道・家賃等の料金滞納や、食料・衣料品等の生活必需品が買えなかったことがある世帯
C 子どもの体験や所得物の欠如	一般的な家庭の子どもが体験するレジャーや習い事、所有物や環境などが欠如している世帯

【家庭分類】

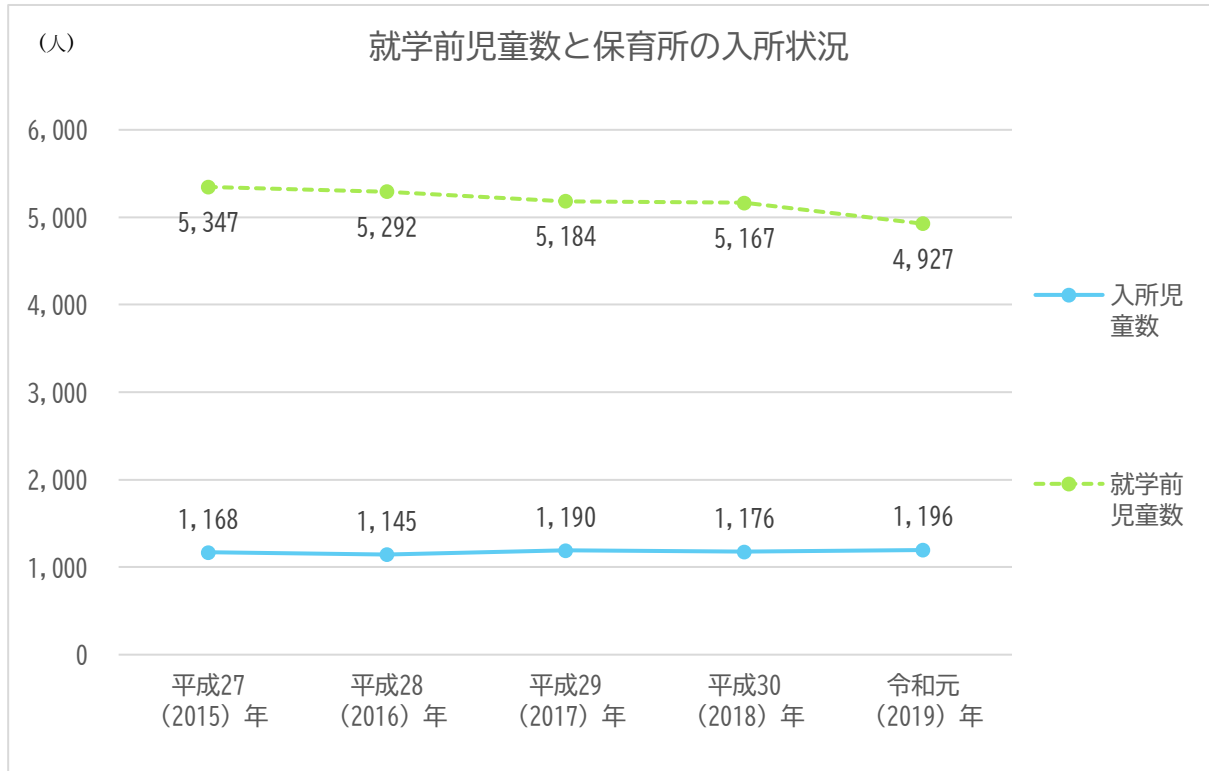
生活困難状況の該当数	家庭分類	全体	小学5年	中学2年
2つ以上	困窮家庭	3.7%	3.9%	3.5%
いずれか一つ	周辺家庭	11.3%	12.8%	9.5%
いずれにも該当しない	一般家庭	77.8%	76.3%	79.5%

資料：伊勢原市子どもの貧困対策に関する取組方針（令和3年1月）

(5) 児童福祉

就学前児童数は減少が続き、令和元（2019）年には5,000人を割っています。

入所児童数は、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：統計いせはら（各年10月1日現在）

3 本市の地域福祉の特徴

(1) 地域支援策の推進

地域住民の社会貢献への意識の高まりや、生きがいづくり、地域における世代間交流などを目的に、各種活動に取り組む団体が増えています。

本市では、こうした団体の活動を支援するため、地域の支え合い組織の活動の安定・充実のための側面支援を行う地域の支え合い・助け合い活動推進事業や地域福祉活動の担い手となる人材育成を行っています。

(2) 地域福祉推進主体の活動の推進

① 伊勢原市社会福祉協議会

社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会は、社会福祉法の改正（平成29（2017）年4月1日施行）に伴い、高い公益性を担保するため組織体制の見直しを行い、ガバナンス体制の強化を進めています。

自治会連合会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体を始め、福祉、医療、教育機関、当事者団体などの地域の代表で組織する理事会、評議員会により、地域の意見を反映しながら、地域福祉を推進するための取組を行っています。

住民主体の理念に基づき、近年、多様化した生活課題を解決するため、住民相互の事業を実施しています。また、ボランティア団体の活動や災害ボランティアの育成、ミニデイ（ミニサロン）などの開催支援のほか、日常生活自立支援事業（伊勢原あんしんセンター）、法人後見事業、伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの運営や低所得者への生活資金の貸付事業など、34の事業（令和4（2022）年度）を実施しています。

また、会費制度を設け、地域住民や企業などの参加を呼びかけ、さらに、共同募金、善意銀行などの善意による寄付を募り、地域福祉活動を推進するための財源化確保に努めています。

② 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けて、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、ひとり親家庭など、様々な悩みを持っている人の相談相手や見守り役となり、また、地域住民と行政を結ぶパイプ役として、地域住民の福祉の向上に努めている奉仕者です。

本市では、市内6地区の民生委員児童委員協議会があり、139人（令和4（2022）年10月1日現在）の民生委員児童委員がそれぞれの地区で活躍しています。その中で、13人が主任児童委員として、児童福祉に関する事項を専門的に担当しています。

③ ボランティア

本市では各地域において様々なボランティア活動が行われています。また、市外においても災害支援ボランティアとして活動が活発に行われています。

令和4（2022）年4月1日現在における伊勢原市社会福祉協議会に登録しているボランティア登録者数と団体数は、個人ボランティアが1,228人、ボランティア活動を主目的としている団体が65団体、2,755人となっています。

そのほか、市民活動サポートセンターや福祉施設に登録して活動しているボランティアなど、多様な拠点において様々な活動が推進されています。

ボランティア登録者数と団体数（令和4（2022）年4月1日現在）

区分	人数	団体
個人ボランティア	1,228人	
ボランティア活動を主目的としている団体	2,755人	65団体

資料：市社会福祉協議会

④ NPO法人

ボランティア団体のほか、市民活動団体であるNPO法人も活動しており、令和4（2022）年7月31日現在の認証件数は、神奈川県では計1,478件、本市では計54件となっています。

活動分野別で見ると、神奈川県、本市共に「保健・医療・福祉」の分野が最も多く、続いて「子どもの健全育成」となっています。

活動分野	神奈川県	伊勢原市	活動分野	神奈川県	伊勢原市
①保健・医療・福祉	818件	32件	①国際協力	189件	4件
②社会教育	512件	16件	②男女共同参画社会	58件	1件
③まちづくり	411件	11件	③子どもの健全育成	613件	19件
④観光振興	57件	6件	④情報化社会	84件	3件
⑤農山漁村・中山間	37件	4件	⑤科学技術の振興	48件	2件
⑥学術・文化・芸術・スポーツ	418件	9件	⑥経済活動の活性化	148件	7件
⑦環境の保全	307件	7件	⑦職業能力・雇用機会	225件	5件
⑧災害救援	74件	1件	⑧消費者の保護	51件	0件
⑨地域安全	116件	1件	⑨連絡・助言・援助	496件	15件
⑩人権・平和	150件	7件			

資料：神奈川県 HP「NPO法人（特定非営利活動法人）に関する情報の公開

(3) 在宅福祉施策の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていくためには、包括的な支援・サービス提供体制の構築が重要なものとなっています。

本市では、増加する高齢単身世帯や認知症高齢者に対する福祉サービスの充実を図り、市内5か所に地域包括支援センターを整備しています。

また、介護保険制度や障害者総合支援法の施行に伴い、グループホームやデイサービスセンターなど在宅福祉サービスの拠点として期待される施設も充実してきています。さらに、在宅介護と医療との連携など在宅生活を支える支援体制を深めながら、地域包括ケア体制の充実に取り組んでいます。

(4) 福祉のまちづくりの推進

地域福祉を推進するためには、バリアフリーのまちづくりを進めることが重要です。高齢者や障がい者を含む全ての人々が安心かつ安全に外出できなければ、社会活動や地域福祉活動に積極的に参加することは困難です。

平成23(2011)年3月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標設定などが行われています。

本市では、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」や「伊勢原市が管理する市道の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」の規定に基づき、誰もが安全で円滑に移動できるよう公共施設や歩行空間のバリアフリー化を推進しています。

4 アンケート結果等からみた課題

(1) 市民意識調査の実施概要

① 調査目的

市民の生活状況やニーズを把握し、「第5期伊勢原市地域福祉計画」策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

② 調査設計

- (1) 調査対象：伊勢原市在住の18歳以上の男女個人
- (2) 抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- (3) 調査方法：郵送による配布・回収
- (4) 調査期間：令和3年10月14日（木）～11月5日（金）

③回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
2,000件	1,053件	52.7%

(2) 地域福祉懇談会の実施概要

① 調査目的

地域福祉活動を実践しているNPO法人、民生委員・児童委員、自治会などから、地域の現状や課題を把握するとともに、今後必要な取組などを検討し、「第5期伊勢原市地域福祉計画」策定の基礎資料とするため、伊勢原市社会福祉協議会と合同でヒアリング調査を実施しました。

② 調査設計

- (1) 調査対象：民生委員児童委員やNPO法人等市民活動団体、自治会など75団体
- (2) 調査方法：対面式または紙面によるヒアリング調査
- (3) 調査期間：令和3年11月実施

(3) 結果から見えてくる課題

① 支え合い、助け合いを担う人づくり

アンケート結果では、福祉に関心のある人は全体の8割弱と決して低くありません。関心のある人は年代が高くなるにつれて多くなり、関心がない人は20代、30代で比較的多くなっています。こうした関心を地域福祉の活動参加に結び、地域の人々を中心とした福祉活動の仕組みづくりを促進していくためにも、幅広い年齢層への福祉教育の充実などを含めて、「地域福祉」について啓発していくことが必要です。

また、近年、複雑化・複合化する地域課題や福祉活動に対応するために、さらなるボランティア・市民活動の育成が必要です。ボランティア活動は、回答者の4割が参加経験有りと回答していますが、福祉に関する活動参加者は多くはありません。ボランティアの育成や参加しやすい仕組みづくりなどはもちろん、ボランティア活動の周知や活動主体からの情報発信の支援、福祉事業所や福祉関連団体などとの連携による受入体制の整備など、円滑な活動が行われるように環境を整備していく必要があります。

② 生き生きと安心して暮らせるまちづくり

市民の興味関心のあることや自分の特技・技術を生かすことができる、ボランティア・市民活動、福祉活動等に参加できる場づくりが必要です。アンケートにおいて、伊勢原市でボランティア活動を推進するために必要なことについては、「誰でも気軽に参加できるような内容の活動」が最も求められていることから、ボランティア活動や市民活動には、誰もが気軽に参加しやすい環境を整える必要があります。

誰もが安心、安全に住みやすいまちづくりを進めるために、公共施設のバリアフリー化を進め、子どもや高齢者、障がいのある人など、誰もが利用しやすい環境とすることが望まれています。地域福祉懇談会においても、団体活動区域での課題として、施設周辺のバリアフリー化があげられています。

災害発生時の支援を円滑に行うためには、普段から顔の見える関係づくりが大切です。しかし、アンケートでは、普段の近所づきあいの程度は「会えばあいさつをする程度」が6割以上となっており、地域内での人間関係の希薄化が進む中では、こうした関係づくりは難しくなっています。

災害に備え、地域ごとの特色を把握したうえで、具体的な支え合いの仕組みづくりや援護が必要な方への支援体制づくりが必要とされており、地域における実効性のある防災・防犯体制を整備していくことが重要です。

③ 地域における包括的な支援体制づくり

福祉サービスの利用経験のある人は全体の2割台半ばとなっています。利用経験者に福祉サービスの不都合や不満の内容をたずねたところ、3割台半ばが「不都合や不満はない」と回答した一方、「どのサービスが良いのかわからない」、「利用手続きが煩雑」、「サービス情報の入手が難しい」といった回答も多くあげられています。福祉サービス利用にあたっては、サービスの質の向上を図るため、利用者が安心して利用できるような仕組みづくりが必要です。

アンケートでは、成年後見制度を知っている人は全体の3割台半ばにとどまり、依然として認知度が低い状況にあります。さらに、制度の利用希望について「わからない」人は約4割、伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターを知っている人はわずか1割弱となっていることから、制度に関する広報・啓発活動を強化し、利用促進のための取組を進めることが重要です。

また、実施体制についても、成年後見・権利擁護推進センター機能の充実を図り、関連機関等との連携や情報共有体制を強化していく必要があります。

第3章 地域福祉計画の方向性

1 基本理念

誰もが互いに尊重し合い、共に支え合いながら
自分らしく生き生きと自立した生活が送れる地域社会の実現
～共に支え合い、一人ひとりを大切にするまちづくり～

「地域福祉」とは、住み慣れた家庭や地域で、誰もが互いに人権を尊重し、共に支え合い、その人らしく安心して生き生きと自立した生活が送れるような地域社会をみんなで築いていく取組のことです。

地域の福祉力を強化・活性化するためには、市民一人ひとりが「困っている人がいたら手助けしよう」「地域で支え合おう」という意識を持ち、行動することが大切です。

社会福祉法が規定する地域福祉の理念を踏まえ、「人権尊重」「共生社会の実現」「自立した生活」の3つのキーワードを構成要素とする第4期計画の基本理念を引き続き継続し、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

2 重点目標

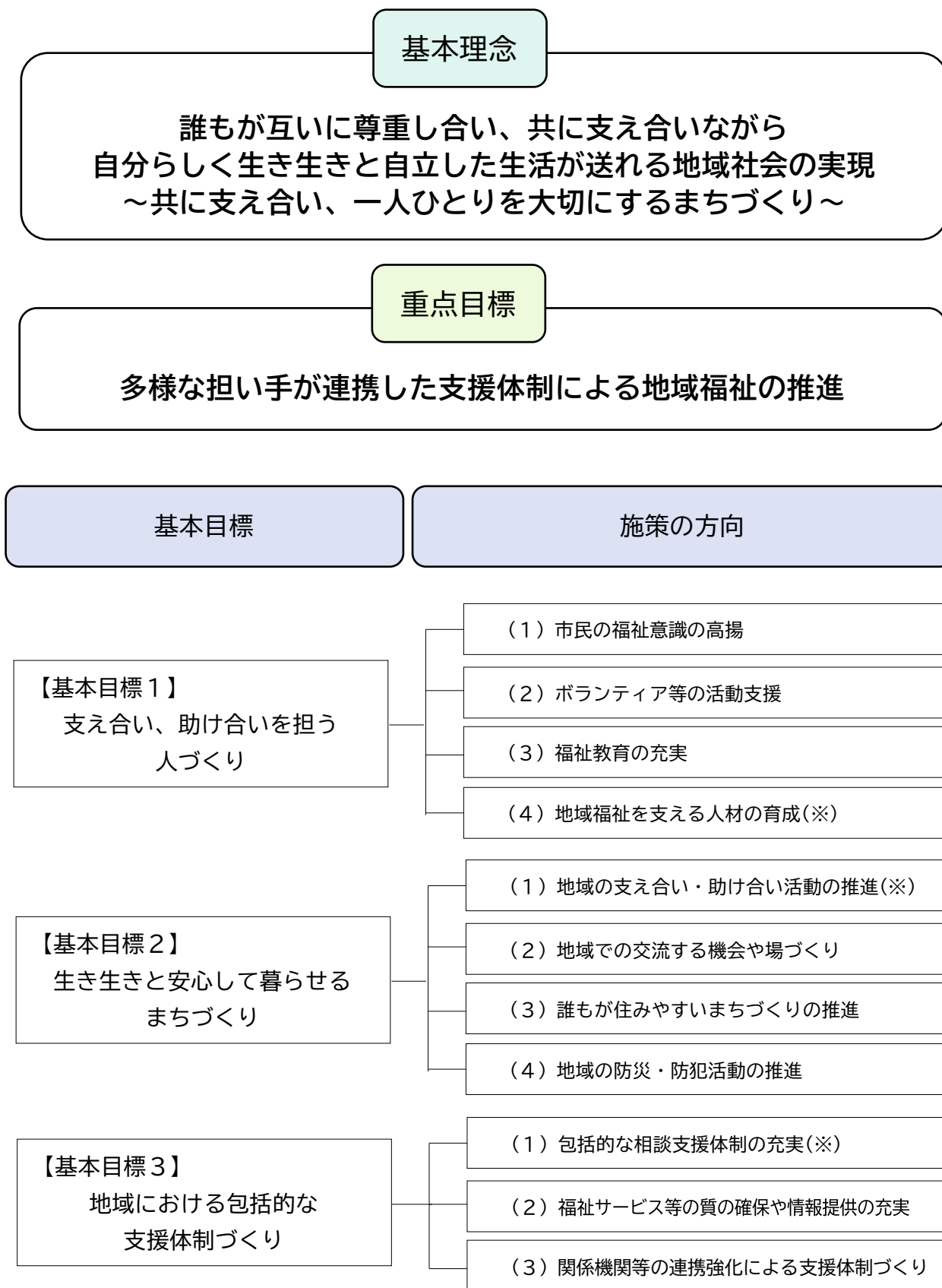
目指す将来像（基本理念）を実現させるための重点目標の設定に当たっては、地域福祉の推進を計画的・実効的に進めるため、市総合計画の個別施策を重点目標としてとらえ、次のように設定しました。

多様な担い手が連携した支援体制による地域福祉の推進

3 基本目標

基本目標1	支え合い、助け合いを担う人づくり
基本目標2	生き生きと安心して暮らせるまちづくり
基本目標3	地域における包括的な支援体制づくり

4 施策の体系図



※ 重点目標関連施策

第4章 重点目標に対する関連施策

基本目標1 — (4) 地域福祉を支える人材の育成

多様化する福祉ニーズに対応していくためには、福祉サービス従事者や地域福祉活動の担い手のほか、支援を必要としている人を的確に関係機関につなぐ様々な人材の育成が必要とされています。

地域福祉に関する講座などを開催するに当たり、福祉施策と市民、団体などのニーズとの整合を図りつつ、魅力あるプログラムを展開し、地域福祉活動の担い手となる人材育成を行います。

【目指すべき姿（5年後の姿）】

地域福祉活動の担い手となる人材を育成し、住民自らが主体的な活動に取り組める環境を整えます。

基本目標2 — (1) 地域の支え合い・助け合い活動の推進

少子高齢化や核家族化など、生活形態が変化していく中で、誰もが住み慣れた地域で持続可能な生活ができるよう、地域全体でも支え合いが必要です。

また、支援を必要とする人の中には、支援が必要であることを自分から言えない人がいるため、地域の人が積極的に声をかけるなど、地域住民や団体などと連携し、地域で支える仕組みづくりを行います。

地域の支え合い組織の活動の安定・充実のための側面支援を行うとともに、現代社会の現状や地域の支え合い組織の必要性などの周知をします。

【目指すべき姿（5年後の姿）】

地域で支え合い、助け合う仕組みを構築し、多くの住民や団体、事業者などが地域福祉活動に参加できる環境を整えます。

基本目標3 — (1) 包括的な相談支援体制の充実

高齢、障がい、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立(時には排除)しているケースなどを確実に支援につなげます。

【目指すべき姿（5年後の姿）】


市民の課題や困りごとを身近な地域で把握し、多機関協働を進め、市全体でチームとなり相談に対応しています。

第5章 各施策の具体的な取組

基本目標1 支え合い、助け合いを担う人づくり

市民の福祉意識をより高め、地域での交流の機会を増やし、人と人との絆を強めていきます。
 また、地域福祉活動を推進するため、ボランティアの育成や活動の支援を図るとともに、次代を担う子どもへの福祉教育を充実し、地域福祉の担い手を育成します。

成果指標

指標項目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	出典
福祉への関心度	77.4%	 85.0%	伊勢原市地域福祉に関するアンケート調査 (令和3年度実施)

施策の方向(1) 市民の福祉意識の高揚

地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重しながら、支え合い・助け合いの意識を持つとともに、人と人とのつながりを持ち、地域福祉活動につなげていくことが重要です。

本市では地域課題に地域全体が気付き、一人ひとりが高い意識を持って地域福祉活動に参加できるよう、地域福祉活動の必要性や意義を伝え、参加意欲を高めるための啓発活動を行います。

また、年齢や障がいの有無、国籍の違い等に関係なく誰もが多様性を認め合いながらも共に生きる意識を育み、思いやりや支え合い・助け合いの心が育まれるよう、福祉に関する理解の促進、差別や偏見をなくす「心のバリアフリー」を推進します。

推進のための施策

No.	事業名	内容	担当課
1	人権啓発講演会の開催	差別や偏見をなくす「心のバリアフリー」を推進するための啓発事業として、人権啓発講演会を実施する。	人権・広聴相談課

No.	事業名	内容	担当課
2	福祉展の開催	高齢者や障がい者の作品展を開催することにより社会参加の場を設け、地域福祉の推進と市民の福祉に対する意識の高揚を図る。	福祉総務課
3	人権セミナーの開催	市民の人権・同和教育に対する認識を深めるため、人権セミナーを開催する。	社会教育課
4	子ども映画会の開催	子どもの人権教育に対する認識を深めるため、子ども映画会を開催する。	社会教育課

施策の方向（2）	ボランティア等の活動支援
----------	--------------

地域活動やボランティア活動を盛んにするために、誰でも気軽に参加できるような内容の活動や分かりやすい情報提供、身近な活動の拠点づくりなどが必要です。

本市では、高齢者の社会参加及び地域貢献を奨励・支援し、ボランティア活動を通じて高齢者自らの介護予防を促進するとともに、元気な高齢者が暮らす地域社会をつくることを推進しています。

市民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動について、市民への周知・啓発を行うとともに、民生委員・児童委員活動の推進に努めます。

地域福祉を推進する核となりうるNPO法人・ボランティア活動団体がそれぞれの特徴を活かした活動ができるよう支援するとともに、より効果的な活動につなげていくために、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化や団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習など、活動の活性化につながるよう支援します。

推進のための施策

No.	事業名	内容	担当課
5	介護支援ボランティアポイント事業	高齢者が市内の介護保険施設で行ったボランティア活動に対し、ポイントを付与し、当該ポイントを換金することで、高齢者の新たな社会参加へのきっかけと生きがいづくりへの支援、介護予防の推進を図る。	介護高齢課

No.	事業名	内容	担当課
6	民生委員児童委員の活動支援	地域における最も身近な相談役である民生委員児童委員(主任児童委員)の活動内容について広く地域に周知するとともに、地域住民のさまざまな生活上の相談について、関係機関へつなげるように活動を支援する。	福祉総務課
7	市民活動サポートセンターの運営	市民活動のための場所を提供するとともに、団体への情報提供や団体相互の交流、相談対応など、市民活動団体の活動拠点として運営を行いながら、市民活動を活性化させるとともに、団体の自立を促しながら市と市民による協働によるまちづくりを推進させる。	市民協働課

施策の方向(3)	福祉教育の充実
----------	---------

人権教育の重要性は今まで以上に高くなってきており、学校教育における指導の充実及び教育水準の向上を図るため、多種多様な人権課題について教職員の研修実施が必要です。

市民の福祉への理解と関心を高め、地域での支え合い・助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識付けを進めます。

また、学校教育の場に限らず、イベントなどを通じて、支え合う意識や地域福祉を实践する力を育む場づくりを進めます。

推進のための施策

No.	事業名	内容	担当課
8	職員研修の開催	新採用職員及び人権施策推進責任者・担当者、その他職員を対象として、身近に存在する様々な差別や偏見等を改めて認識し、人権についての関心を促し、正しい理解を深めることを目的として、新採用職員研修及び人権研修を実施し、職員の人権意識の高揚を図る。	職員課

No.	事業名	内容	担当課
9	福祉作文の募集	市内小中学校の児童・生徒を対象に、思いやりの芽を育てる福祉作文コンクールを実施し、社会における連帯感と思いやり助け合いの心と福祉意識の高揚を図る。	福祉総務課
10	シニア体験セットの貸出し	インスタントシニア(高齢者疑似体験セット)を希望する団体等に貸し出し、疑似体験してもらうことによりバリアフリーに対する理解を促進する。	福祉総務課
11	人権教育研修会等の開催	人権に対する幅広い理解と知識を深め、差別をなくそうとする意欲とこれを克服する実践力を養うため、人権啓発研修会を開催する。	教育総務課
12	人権教育の実施	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等にもとづき、教職員の人権教育に対する意識の向上と、人間尊重の精神を基盤とした実践力を培う教育を推進する。 ・人権教育研修会の実施 ・人権教育移動教室の実施 ・人権・同和教育研究大会への派遣	教育指導課

施策の方向（4）	地域福祉を支える人材の育成
----------	---------------

地域活動やボランティア活動においては、将来の担い手不足や活動メンバーの固定化が課題となっており、参加者の裾野を広げるとともに、活動のリーダーとなる人材を育成していくことが重要です。

本市ではこころサポーター養成、介護予防サポーター養成・育成、ヘルスマイト養成・育成、健康づくりボランティア支援、子育てサポーター養成など、地域のリーダーを発掘・育成する事業を実施しています。

地域福祉に関する講座を開き、地域福祉に関する意識や理解を促進することで、活動の担い手となる人材の育成を行います。


推進のための施策

No.	事業名	内容	担当課
13	【重点目標関連事業】 地域福祉の担い手の育成	介護、障がい福祉等をはじめとする地域福祉に関する講座を、市民活動団体と協働して開催し、地域福祉に関する意識や理解を促進することで、活動の担い手となる人材を育成する。	福祉総務課
14	こころサポーター養成事業	自殺の現状や原因となる精神疾患についての知識、傾聴などの対応方法について学び、適切な相談窓口に繋げることができる人材を養成する。	障がい福祉課
15	介護予防サポーター養成・育成事業	さまざまな介護予防活動を行う地域のリーダーを発掘・育成し、高齢者が健康で生き生きと生活できる地域づくりを推進する。	介護高齢課
16	ヘルスマイト養成・育成事業	食を中心とした健康づくりをサポートできる人材育成のため、ヘルスマイト養成講座及び研修会等の育成事業を実施する。	健康づくり課
17	健康づくりボランティア支援	健康づくりを推進できる人材育成のために、時機に応じた研修会及び養成講座等を実施する。	健康づくり課
18	子育てサポーター養成事業	子育ての適切な指導・情報提供ができる体制を整え、地域住民が子育て中の家庭を支援するために、子育てサポーターを養成する。	子育て支援課

基本目標2 生き生きと安心して暮らせるまちづくり

地域コミュニティの醸成を図り、地域での支え合い・助け合いを促進するとともに、地域福祉活動のネットワークづくりを進め、地域の支援体制を充実します。

また、地域の防災・防犯体制の強化や移動支援の充実を図ることにより、子どもからお年寄りまで健康で安心できる地域づくりを推進します。

成果指標			
指標項目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	出典
地域活動への参加状況	64.5%	 75.0%	伊勢原市地域福祉に関するアンケート調査 (令和3年度実施)

施策の方向(1)	地域の支え合い・助け合い活動の推進
----------	-------------------

住民の近所付き合いや地域での助け合いに関する意識の希薄化が進んでおり、住民同士を地域で支え合っていくためには、日常生活の中でのつながりが重要です。

また、地域における生活課題や福祉課題への対応に当たっては、地域の中で問題を解決し、又は改善していくことが重要です。

本市では、自治会単位で様々な団体が連携して地域福祉活動を行う地域の支え合い組織の活動を推進しています。

地域福祉活動の大切さや活動の起こし方などの情報提供を通じて、活発な地域福祉活動を広めていくことが必要であり、地域住民がお互いの支え合い・助け合いにより、地域の福祉課題に取り組むことができるよう、交流の場を創出し、地域の絆を強めるとともに、地域福祉活動に対する支援を行います。

高齢者や障がい者、子育て中の人など支援を必要とする様々な人が安心して生活できるよう、地域における支援体制を強化します。

推進のための施策

No.	事業名	内容	担当課
19	【重点目標関連事業】 地域住民の支え合い 組織の啓発・支援	地域で生活する人が地域の中で安心して生活することができる地域社会を構築するため、地域住民等の共助による地域の支え合い組織を自治会単位で設置する。	福祉総務課
20	市民協働推進事業	市と市民活動団体とがお互いの特性を生かして協働で事業を進めることにより、より効果的な事業成果を生み出すことを目的とする。	市民協働課
21	地域活動支援事業	自治会活動や地域づくりの発展のための支援を行うことで、地域コミュニティを活性化し、一定の区域に住む住民自らが地域の課題を解決し、住民の連帯意識を強化していくことを目的とする。	市民協働課
22	市民活動災害補償制度	市内に活動拠点を置く市民活動団体等が、安心して活動できるように市民活動災害補償制度を運用し、市民活動の健全な発展を図る。	市民協働課
23	社会福祉協議会運営 助成事業	社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された地域福祉を推進するための公共性・公益性を持った非営利組織であり、市と連携・協力しながら、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域福祉の推進を図っていることから、継続的な運営費等の支援を行う。	福祉総務課
24	地域包括ケア体制構 築事業	地域包括支援センターを運営し、地域における総合相談、支援、包括的・継続的ケアマネジメントを継続実施する。	介護高齢課
25	ミニデイ(ミニサロン) 事業 ※	地域の高齢者、とくに虚弱で自宅に閉じこもりがちな高齢者の介護予防や生きがいづくり、地域交流の場づくりを目的として、住民主体の活動を支援する。 ミニデイ(ミニサロン)の運営は、社会福祉協議会と連携して支援を行う。	介護高齢課 社会福祉協議会
26	ファミリー・サポート・ センター事業	子育て中の家庭に対する育児の支援体制の充実を図るため、育児の支援を受けたい人と支援を行いたい人からなる会員組織の「ファミリー・サポート・センター」により、育児に関する地域の相互援助活動を支援する。	子育て支援課
27	子育てグループ活動 支援	市内で活動する子育て支援に関するサークルやボランティア団体の把握に努め、団体に対し、活動の場や情報の提供を行い、自主活動を支援している。	子育て支援課

※ 社会福祉協議会への委託事業

施策の方向（2） 地域での交流する機会や場づくり

今後、高齢者人口がさらに増加する中で、高齢者の移動の困難性を考慮して、できるだけ身近な地域の施設を活用して、高齢者の生きがい活動の場・機会の提供や、介護予防のための活動の機会を提供することが必要です。

市民がそれぞれの生き方や暮らし方に応じて地域社会へ参加し、自らの技術や経験を活かし、活躍できる機会づくりを図ります。

また、地域における空き家や空き店舗等を有効活用するなど、その必要性や地域の実情を考慮しながら、地域福祉を推進するための資源として活用することも必要です。

様々な世代が交流できるきっかけづくりを進め、お互いの「顔の見える関係」づくりを図ります。

推進のための施策

No.	事業名	内容	担当課
28	【再掲】 市民活動サポートセンターの運営	市民活動のための場所を提供するとともに、団体への情報提供や団体相互の交流、相談対応など、市民活動団体の活動拠点として運営を行いながら、市民活動を活性化させるとともに、団体の自立を促しながら市と市民による協働によるまちづくりを推進させる。	市民協働課
29	地域コミュニティ推進事業	地域住民に自主的な活動の場を提供し、連帯意識を高め、健康で文化的な地域社会をつくる。 地域の課題を地域が解決できるなど、自立した地域運営を促進する。	市民協働課
30	空き店舗等の有効活用	商店街団体等が実施する空き店舗活用事業等に対し財政的な支援を行い、コミュニティスペース等の確保を図る。	商工観光課
31	老人クラブ育成事業	社会参加活動等を通じて、高齢者の心身の健康保持を図るとともに、生きがいづくり活動の場を確保する。	介護高齢課
32	放課後子ども教室	放課後の児童に健全な遊びや学びの場を提供するとともに、地域住民や多様な世代との交流の場とする。	青少年課

No.	事業名	内容	担当課
33	高齢者学級の開催	高齢者の健康増進を図るとともに、生きがいづくりのきっかけとなる場を提供し、自主活動への参加を促す契機とするため、公民館において高齢者学級を開催する。	社会教育課
34	地域集会所等を活用した地域住民の交流の促進	地域集会所、福祉館、老人福祉センター、坪ノ内老人憩いの家、児童館、公民館など身近な地域施設を活用して、高齢者の居場所づくりや見守りまた、高齢者と子どもたちを含む地域住民の交流の場づくりなどに取り組みます。	市民協働課 福祉総務課 介護高齢課 青少年課 社会教育課

施策の方向（3）	誰もが住みやすいまちづくりの推進
-----------------	-------------------------

誰もが住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮らしていくには、バリアフリー及びユニバーサルデザインの視点による生活環境の整備や地域コミュニティの向上が重要です。

誰にとっても暮らしやすいまちとなるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化を推進します。また、交通弱者の視点に立った交通環境の整備を進めます。

推進のための施策

No.	事業名	内容	担当課
35	公共施設のバリアフリー化の推進	<p>◎障がい者や高齢者、妊産婦や乳幼児連れの方などが安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、社会に参加することのできるまちづくりをめざし、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例や伊勢原市が管理する市道の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の規定に基づき、誰もが安全で円滑に移動できる歩行空間のバリアフリー化及び不特定多数が利用する公共施設のバリアフリー化を推進する。</p> <p>◎民間事業者等による市開発事業事前協議申請時において、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に照らした検討の協議を指導する。</p>	福祉総務課 道路整備課

推進のための施策

No.	事業名	内容	担当課
36	住宅改修サービス事業	<p>◎障がい者のために、玄関・台所・浴室・便所・廊下等を改造する場合、その費用をそれぞれの限度額まで助成する。</p> <p>◎要介護等認定者の自立生活を支援するために、手すりの取付け、床段差の解消、トイレの洋式化など、小規模な改修を対象として、改修費の7割から9割を給付する。(介護保険サービス)</p>	障がい福祉課 介護高齢課
37	やまどり号運行事業 ※	<p>車いす等を使用する重度の身体障がい者の移動を目的としてハンディキャブを運行し、通院等の手段の確保と社会参加を促進する。</p> <p>事業の運営については、社会福祉協議会に委託する。</p>	障がい福祉課 社会福祉協議会
38	公共交通機関との連携	<p>高齢者や障がい者、子育て世代など、誰もが安心して利用できる交通環境を整備するため、公共交通事業者と連携・協力のもとノンステップバスの導入を促進する。</p>	都市政策課

※ 社会福祉協議会への委託事業

施策の方向（４） 地域の防災・防犯活動の推進

災害弱者の救済の一つとして、災害時要援護者台帳の作成など地域防災の推進が図られている中、地域の防災体制の整備とともに、自助、共助による地域住民相互の支え合い・助け合いを今後も進めていくことが必要です。

災害に備えた、自治会における自主防災活動を支援するとともに、災害時における要援護者への対応を迅速に行うため、地域における要援護者の情報の共有化を推進します。

また、犯罪から地域住民を守るため、地域の防犯体制を整備し、「地域の安全は地域で守る」という考えの下、安全・安心な地域づくりを推進していくことが必要です。

犯罪を未然に防止するために、防犯情報の共有化を図り、地域・学校・家庭などの連携による地域ぐるみの防犯活動を推進します。

推進のための施策


No.	事業名	内容	担当課
39	防災訓練の実施	災害時の要援護者対策を推進するため、関係機関と連携して避難支援訓練等を実施する。	危機管理課
40	災害時要援護者避難支援制度の運用	災害時に自分では避難できない、また情報を得ることが難しく何らかの助けを必要とする高齢者や障がい者などが、自主防災組織や民生委員などの地域の支え合い(共助)により、安否確認、情報伝達や避難支援を受けることができる災害時の支援制度を運用する。	福祉総務課 障がい福祉課 介護高齢課
41	自主防災組織と民生委員児童委員への情報提供	本人同意の下、災害時要援護者に関する情報を自主防災組織や民生委員に提供することにより、情報伝達・避難支援補助員の配置など、地域の支え合いによって災害に備える体制を整える。	福祉総務課
42	防犯パトロール	警察署や防犯協会、防犯指導員部会などの関係団体との連携や、防犯パトロールを実施して、犯罪が発生しにくい環境づくりを進める。	市民協働課
43	「あなたを守る家」運動への協力	市民が連携して子どもを犯罪から守るため、緊急な場合などに子どもを保護する運動(市PTA連絡協議会)を支援する。	社会教育課

基本目標3 地域における包括的な支援体制づくり

誰もが福祉等に関する必要な情報が得られるよう、分かりやすい情報提供を図るとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や複雑・多様化する問題に対応する相談支援体制の充実を図ります。

また、制度の狭間にいる人に対し必要な支援ができるよう、関係機関等の連携による協働体制づくりを強化します。

成果指標

指標項目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	出典
相談・支援体制の整備と充実 (気軽に相談できる環境の整備)の満足度	38.0%	 50.0%	伊勢原市地域福祉に関するアンケート調査 (令和3年度実施)

施策の方向(1) 包括的な相談支援体制の充実

介護と育児、同時に直面するダブルケアの問題や、高齢の親とひきこもりの子による8050問題、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものヤングケラーの問題など、地域での生活課題は複雑化・深刻化してきており、相談機関が分からず、悩みを抱え込み、地域から孤立してしまうといったケースも顕在化しています。

こうした複雑化・多様化した生活課題に対して、適切に対応ができるよう関係機関との連携・協働を図り、高齢者や障がい者、子育てなどさまざまな相談を「丸ごと」受け止めることのできる包括的な体制の整備を進めるとともに、各種相談支援体制の充実を図ります。

推進のための施策

No.	事業名	内容	担当課
44	【重点目標関連事業】 包括的な支援体制の整備	多様化、複雑化する市民の相談や地域生活課題に対して、適切に対応できるよう関係機関との連携を図り包括的な支援体制を整備する。	福祉総務課

No.	事業名	内容	担当課
45	福祉総合相談	保健・福祉全般に関する総合相談窓口として設置。担当部署などの関係機関と連携し、相談者の抱える課題の解決を図る。	福祉総務課
46	障がい者相談支援事業	相談支援事業所を増設するとともに、相談支援事業所の中核的な役割を担う基幹相談支援センター(障がい福祉課)を中心に、相談支援事業所の資質向上を図る。	障がい福祉課
47	地域包括支援センター高齢者総合相談	保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門的なスタッフを配置し、高齢者や介護者への総合相談、虐待防止・早期発見、介護予防ケアマネジメントなどを行い、地域で身近な総合相談窓口として、支援・助言を行う。	介護高齢課
48	高齢者総合相談	高齢者や介護者に対して、介護、健康、医療など様々な面から総合的に支え、困難事例や権利擁護を必要な場合に、支援・助言を行う。	介護高齢課
49	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の対象者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金及び子ども学習支援事業を始めとする任意事業等を通して、生活困窮者の自立支援を図る。	生活福祉課
50	地域での健康相談	健康増進法に基づき、疾病予防や健康の保持増進を目的にがん検診時などに地域に出向き保健師・栄養士・歯科衛生士が健康相談を実施する。	健康づくり課
51	子ども相談・支援	<p>◎妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を充実させるため、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象に、妊娠・出産・子育てに関する相談、支援の充実を図る。</p> <p>◎子ども相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭及び児童の福祉に関する相談に応じ、必要な調査や助言、指導を行う。 ・要保護児童対策地域協議会の適切な運営を図り、児童虐待の未然防止と早期発見・対応に向け、関係機関の連携強化を図る。 	子育て支援課 子ども家庭相談課

No.	事業名	内容	担当課
52	発達(療育)相談	心身の発達に遅れや心配のある乳幼児に関する発達(療育)相談に応じ、専門的な助言や指導を行う。	子ども家庭相談課
53	子育て支援センター事業	地域で孤立しがちな母親の子育ての不安やストレス、悩みの解消を図るため、子育て支援センター「フリースペース」等に子育てアドバイザー・子育てサポーターを配置し、子育ての相談や親子の遊びや情報交換、仲間づくりの場を提供していくとともに、子育てに関する講座の充実等に取り組み、おしゃべり会やワークショップを開催する。	子育て支援課
54	子ども・若者相談	子ども・若者相談体制の充実を図る。 ◎相談により問題改善や解決に向けた助言を行う。 ◎非行の早期発見と指導に努める。 ◎困難を有する子ども・若者(ひきこもり・ニート等)への対策として、県央地域若者サポートステーションと連携する。	青少年課
55	教育相談事業	伊勢原市内在住、在学の児童生徒についての学校不適応、家庭教育などの教育相談を、本人及び保護者、又は教職員などから受ける。	教育センター
56	虐待防止事業	◎障がい者虐待の早期発見、早期対応及び相談機能の充実等、関係機関の連携強化を目的とした研修会を実施するとともに、未然防止に向けた普及啓発活動を実施する。 ◎高齢者虐待の早期発見、早期対応及び相談機能の充実など高齢者の権利擁護を図るため、高齢者虐待に関する相談に適切に対応するとともに、関係機関の連携の強化や研修会を実施する。 一般市民、介護保険事業者、医療機関等に対する高齢者虐待に関する啓発事業を行う。 ◎保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の適切な保護を図るとともに、未然防止に向けた普及啓発を実施する。 要保護児童対策地域協議会の連携強化を図る。	障がい福祉課 介護高齢課 子ども家庭相談課

施策の方向（2） 福祉サービス等の質の確保や情報提供の充実

福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択に資するため、対象施設管理者に対し、福祉サービス第三者評価の普及・促進を図ることが必要です。また、より質の高い福祉サービスを提供するためには、福祉関係の専門職員の資質の向上を図っていくことも必要です。

本市では、福祉サービス事業者による質の高いサービスの提供と、利用者にあったサービスの選択を推進するため、第三者評価機関による評価制度の普及・啓発を図っています。

さらに、誰もが必要なときに必要な福祉サービスに関する情報を入手できることは、地域で暮らしていく上で安心につながります。

誰もが安心して福祉サービスが利用できるよう、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、健康づくりなどに関する情報の提供体制の充実や情報のバリアフリー化を推進します。

推進のための施策

No.	事業名	内容	担当課
57	福祉サービス第三者評価制度の普及・啓発	福祉サービス事業者による質の高いサービスの提供と利用者が自分に合った質の高いサービスの選択等を推進するため、神奈川県が設置する「かながわ福祉サービス第三者評価機構」を活用し、事業者自らがサービスの向上を促進するため、第三者評価制度の普及・啓発を図る。	福祉総務課
58	介護事業所の外部評価	地域密着型サービスのうち、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の指定基準に、自ら提供するサービスの自己評価及び外部評価の実施が義務づけられているが、更に自己評価を促進することによりサービスの質の向上・改善を図る。	介護高齢課
59	研修会・意見交換会等の開催	◎相談支援体制の充実を図るため、障がい者とくらしを考える協議会において、相談員等の資質向上に向けた研修会等を実施する。 ◎ケアマネジメントの適正化等を図るため、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員等に対する研修や情報交換会を定期的に開催する。	障がい福祉課 介護高齢課
60	ホームページでの情報提供	市ホームページから、様々な保健・福祉サービス情報が入手できるよう、分かり易く充実した情報を掲載する。	保健福祉部各所属 子ども部各所属

No.	事業名	内容	担当課
61	市広報紙による情報提供	市広報紙から、様々な保健・福祉サービス情報が入手できるよう、分かり易く充実した情報を掲載する。	保健福祉部各所属 子ども部各所属
62	ツイッターによる情報提供	市公式ツイッターにより、様々な保健・福祉サービス情報が入手できるよう、分かり易くタイムリーな情報を発信する。	保健福祉部各所属 子ども部各所属
63	LINEによる情報提供	市公式LINEにより、様々な保健・福祉サービス情報が入手できるよう、分かり易くタイムリーな情報を発信する。	保健福祉部各所属 子ども部各所属
64	保健・福祉サービスメニューガイドの発行	市民の誰もが、適切な保健・福祉サービスを等しく受けることができるよう、保健・福祉サービスメニューガイドを作成し、地域住民や関係機関へ情報提供することにより、一括した保健・福祉サービスの周知を図る。また、当該ガイドは、市ホームページにも掲載する。	福祉総務課
65	いせはら健康カレンダーの配布	様々な健康に関する情報を市民に周知するため健康カレンダーを全世帯に対し新聞折込や市役所・公民館等で配布する。	健康づくり課

施策の方向（3）

関係機関等の連携強化による支援体制づくり

地域には、地域団体・機関、ボランティア・NPO法人等市民活動団体、福祉サービス事業者など、様々な福祉に関する事業を行っている団体があります。これらの団体が連携を深め、身近な生活範囲を基盤にしたネットワークづくりが必要です。

市民が安心して生活できるよう、福祉分野の専門職や地域医療との連携を図り、地域住民やボランティアなども協力した生活支援、相談などの各種福祉サービスを提供する包括的なケア体制の整備を進めます。

また、地域福祉を推進するため、社会福祉協議会や民生委員児童委員、自治会など、既存の地域資源との連携の強化を図ります。

推進のための施策

No.	事業名	内容	担当課
66	ふれあい収集事業	日常的に介助・介護が必要な高齢者のみの世帯(65歳以上)及び障がい者(各手帳取得者)などを対象に週1回、環境美化センター職員が玄関先に伺い、ごみの収集を行うとともに、安否確認のための声かけを行う。	環境美化センター 障がい福祉課 介護高齢課
67	小型家電リサイクル事業	小型家電リサイクル法に基づき、分別回収した使用済み小型家電を就労継続支援B型事業所に引渡し、事業所の利用者が解体してリサイクル業者に渡すこと(かながわモデル)で、利用者の工賃アップと社会参加を目的とする。	環境美化センター 障がい福祉課
68	地域見守り体制の充実	高齢者や障がい者など、支援を必要とする方に応じた適切な支援を行うため、関係団体・事業者等と連携し、地域における見守り体制を充実する。	福祉総務課
69	事業所開設に向けた相談・助言	障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域生活支援の充実を図るため、障がい福祉サービス事業所等の開設に向けた相談・助言を行い在宅福祉サービスの充実を図る。	障がい福祉課
70	地域密着型サービス施設の整備	住み慣れた地域で、高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを目指した「地域包括ケア」の推進のため、地域密着型サービス施設の充実を図る。	介護高齢課
71	高齢者支援事業	①日常生活用具等支援事業(おむつ等) ねたきりや認知症の登録がある高齢者などに、紙おむつなどの日常生活品を給付する。 ②寝具等乾燥丸洗い事業 在宅ねたきり高齢者などの衛生環境を維持するため、寝具の乾燥消毒を年8回、丸洗い乾燥を年2回、自宅に業者を派遣して実施する。 ③まごころ配食サービス事業 家庭で食の確保が困難で福祉的な支援が必要な人に対し、昼食・夕食の宅配を通じ、同時に安否確認を行う。	介護高齢課
72	育児支援家庭訪問事業	◎妊娠期から継続的な支援が必要な場合や出産後間もない時期の養育者や様々な原因で養育が困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児・家事支援等を行うとともに、保健師や助産師等による専門的支援を行い、養育上の諸問題の解決や軽減を図り、虐待を未然防止することに繋げる。	子ども家庭相談課

第2部

対応する
SDGs



成年後見制度利用促進基本計画

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の経緯

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が十分でないことにより、財産管理や契約行為などの日常生活に支障がある人に対し、社会全体で支え合うための制度として平成12年から始まりました。

しかしながら、この制度が必要な方が、必要な時に十分に利用されていないのが現状です。

こうした状況を踏まえ、国では、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年5月に施行されました。同法律において、市町村の講ずる措置等が規定され、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めることとされました。

本市においても、今後、判断に配慮を要する高齢者や障がい者を適切に成年後見制度へつなぎ、共に支え合える地域づくりを目指し、成年後見制度の利用促進に関する施策を整備し、総合的かつ計画的に推進するため、令和3年3月に第4期伊勢原市地域福祉計画中の成年後見・権利擁護推進事業を本計画として位置づけました。

今回、第5期伊勢原市地域福祉計画の策定に伴い、本計画を改定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に則り、また、国の基本計画を勘案した中で、判断に配慮を要する高齢者や障がい者を適切に成年後見制度へつなぎ、共に支え合える地域づくりを目指す計画です。

また、本計画の基本的な考え方や施策については、令和5年度から令和9年度までを期間とする「第5期伊勢原市地域福祉計画」の一部に位置付け、権利擁護施策の一体的な整備を図ります。

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28(2016)年法律第29号)

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を構ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(平成28(2018)年5月13日施行)

3 計画の期間

本計画は、第5期伊勢原市地域福祉計画の期間と合わせ、令和5年（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間としています。

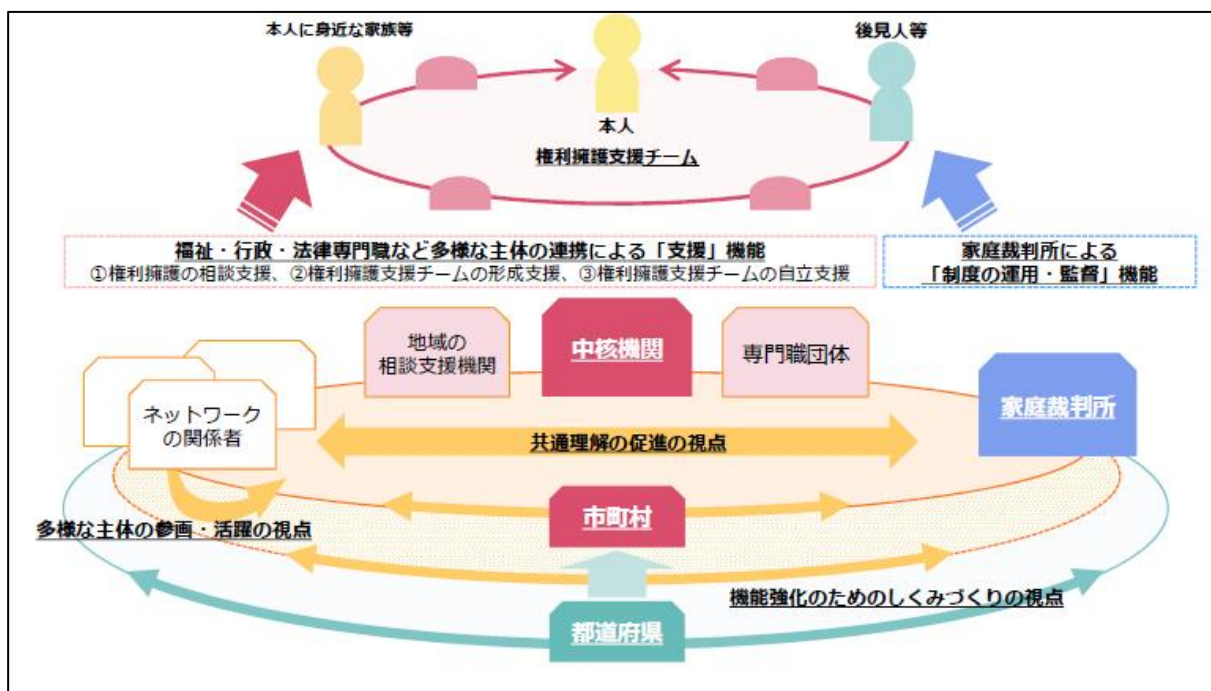
ただし、期間内であっても、社会情勢の変化、地域の実情などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

4 推進体制

成年後見制度に関わるさまざまな支援者が連携し、法律や福祉などの専門職の助言等を受けることで、当事者にとってより適切な支援へとつなぐことを目的とします。

国は、新たな第二期計画で地域連携ネットワークのイメージを下図のように示しています。本市においても、関係機関との連携を図り、段階的に施策を進めます。

＜権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ＞



資料：第二期成年後見制度利用促進基本計画（概要）より抜粋

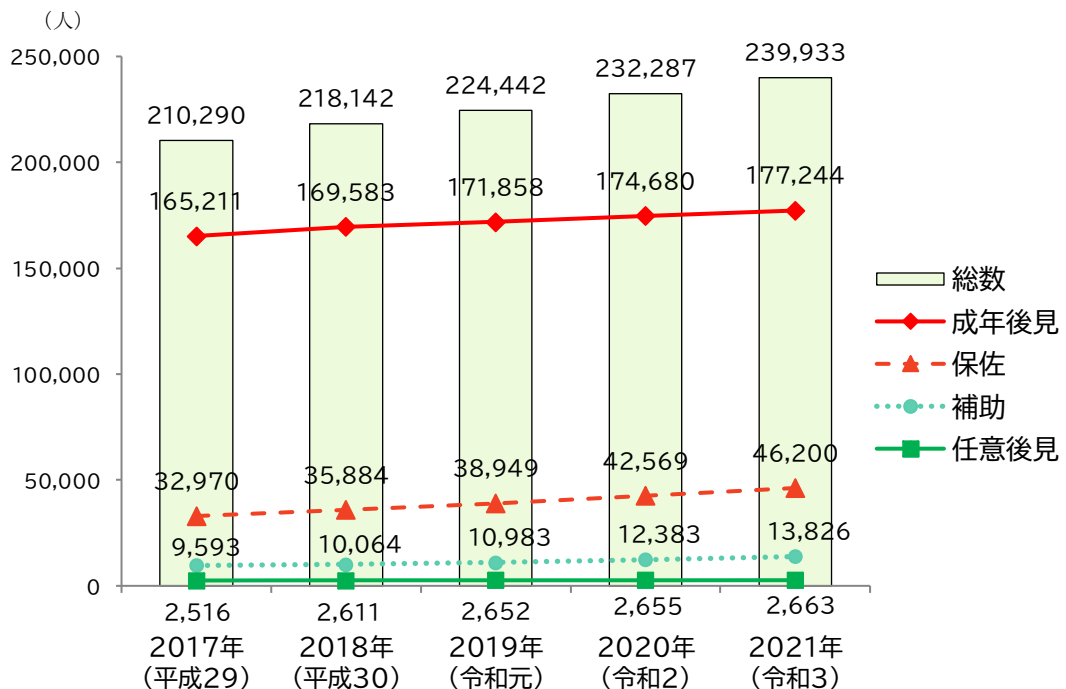
第2章 本市の成年後見制度における現状

1 人口等の推移

(1) 成年後見制度の状況

① 成年後見制度利用者数の推移（全国値）

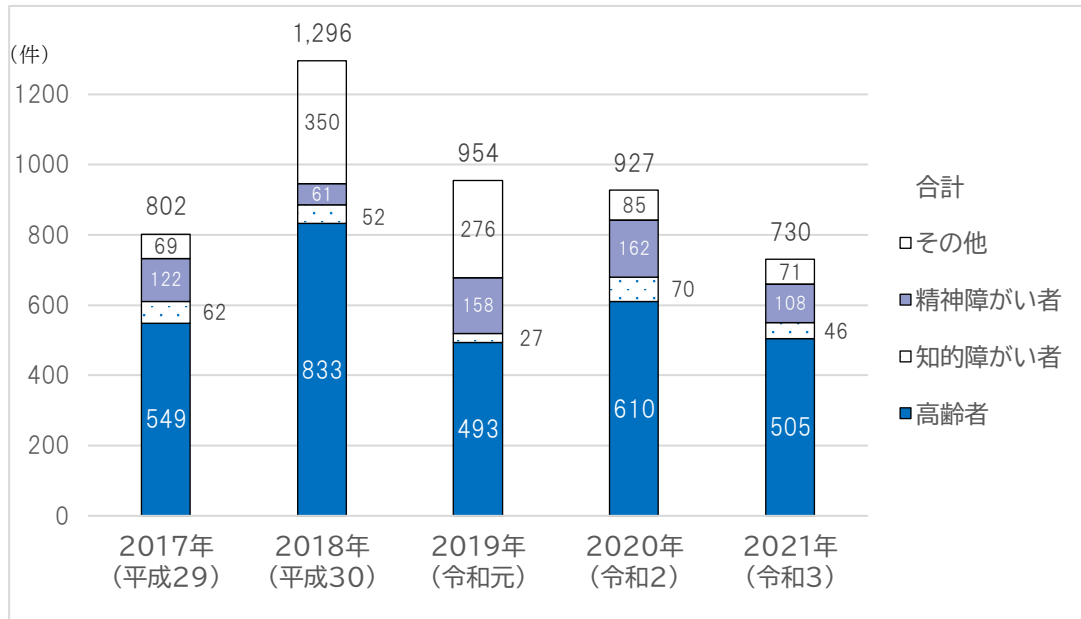
成年後見制度の利用者数は、概ね一定の割合で増加しており、対象者である高齢者等の増加が見込まれる中、成年後見制度を利用する方は今後も増えていくことが予想されます。



資料：最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況

② 成年後見・権利擁護推進センター 相談対象者別利用実績

相談対象者で最も多いのは高齢者、次いで精神障がい者となっています。
平成30年をピークに利用実績数は減少傾向にあります。



資料：社会福祉協議会事業実績報告書

③ 成年後見・権利擁護推進センター 相談内容内訳

センターへの相談内容は、「法定後見」、「市民後見人関係」、「後見センター関係」が特に多くなっています。

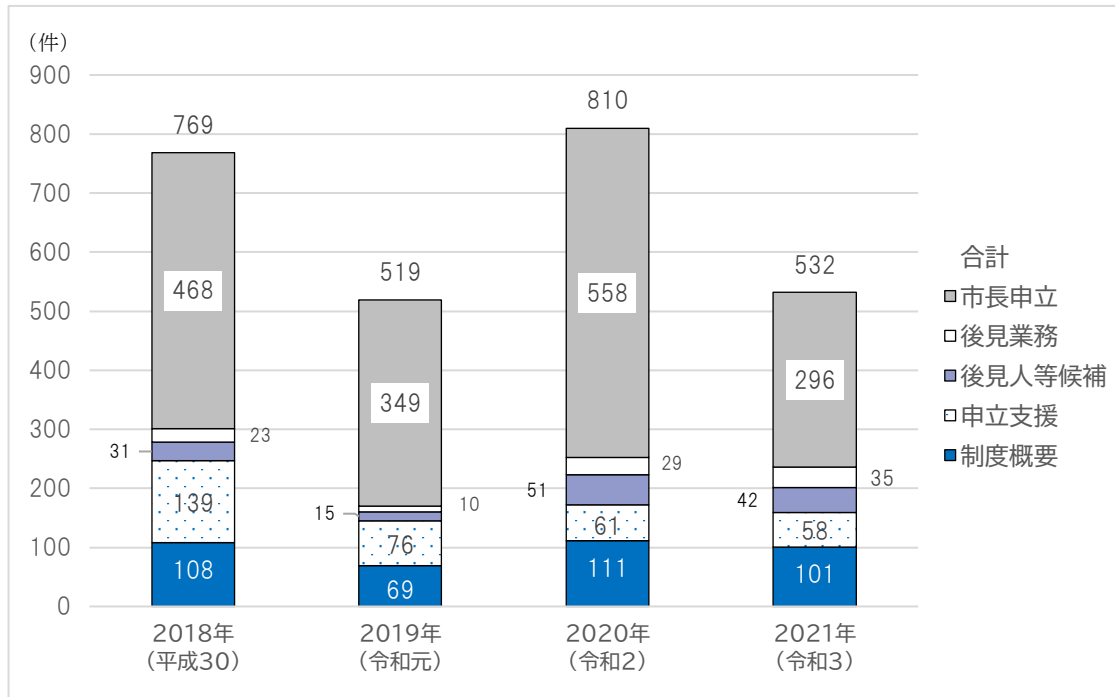
(件)

	2017年 (平成29)	2018年 (平成30)	2019年 (令和元)	2020年 (令和2)	2021年 (令和3)
法定後見	522	769	519	810	532
任意後見	25	37	12	17	15
日常的な金銭管理	48	53	22	9	31
財産の管理	29	61	46	21	31
保健・福祉サービスの手続き	9	17	8	0	16
医療に関する事項	18	34	33	55	41
苦情(福祉サービス・後見人)	0	5	1	0	2
今後の生活設計	36	84	40	8	44
生活に関する事項	0	48	19	47	82
市民後見人関係	27	112	148	98	94
後見センター関係	32	147	93	61	49
遺言・相続	61	28	29	26	15
消費生活被害	6	0	3	1	3
虐待・権利侵害	47	104	2	8	5
その他	76	92	66	14	4
合計	936	1,591	1,041	1,175	964

資料：社会福祉協議会事業実績報告書

④ 成年後見・権利擁護推進センター 法定後見内訳

法定後見における相談内容は、「市長申立」が最も多くなっています。



資料：社会福祉協議会事業実績報告書

(2) アンケート結果から見えてくる課題

① 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度は、「知っている」は年代が上がるにつれて認知度が高く、50代以上で4割前後となっています。「聞いたことはあるが詳しい内容まではわからない」は30代以上で4割前後、「知らない」は10・20代で45.3%、30代でも31.4%と他の年代より高い傾向がみられます。

	調査数 (n)	認知度 (%)			
		知っている	聞いたことはあるが詳しい内容まではわからない	知らない	無回答
全体	1053	35.6	39.8	23.1	1.5
10・20代	86	18.6	36.0	45.3	-
30代	118	29.7	38.1	31.4	0.8
40代	152	32.9	40.8	26.3	-
50代	167	38.9	40.7	19.8	0.6
60代	173	41.6	39.9	17.3	1.2
70歳以上	347	38.6	40.1	18.2	3.2

資料：地域福祉に関するアンケート調査

② 伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの認知度

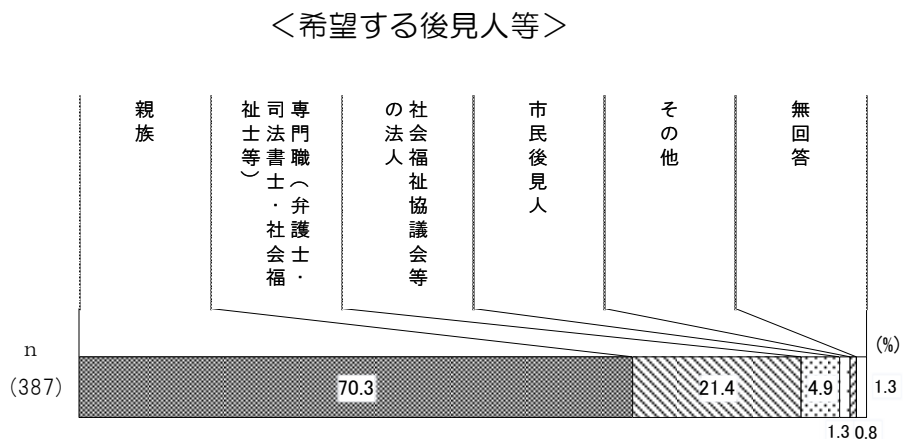
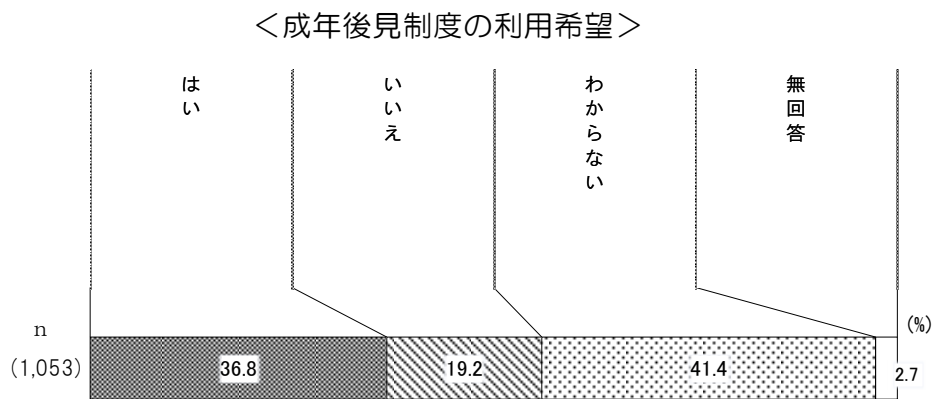
伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの認知度は、知っている市民が8.9%にとどまり、特に40代以下では知らないという回答が9割を超えています。

	調査数 (n)	はい	いいえ	無回答
全体	1053	8.9	87.7	3.3
10・20代	86	1.2	95.3	3.5
30代	118	3.4	93.2	3.4
40代	152	5.3	94.1	0.7
50代	167	9.0	86.8	4.2
60代	173	9.2	87.3	3.5
70歳以上	347	14.1	82.1	3.7

資料：地域福祉に関するアンケート調査

③ 成年後見制度利用希望における後見人等の希望者

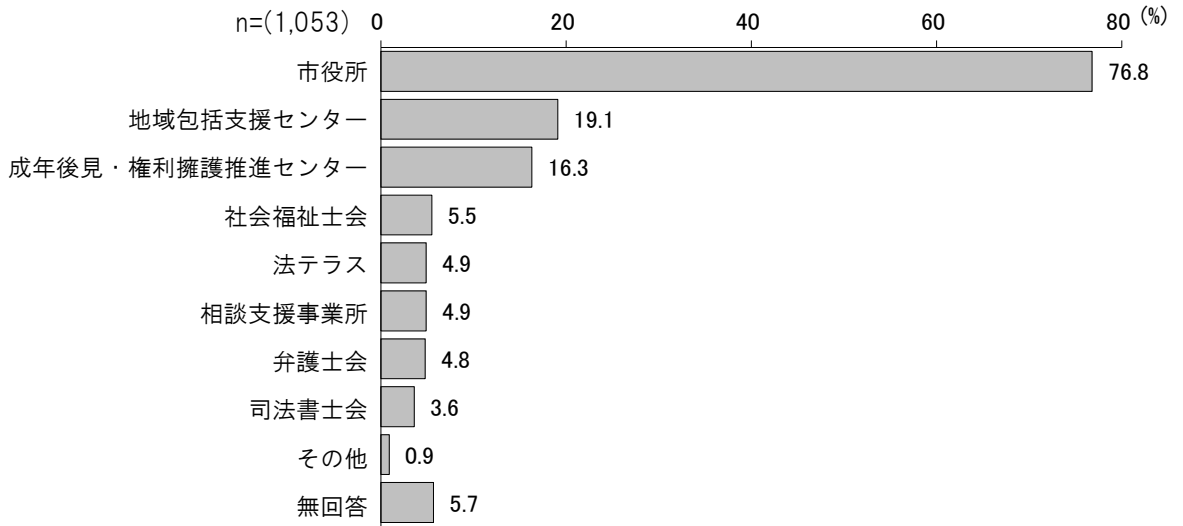
成年後見制度の利用希望がある回答者に後見人等の希望者をたずねたところ、「親族」が70.3%で最も多く、「専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）」が21.4%となっています。



資料：地域福祉に関するアンケート調査

④ 成年後見制度についての利用相談窓口

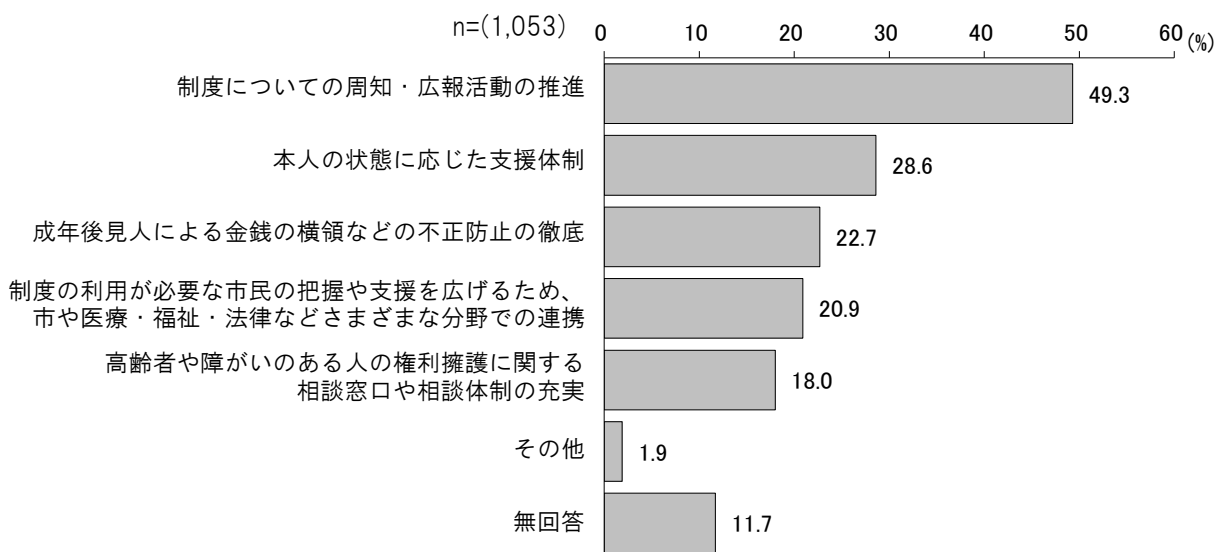
成年後見制度についての利用相談窓口は、「市役所」が特に多く、「地域包括支援センター」と「成年後見・権利擁護推進センター」が1割台で次いでいます。



資料：地域福祉に関するアンケート調査

⑤ 成年後見制度の利用促進・充実のために必要なこと

成年後見制度の利用促進・充実のために必要なことは、「制度についての周知・広報活動の推進」が約半数で最も多く、「本人の状態に応じた支援体制」も望まれています。



資料：地域福祉に関するアンケート調査

■課題

アンケートでは、成年後見制度を知っている人は全体の3割台半ばにとどまり、依然として認知度が低い状況にあります。また、中核機関である伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの認知度は1割に満たない状況です。

また、自身や親族が認知症等により判断が十分にできなくなったときには、7割の人が「親族」に後見人等になってもらうことを希望しています。

制度の内容や利用方法、相談窓口などについて一層の周知・啓発を図り、制度利用につなげていくことが重要です。

第3章 成年後見制度利用促進基本計画の方向性

1 基本理念

伊勢原市では、地域福祉計画における基本理念として、誰もが互いに尊重し合い、支え合いながら、自分らしく生き生きと自立した生活が送れる地域社会の実現に向けて、共に支え合い、一人ひとりを大切にするまちづくりを目指しています。理念の到達に向けて、「支え合い・助け合いを担う人づくり」、「生き生きと安心して暮らせるまちづくり」、「地域における包括的な支援体制づくり」の3つの大きな目標を掲げ、地域福祉を推進しています。

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の整備を行うことが規定されています。

本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実など、中核機関として成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととします。

2 基本目標

(1) 成年後見制度の広報・啓発

中核機関である「成年後見・権利擁護推進センター」の充実を図り、成年後見制度や権利擁護に関わる普及・啓発活動に取り組みます。

(2) 成年後見制度利用の相談受付

成年後見制度に関する一般相談や行政書士、弁護士、税理士による専門相談を実施し、成年後見制度に関する相談や申立ての各種手続きについての相談等、制度全般に関するさまざまな相談への対応を行います。

(3) 成年後見人等の担い手の育成・活動支援

伊勢原市では、平成26年度から成年後見人等の新たな担い手として、同じ市民の立場で被後見人等を支援する「市民後見人」の養成と活動支援に取り組んでいます。令和4年までに5人の市民後見人が家庭裁判所から選任を受け、後見人として活動しています。

また、親族後見人等に対しても、家庭裁判所と連携し、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

(4) 申立てができない人への支援

成年後見制度の利用が必要な方で、本人が申立てできない場合や申立てができる親族等がないなど、一定の要件を満たす場合は、市長が本人等に代わって申立てを行います。

(5) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進

権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を進めます。

第4章 成年後見制度利用推進施策の推進

1 各種の実施事業の内容について

(1) 成年後見・権利擁護推進センターの利用促進

【福祉総務課、社会福祉協議会※】

※社会福祉協議会への委託事業

- 判断能力に配慮を要する高齢者や障がい者等が財産管理や契約行為を行う場合などに、後見人等が本人に代わって手続きや判断を行うことができるよう、制度を周知して利用を促進します。
- 社会福祉協議会は委託先として、次の事業を実施します。
 - ① 成年後見制度普及・啓発を目的として一般市民向け及び専門職向け講演会を開催します。
 - ② 関係機関の連携体制を強化するため、高齢、障がい、行政関係者による成年後見・権利擁護サポート連絡会を開催します。
 - ③ 成年後見制度や権利擁護に関すること等の相談の場を提供します。

(2) 市民後見人の育成と活動支援

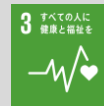
【福祉総務課、社会福祉協議会※】

※社会福祉協議会への委託事業

- 親族や専門職による後見人だけでは、今後の需要を満たせないことから、新たな後見の担い手として、地域住民の力を活かした市民後見人を育成します。
- 社会福祉協議会は委託先として、市民後見人養成講座を実施して、市民後見人を育成するとともに、その活動支援を行います。

第3部

対応する
SDGs



生活困窮者自立支援計画

第1章 計画の策定に当たって

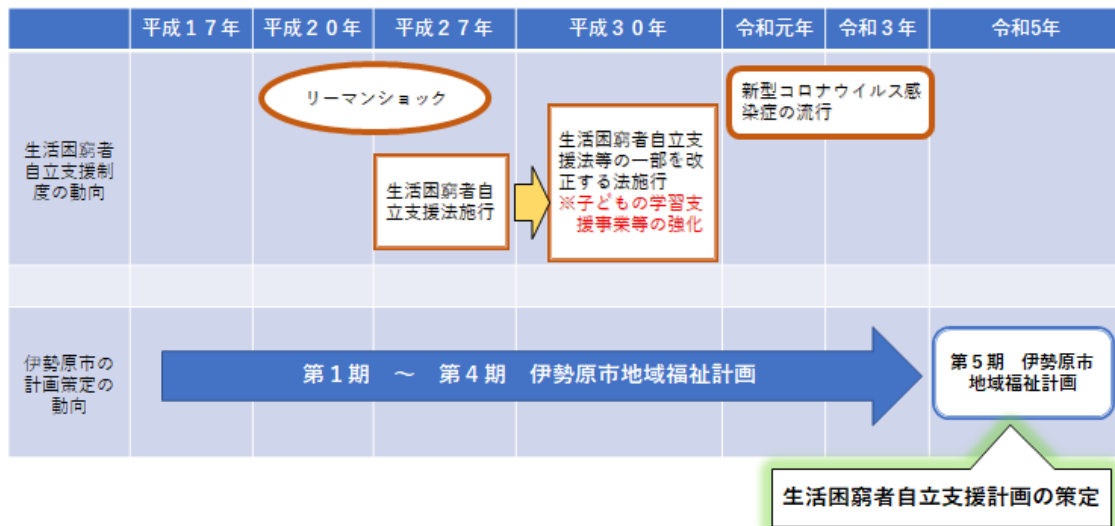
1 計画策定の経緯

リーマンショック以降に増加したと言われている生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行されました。これにより、各自治体においては、自立相談支援事業等の生活困窮者自立支援制度に基づく事業を行うこととなりました。

また、平成30年10月には、「生活困窮者の自立を促進するため生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が施行されました。これにより、生活困窮者に対する包括的な支援体制や子どもの学習支援事業等が強化され、より一層生活困窮者等の自立を支援することとなりました。

一方、本市では、平成17年6月に「だれもが互いに尊重し、共に支え合いながら、自分らしく生き生きと自立した生活が送れる地域社会の実現」を基本理念とした「第1期伊勢原市地域福祉計画」をはじめに、以降、地域情勢の変化や地域ニーズの多様化に対応するため、時点的な計画の修正を含めた見直しを行い、令和3年3月に「第4期伊勢原市地域福祉計画（改定版）」の策定に至っています。

関係法令等の趣旨を踏まえ、生活困窮者の自立に向けた包括的な支援を推進するため、社会福祉協議会などの関係機関と協力しながら、新たに生活困窮者自立支援計画を策定します。



資料：保健福祉部生活福祉課

2 計画の位置づけ

国において、地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなります。地域福祉計画とは、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにし、その解決のために必要な施策や体制を関係機関と協議のうえ、目標を設定し、計画を整備していくものです。とりわけ生活困窮者自立支援計画は、社会福祉法及び国等からの関係通知等に基づき定めるもので、生活困窮者自立支援制度について、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画の策定について」(平成26年3月27日社援発0327第13号厚生労働省社会・援護局長通知)において、地域福祉計画で位置付け、計画的に取り組むことが効果的とされています。

3 計画の期間

本計画は、第5期伊勢原市地域福祉計画の期間と合わせ、令和5年(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間としています。

ただし、期間内であっても、社会情勢の変化、地域の実情などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 本市の生活保護における現状

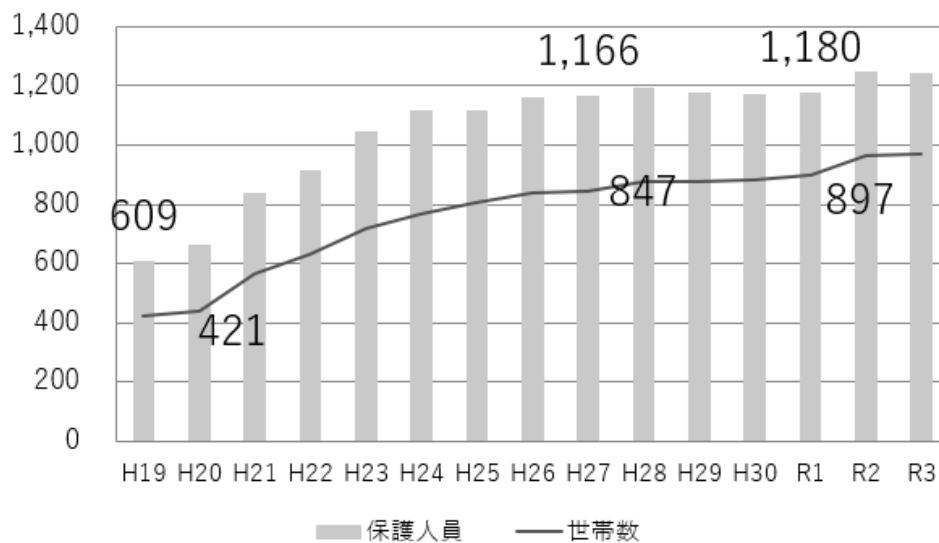
1 人口等の推移

(1) 生活保護の状況

生活保護の被保護人員及び保護率の推移をみると、被保護人員は年々増加傾向にあり、平成27年度では、1,166人で保護率は11.47%となっています。生活保護受給率は、国、神奈川県と比較して低い水準で推移しているものの、生活保護受給者及び生活保護受給世帯は増加傾向にあります。

R3.3時点	被保護人員	被保護世帯数	保護率
国全体	2,053,268人	1,641,536	16.4%
神奈川県	35,548人	27,995	16.6%
伊勢原市	1,246人	971	12.3%

伊勢原市 保護世帯数 推移

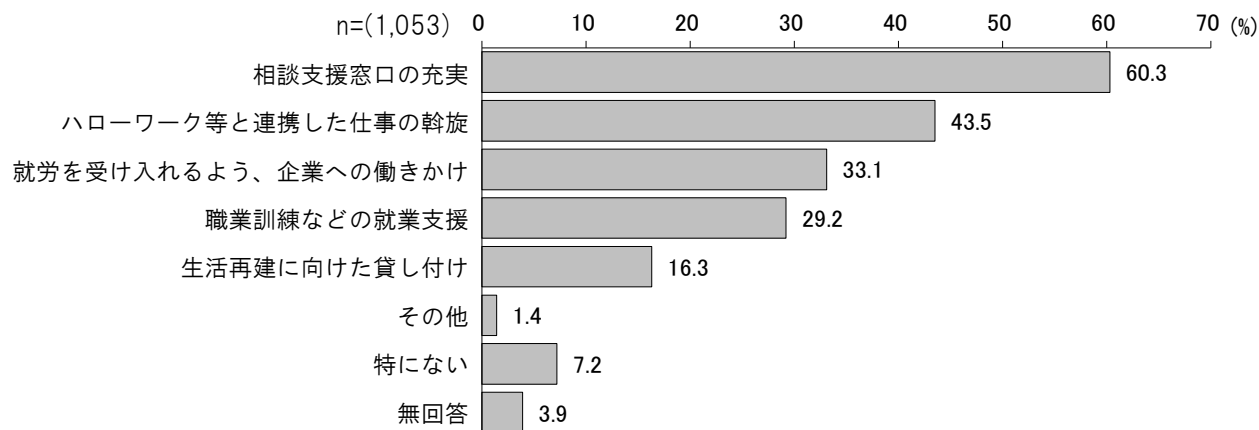


	被保護世帯数	保護率
令和元年度	897	11.6%
令和2年度	967	12.3%
令和3年度	971	12.1%

資料：保健福祉部生活福祉課

(2) アンケート結果

生活困難者の自立支援のために本市が行うべき支援は、「相談支援窓口の充実」が最も多く、以下、「ハローワーク等と連携した仕事の斡旋」、「就労を受け入れるよう、企業への働きかけ」、「職業訓練などの就業支援」が続いています。



資料：地域福祉に関するアンケート調査

第3章 生活困窮者自立支援計画の方向性

1 基本理念

本市では、地域福祉計画における基本理念として、誰もが互いに尊重し合い、支え合いながら、自分らしく生き生きと自立した生活が送れる地域社会の実現に向けて、共に支え合い、一人ひとりを大切にするまちづくりを目指しています。理念の到達に向けて、「支え合い・助け合いを担う人づくり」、「生き生きと安心して暮らせるまちづくり」、「地域における包括的な支援体制づくり」の3つの大きな目標を掲げ、地域福祉を推進しています。

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の整備を行うことが規定されています。

本計画では、生活困窮者に対して新たな支援体制を構築し、自助、互助、共助、公助を基本に、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応し、地域共生社会の実現を目指し包括的な支援に取り組みます。

2 基本目標

(1) 包括的な相談支援

少子高齢化や核世帯の増加等社会構造や価値観の変化により、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。こうした課題に対応する包括的な相談支援を行います。

(2) 自立を促すための適切な就労支援

高齢や病気、障がいなどによる失職が原因で、生活困窮者となった方が再就職し、安定した生活を送るために、社会情勢や個人の状況に応じた就労支援を行います。

(3) 基礎学力の向上・学習習慣の形成のための子ども学習支援

学力の低下が認められる生活困窮者世帯の子どもに学習の場を提供し、勉強への興味や関心を引き出すとともに、適切な学習習慣を形成できるよう世帯の課題を整理し、子どもの生活習慣の改善、子どもが主体的に進路を考え、人生を選択できるよう社会的な自立を支援します。

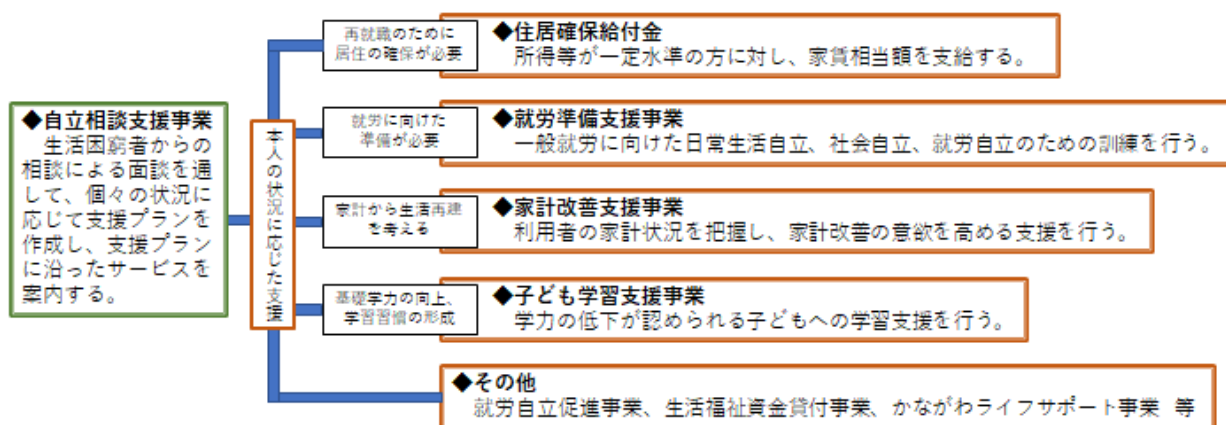
(4) 一時的に経済的な困窮をしている世帯への生活支援

社会環境の変化等により、離職・廃業に追い込まれ経済的に困窮している方が、再び安定した生活を営めるよう家賃相当分の給付金を支給し、家計の視点から必要な助言・指導を行う等の生活支援を行います。

第4章 生活困窮者自立支援施策の推進

1 生活困窮者自立支援事業の概要

生活困窮者自立支援法では、自立相談支援事業と住居確保給付金の2事業が必須の事業とされ、その他の事業は地域の実情に応じて独自に実施する任意事業とされています。これらの生活困窮者自立支援法に基づく事業を活用し、生活困窮者の自立支援を図ります。本市では、自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子ども学習支援事業を展開しています。

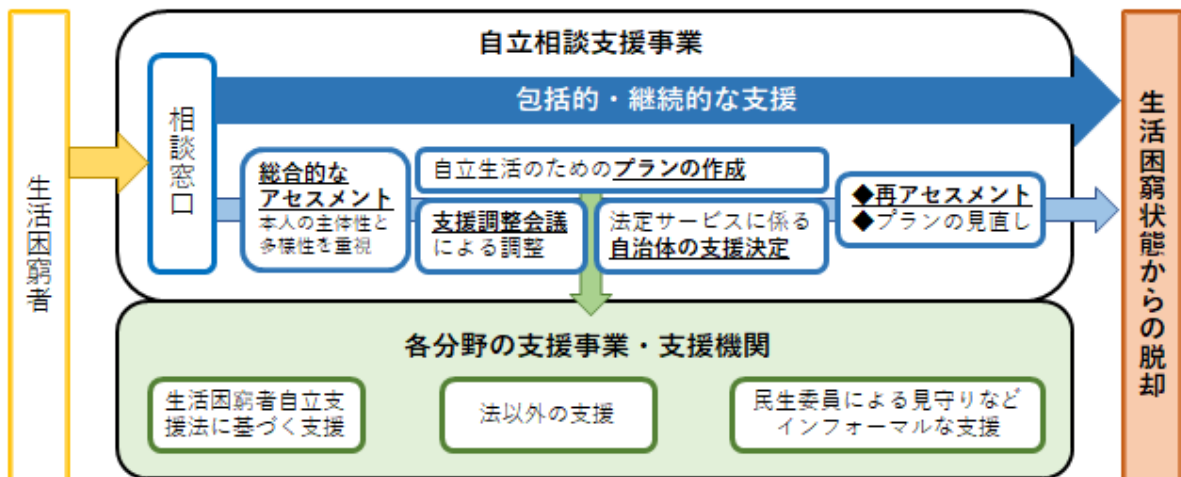


資料：保健福祉部生活福祉課

2 各種の実施事業の内容について

(1) 自立相談支援事業

自立相談支援事業では、生活に課題を抱えている方からの相談を受け、相談者の抱えている生活全般の課題を包括的に評価・分析しそのニーズを把握します。次にニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行います。具体的には、日常生活における困りごとを気軽に相談できる窓口を福祉事務所に設置し、相談に来所した方にはアセスメントを行い、本人の同意のもと状況に応じた支援プランの作成を行い「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」、「子ども学習支援事業」等各種事業へつないでいきます。



年度	相談件数	支援プラン策定件数
令和元年度	76	25
令和2年度	97	79
令和3年度	93	81

資料：保健福祉部生活福祉課

(2) 住居確保給付金

離職や自営業の廃業によって生活に困窮し、住宅を喪失又はそのおそれが高い方で、所得等が一定水準の方に対して、一定期間、家賃相当分の住居確保給付金を支給する制度です。生活保護に至らないためのセーフティネット機能として、自立相談支援事業との組み合わせによる支援効果が期待されます。

<住居確保給付金の支給状況>

年度	相談件数	申請件数	再申請件数	延長件数
令和元年度	882	4	—	—
令和2年度	897	102	—	85
令和3年度	967	47	26	65

資料：保健福祉部生活福祉課

(3) 就労準備支援事業

相談者の中には、様々な事情で公共職業安定所などを利用した求職活動を行うことが困難な方や、就労経験がなく求職活動のためのノウハウがないため、まずは社会参加や職場体験を通じた訓練を受けることが必要な方等、すぐに一般就労に就くことが困難なケースがあります。このようなケースでは、就労意欲の喚起やその前提となる動機を理解してもらうことが必要であり、一般就労に向けた基礎能力の形成等、当該相談者の状況に応じたいくつかのステップを設け、個別の段階的な支援が必要です。一般就労に向けた技法や知識の習得を目的として、自己理解や仕事の理解を通じて、相談者が継続して就労できる職業選択の支援、具体的な応募のための求人検索、応募書類の作成支援及び面談訓練を行う等就労自立に関する支援を行います。

(4) 家計改善支援事業

家計の収支のバランスが取れていない等家計に課題を抱える方からの相談に応じ、相談者ととともに家計の状況を明らかにして生活の再建に向けた具体的な目標を定めます。その上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的なアドバイスを行う等、相談者本人の家計を管理する力を高め、早期の生活の再建を目指して継続的な支援を行います。

(5) 子ども学習支援事業

生活困窮者世帯の子どもを対象にコーディネーターを配置し、教育・生活相談等を適宜行い、基礎学力の向上を促し学習習慣を育みます。また、学校生活や家庭生活等の環境的な側面に学習の阻害要因がある場合には、個別に対応する等、必要に応じて関係機関との連携を図りながら総合的な支援を行います。

第4部

対応する
SDGs



再犯防止推進計画

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の経緯

平成28年12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)第4条第2項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。また、同法第8条では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該地域における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めることとされました。

本市では、こうした状況を踏まえ、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進するため、「伊勢原市再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

国において、地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなります。地域福祉計画とは、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにし、その解決のために必要な施策や体制を関係機関と協議のうえ、目標を設定し、計画を整備していくものです。

再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定された「地方再犯防止推進計画」として、同法に基づき、国の再犯防止推進計画を勘案し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた再犯防止推進施策を円滑に実施するために、伊勢原市内を対象区域として策定する計画です。

3 計画の期間

本計画は、第5期伊勢原市地域福祉計画の期間と合わせ、令和5年(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間としています。

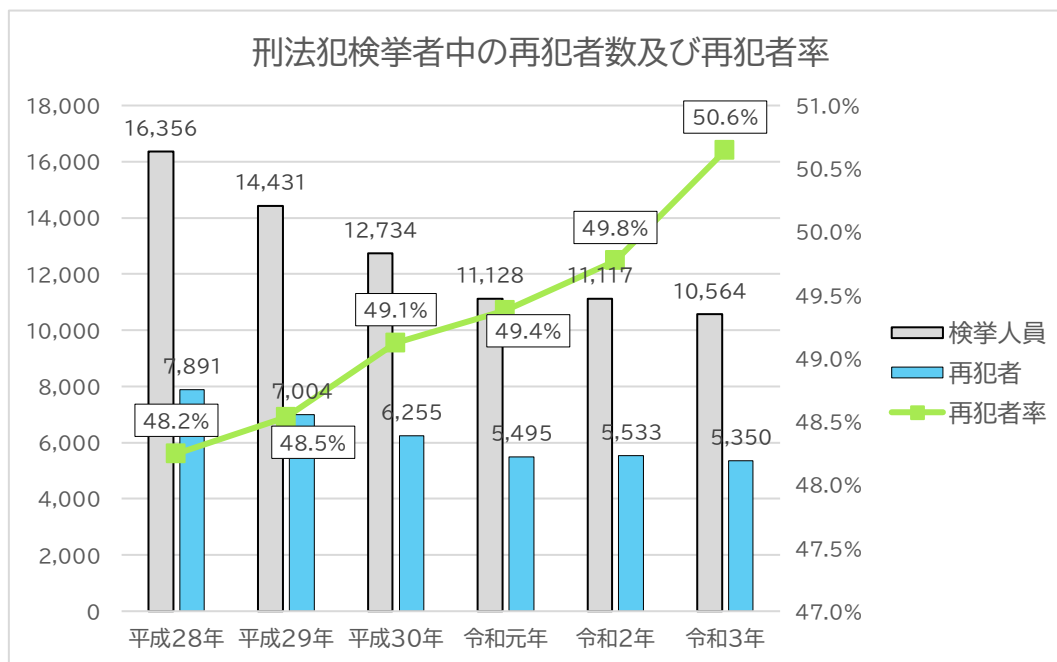
ただし、期間内であっても、社会情勢の変化、地域の実情などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 本市の再犯防止における現状

1 人口等の推移

(1) 県の再犯者数の推移

検挙人員数、再犯者数は減少していますが、再犯者率は年々増加傾向にあります。

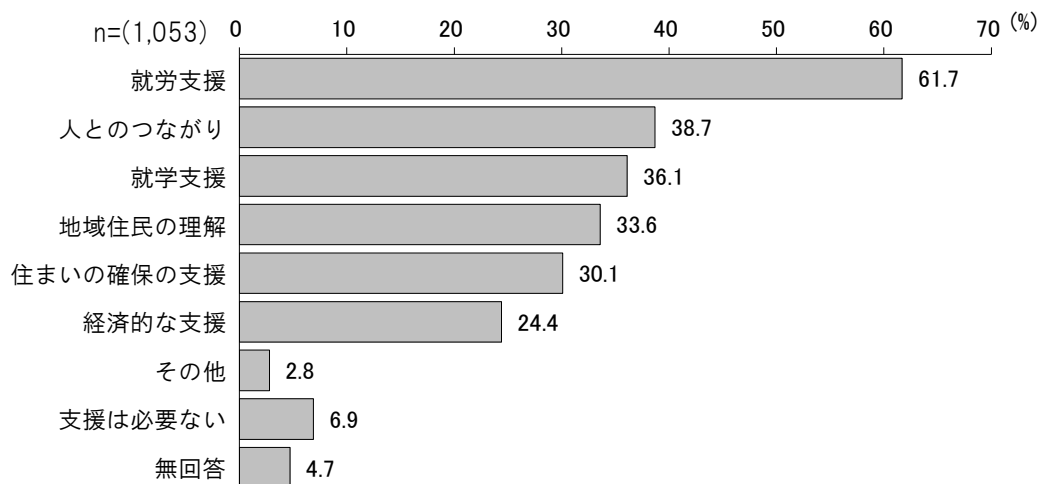


資料：神奈川県警本部作成の犯罪統計資料

(2) アンケート調査結果

① 非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要なこと

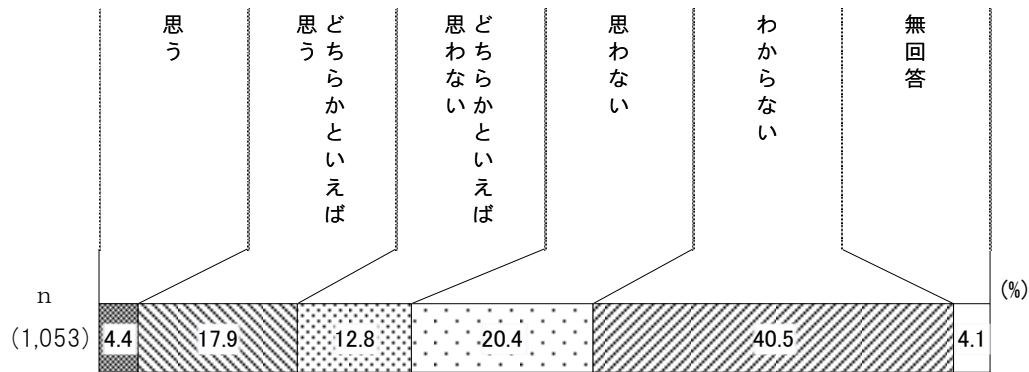
非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要なことは、「就労支援」が最も多く、以下、「人とのつながり」、「就学支援」、「地域住民の理解」、「住まいの確保の支援」が3割台で続いています。



資料：地域福祉に関するアンケート調査

② 非行や犯罪をした人の立ち直りへの協力意向

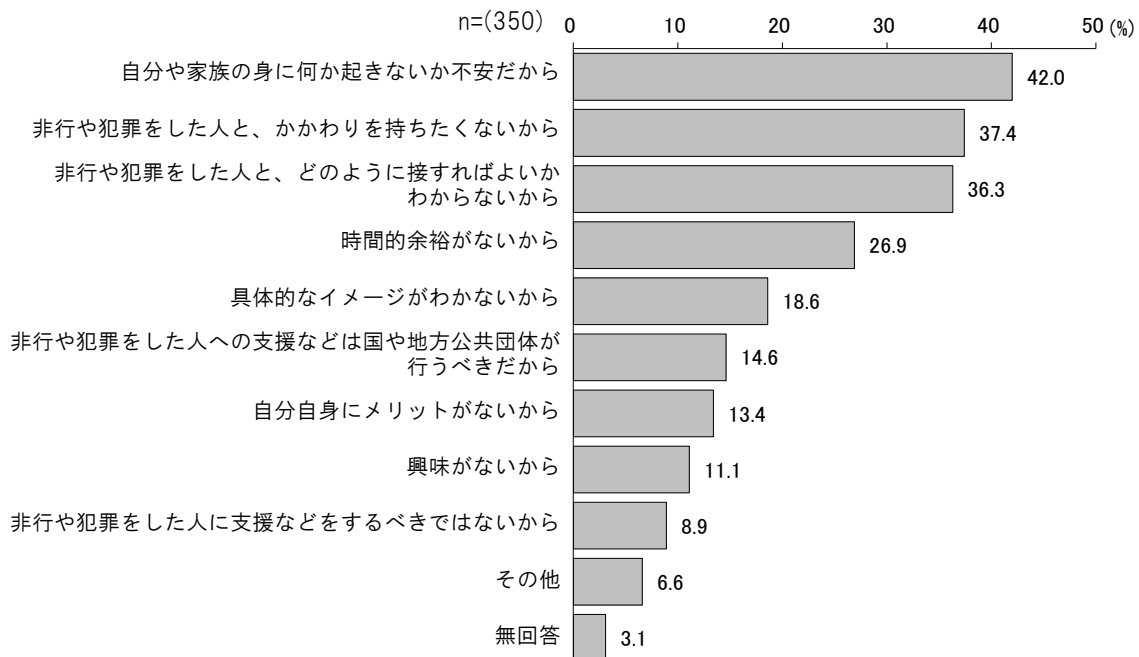
非行や犯罪をした人の立ち直りへの協力意向は、「(したいと)思う」と「どちらかといえば(したいと)思う」をあわせた《協力したい》は22.3%となっている。「(したいと)思わない」と「どちらかといえば(したいと)思わない」をあわせた《協力したいと思わない》は33.2%で、協力意向を上回っています。



資料：地域福祉に関するアンケート調査

③ 非行や犯罪をした人の立ち直りへ協力したいと思わない理由

協力したいと思わない理由は、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」が最も多く、以下、「非行や犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」、「非行や犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」、「時間的余裕がないから」が続いています。



資料：地域福祉に関するアンケート調査

第3章 再犯防止推進計画の方向性

1 基本理念

伊勢原市では、地域福祉計画における基本理念として、誰もが互いに尊重し合い、支え合いながら、自分らしく生き生きと自立した生活が送れる地域社会の実現に向けて、共に支え合い、一人ひとりを大切にするまちづくりを目指しています。理念の到達に向けて、「支え合い・助け合いを担う人づくり」、「生き生きと安心して暮らせるまちづくり」、「地域における包括的な支援体制づくり」の3つの大きな目標を掲げ、地域福祉を推進しています。

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の整備を行うことが規定されています。

本計画では、国、県、他市町村、民間団体その他の関係者と連携し、市の状況に応じた施策を策定、実施することにより、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合うことができる社会づくりを促進することを目標とします。

2 基本目標

(1) 就労・住居の確保

刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であったことなど、生活の安定のための就労の確保は再犯防止に向けた重要な課題です。

また、刑務所満期出所者のうち約4割が、適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しているなど、生活の安定のための住居の確保が再犯防止に向けた重要な課題です。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用促進

高齢者や障がいのある人等、適切な支援がなれば自立した生活を送ることが困難な人に対し、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健・医療・福祉等の支援を行うことが重要です。

(3) 非行の防止

非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合っており、それぞれの緊密な連携のもと、一体的な非行防止のための取組を推進していくことが重要です。

(4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

再犯防止のため、対象者一人ひとりの特性に応じた支援等を実施することが重要です。

(5) 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について、広く市民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要です。

第4章 再犯防止施策の推進

1 各種の実施事業の内容について

(1) 就労支援・相談の実施

ハローワークの求人情報を発信します。

(2) 共同生活援助の利用支援

障害がある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排泄または食事など日常生活上の援助を行います。

(3) 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、高齢者の総合相談窓口とし、認知症などの介護相談に応じるとともに、虐待防止などの権利擁護も含めた包括的・継続的な支援を行うため、地域の見守りネットワークの構築など、支援体制の整備を促進します。

(4) 専門家による教育相談

小中学校等にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。

(5) 人権教育・啓発

市民一人ひとりの人権尊重の意識を高めるため、学校、地域、家庭、職場その他のさまざまな場を通じて、人権教育・啓発を推進します。

(6) 青少年健全育成・非行防止及び再犯防止の啓発

少年期から非行防止等の理解・規範意識を高めるため、環境整備活動や薬物乱用防止の啓発活動、犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組である“社会を明るくする運動”などを通じて、青少年健全育成・非行防止及び再犯防止の啓発を推進します。

(7) 支援関係機関・団体等への周知、支援及び連携の推進

各種会議や出前講座等を活用し、行政関係機関窓口や社会福祉協議会、地域支援団体等に対し、犯罪をした人等の社会復帰に向けた支援の必要性についての理解を促進します。また、保護司会や更生保護女性会など、更生保護ボランティアが活動を円滑に行うために必要な支援を行います。

資料編

1 伊勢原市地域福祉計画点検推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく伊勢原市地域福祉計画(以下「計画」という。)の円滑な推進を図るため、計画の進捗状況の点検、改善及び充実を図ることにより、同条各号に規定する施策の推進に寄与することを目的として、伊勢原市地域福祉計画点検推進委員会(以下「点検推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 点検推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の実施状況に係る意見及び評価に関すること。
- (2) 計画の改善を要すべき事項について改善案を提案すること。
- (3) 前2号の点検、改善等の集約に基づき、次期計画の原案を策定すること。
- (4) その他計画の円滑な執行のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 点検推進委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した者(以下「委員」という。)11人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉関係団体等の代表者等
- (3) 関係市民団体の代表者等
- (4) 市民の代表者

(任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、原則として、在任期間10年を超えないものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第5条 点検推進委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、点検推進委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 点検推進委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(有識者等の出席)

第7条 点検推進委員会は、必要があると認めるときは、会議に有識者等の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 点検推進委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、点検推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

2 伊勢原市地域福祉計画点検推進委員会委員名簿

	区分	団体等	委員会 役職	委員氏名
1	学識経験者	学校法人 東海大学	会長	竹内 友章
2	保健福祉 関係団体	伊勢原市民生委員児童委員協議会	委員	守屋 昭
3	保健福祉 関係団体	伊勢原市身体障害者福祉協会	委員	福永 秀年
4	保健福祉 関係団体	社会福祉法人 伊勢原市手をつなぐ育成会	委員	長谷川 幸子
5	保健福祉 関係団体	伊勢原市精神障がい者を支える 事業所連絡会	委員	平田 栄孝
6	保健福祉 関係団体	伊勢原市老人クラブ連合会	委員	森 武
7	保健福祉 関係団体	伊勢原市子ども会育成会連絡協議会	委員	磯部 千津子
8	保健福祉 関係団体	社会福祉法人 伊勢原市社会福祉協議会	副会長	小林 幹夫
9	関係市民団体	NPO法人 地域福祉を考える会	委員	細谷 毅義
10	市民の代表者	公募による市民委員	委員	横山 弘子

3 伊勢原市地域福祉計画庁内推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第4条の規定に基づく地域福祉の推進を図るため、同法第107条の規定による伊勢原市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に係る施策と各種保健福祉計画や他分野における地域福祉推進に係る施策との相互調整を図り、同条各号に規定する施策を総合的かつ効率的に推進することを目的として、伊勢原市地域福祉計画庁内推進委員会（以下「庁内推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の進行管理及び見直しに関すること。
- (2) 伊勢原市社会福祉協議会地域福祉活動計画の推進に係る支援に関すること。
- (3) 地域福祉の総合的かつ効果的な推進のための調査及び検討に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員には、別表の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、庁内推進委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(有識者等の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に有識者等の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 庁内推進委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月22日から施行する。ただし、第2条第2号の規定は、同号の計画の策定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月14日から施行し、改正後の伊勢原市地域福祉計画庁内推進委員会設置要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	保健福祉部	保健福祉部長
副委員長		福祉総務課長
委員		障がい福祉課長
		介護高齢課長
		生活福祉課長
		健康づくり課長
	企画部	危機管理課長
	総務部	職員課長
	市民生活部	市民協働課長
		人権・広聴相談課長
	経済環境部	商工観光課長
		環境美化センター所長
	子ども部	子育て支援課長
		子ども家庭相談課長
		青少年課長
	都市部	都市政策課長
土木部	道路整備課長	
教育委員会教育部	教育総務課長	
	教育指導課長	
	教育センター所長	
	社会教育課長	
社会福祉協議会	事務局長	

4 計画策定経過

年月日	会議等	内容
令和4年 9月8日(木)	第1回伊勢原市地域福祉計画 点検推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長の選出 ・第4期伊勢原市地域福祉計画の点検・評価について ・第5期伊勢原市地域福祉計画について
10月18日(火)	第2回伊勢原市地域福祉計画 点検推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期伊勢原市地域福祉計画の総合評価について ・第5期伊勢原市地域福祉計画（素案）について
11月7日(月)	第3回伊勢原市地域福祉計画 点検推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期伊勢原市地域福祉計画（案）について
11月18日(月)	第1回伊勢原市社会福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長の選出について ・第5期伊勢原市地域福祉計画の策定について ・第4次伊勢原市食育推進計画の策定について ・健康いせはら21計画期間1年延長について
令和4年 12月21日(水) ～ 令和5年 1月20日(金)	パブリックコメント実施	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期伊勢原市地域福祉計画（案）
1月13日(金)	ワークショップ実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する現状や課題について
3月3日(金)	第2回伊勢原市社会福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期伊勢原市地域福祉計画の策定について ・第4次伊勢原市食育推進計画の策定について

5 伊勢原市地域福祉アンケート調査及びヒアリング調査結果概要 —

第5期伊勢原市地域福祉計画を策定するにあたり、伊勢原市社会福祉協議会と共同で「地域福祉に関するアンケート調査」をはじめ、団体ヒアリング調査と地域懇談会を実施しました。その結果、明らかになった主要な点を紹介します。

I 「地域福祉に関するアンケート調査」の主な結果

(1) 基本目標1：支え合い、助け合いを担う人づくりに関する結果

ア 福祉への関心

福祉への関心が「とても関心がある」が27.4%、「やや関心がある」が50.0%で、両者を合わせた《関心がある》と答えた人は77.4%となっています。《関心がない》(「まったく関心がない」と「あまり関心がない」の計)と答えた人は21.2%となっています。

イ ボランティア活動の参加状況

参加しているボランティア活動は、「体育・スポーツ・文化に関する活動」が15.3%で唯一1割を超え、それ以外の活動(自然・環境保護、高齢者支援、障がい者支援、青少年健全育成、子育て支援など)は1割未満となっています。「参加したことはない」は59.3%となっています。

(2) 基本目標2：生き生きと安心して暮らせるまちづくりに関する結果

ア 地域活動への参加

参加している地域活動は、「自治会・町内会での活動」が50.5%で最も多く、これに「子ども会・PTAでの活動」が31.0%で次いでいます。「参加したことはない」は33.9%となっています。

イ 自身が考える近所付き合い

近所付き合いは、「プライバシーを干渉しない程度の付き合いがよい」が47.8%で最も多く、「困った時には相談できる付き合いがよい」が23.0%、「あいさつ程度で、それほど親しくはしなくてよい」が17.2%となっています。「なんでも協力し合える付き合いがよい」は7.7%となっています。

ウ 日常生活で地域の人に手助けしてもらった(もらいたい)こと

地域生活での困りごとや心配ごとは、「火災や地震などの防災」が35.2%で最も多く、「防犯の問題」が24.0%、「生活費などの経済的な問題」(16.3%)、「身近な人の介護の問題」(15.4%)、「交通や外出手段」(14.2%)が1割台となっています。一方、「特にない」は26.4%となっています。

エ 地域の人が日常生活で困ったとき、手助けできること

① 手助けしてほしいこと

「買い物や通院等の際の送迎サービス」や「日常生活に関する悩みや不安の相談」が上位にあげられますが、手助けしてほしいことはいずれの項目も1割未満となっており、「今は特にない」が71.3%となっています。

② 手助けできると考えられること

「日常的な話し相手」が24.2%で最も多く、「日常的な買物」(17.3%)、「病院の薬の受け取りなどの用事」(14.4%)、「日常生活に関する悩みや不安の相談」が1割台となっています。一方、「特にない」は43.7%となっています。

オ 災害時の困りごと

「避難所生活に対する不安」が65.9%で最も多く、「家族との連絡」(46.2%)、「避難する際の不安」(42.6%)が4割台、「薬や必要な医療を確保できるかどうか不安」が39.3%となっています。

(3) 基本目標3：地域における包括的な支援体制づくりに関する結果

ア 日常生活の悩みや不安の相談先

「家族や親せき」が78.2%、「友人・知人」が50.1%とこの2項目が最も多くなっており、それ以外の相談先(医療関係者、近所の人、福祉施設等の職員など)は1割未満となっています。

イ 福祉サービスの利用状況

福祉サービスを「利用したことがある(現在利用している)」と答えた人が26.5%、「利用したことはない」と答えた人が70.8%となっています。

ウ 伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの認知度

センターを知っていると答えた人(「はい」)は8.9%にとどまり、知らないと答えた人(「いいえ」)が87.7%を占めています。

(4) 地域福祉推進のための重要な施策について

伊勢原市の地域福祉の推進のために重要な施策は、「地域福祉に関する広報・啓発」が42.1%で最も多く、「活動参加のきっかけとなる行事やイベントの開催」(33.3%)、「学校などでの地域福祉に関する教育」(31.9%)、「地域における人の交流の促進」(30.9%)が3割台となっています。

(5) 社会福祉協議会(社協)の活動に関する結果

ア 活動について知っているもの

「赤い羽根共同募金運動」が69.0%で特に多く、「ミニサロンの支援(高齢者、障がい者、子育て世代を対象としたサロン活動)」が25.6%、「ホームヘルパー等の派遣(介護保険、障害者総合支援法等)」(18.6%)、「知っている事業はない」(18.5%)が1割台となっています。

イ 今後、期待する活動

「総合相談窓口としての機能の充実」が41.5%で最も多く、「福祉に関する情報提供の充実」が30.7%、「認知症高齢者に対するサービス等の充実」(23.6%)、「市民・地域のボランティア活動の促進」(23.4%)、「子育て支援の充実」(23.1%)が2割台となっています。

II ヒアリング調査・地域福祉懇談会の主な意見

(1) 基本目標1：支え合い、助け合いを担う人づくりに関する意見

ア 会員や活動者について

- 団地内は、まだ会への参加をためらっている人もいるため、さらに声掛けをしていきたい。
- 会員の高齢化と減少傾向打開には、新規会員の増強が必須。活動再開の目処が立った時点より、会員募集活動に着手する。
- 会員数の増加により通訳者の担い手も期待できるため、多くの市民と簡単に楽しくふれあえる機会を作っていってほしい。
- 身近な地域において、子どもから高齢者まで世代を超えた体験等を通じて福祉を学び様々な地域活動等参加していただくことが必要である。

イ 地域福祉を支える人材について

- ボランティア講座や研修会などを開催し、新たな担い手の育成をするための支援をしてほしい。
- 研修や講習会など人数が集まる機会が減少したため、情報共有する機会も減ってしまった。少人数でも良いので、人が集まれるような場が設けられるようにしてもらえると助かる。
- 我々より若い年代層にはボランティア意識が希薄に感じる。やり甲斐を感じられるような研修や広報を求めたい。次世代の支援者の育成は重要である。
- 役員のなり手不足による負担感の増大、意欲低下、解散。下部組織の、地区(小学校区)単位での活動が2年間できない状態が、「なくてもよい」という安易な結論につながりがちなため、地区単位でつながる意味と組織構成を再構築する必要性がある。
- 民生委員や消防団員の補充・選任が困難となっており、苦慮している。

(2) 基本目標2：生き生きと安心して暮らせるまちづくりに関する意見

ア 地域活動について

- 会員の高齢化に伴う体力、気力の低下、役員の引き受け手といった問題を引きずって今後の活動続行に苦慮している。現状では、異なる発展は無理としても参加者が毎回楽しみにしている「ミニサロン」の存続に向け努力しながら取り組んでいきたい。
- もっと行政と社協が団体活動に積極的に支援してもらいたい。メリハリをつけて活動に入ってきてもらいたい。
- 地域に根付いた活動を進めてほしい。ひとり暮らし高齢者夫婦が多くなってきています。遠くまで足を運べない人が沢山出てきている。自治会との連携が必要になってきているのではないか。

イ 防災対策について

- 災害時要援護者避難支援制度の充実(個別カード作成)
- 災害時要援護者の把握について、現状では本来援護の必要な方等は確認ができない。又、制度への対応が自治会と民生委員に頼りすぎと感じる。行政が、支援を希望される方のみを登録するのではなく、支援が必要な要支援者全体を把握できる体制を図る必要がある。

(3) 基本目標3：地域における包括的な支援体制づくりに関する意見

ア 福祉サービスや権利擁護について

- 地域には、高齢者や障がいをはじめ様々な事情から福祉サービスを必要とする人々がいる。そのような人々が多様な活動に主体的に参加しつつ、地域の一員として自分らしく生活を送れるよう関係者が力を合わせ取り組んでいくことが大切なのではと思う。
- 障がい者に応じたきめ細かな対応が必要。例えば、災害時の個別避難計画の作成や情報通信技術を活かすための研修など。
- 差別解消法などの研修会やレクリエーション活動を実施し、障がい者の福祉向上のために支援してほしい。
- 独居の高齢者、親亡き後の障がい者等は今後も増加することが予想されるので、相談会の開催回数を増やし、成年後見制度の利用促進に努めていきたい。

イ 公共施設等のバリアフリー化や移動支援について

- 当施設では決まった曜日のみ送迎をしている。昨年利用者が通所時に怪我をしてしまったため、施設周辺のバリアフリー化が直近の課題としてあげられる。
- 高齢者はいるが、現状では外に出るのが怖いと言っている人もいる。送迎しないので、来たくても参加できない人もいる。
- 参加したい方で歩行困難者等、2階での会場の際、参加困難な方が多くなってきている。公民館等にエレベーターがあったらと感じる。参加したいのに参加できない方が、これからも多く出てくるのではないかな。

(4) コロナ禍の課題について

- 活動方法が相手方と直接対面して行うものであるため活動ができない。よってコロナ禍が終息するまで傾聴活動はできない。会としてはフェイスシールドの着用、マスク着用、こまめな消毒等気をつけて一步前に進もうとしている。傾聴そのものはできない状況下でも、会としてのスキルアップに心掛け、勉強会を月に1回程度続けている。
- 集団行動する上での難しさ、コロナ禍における環境整備が課題。いつ終息するか不明な状態な上で環境整備予算上難しくとまどっている。集団行動が多いので、利用者が安心・安全に通所できるようにするためには、どうしたら良いのか現在も課題解決には至っていない状況にある。

(5) その他福祉施策について

- 地域が一体となり、子どもや家庭をめぐる状況を把握する必要があると思う。個人や一機関では解決が困難な課題が多いため、関係機関や専門職の方々と役割分担を明確にし、協働していくことが求められるのではと思う。
- 生活困窮者に対しての家賃補助などの取り組みは非常に進んでいると感じているが、世帯収入の格差は大きいので、子どもの進学向上に向けての地域塾(無料)のような、直接支援できる取り組みを検討推進していくのはどうか。例)子ども食堂・子ども塾など
- 一度あやまちに陥った人たちの立ち直り、薬物関係等の更正保護支援活動や犯罪予防活動に取組、社会の温もりを感じる福祉環境を進めてほしい。

6 第4期伊勢原市地域福祉計画の点検・評価（総合評価）

【総合評価】 A：目標達成 B：概ね達成 C：未達成 D：その他

基本目標1 助け合い・支え合いを担う人づくり

1-1 福祉意識の高揚

事業名	所管所属 ・機関	施策の目的・概要等	総合 評価
施策① 人権啓発講演 会の開催	人権・広聴 相談課	差別や偏見をなくす「心のバリアフリー」を推進するための啓発事業として、人権啓発講演会を実施する。 (目標指標) 講演会開催回数(回)	A
施策② 福祉展の開催	福祉総務課	高齢者や障がい者の作品展を開催することにより社会参加の場を設け、地域福祉の推進と市民の福祉に対する意識の高揚を図る。 (目標指標) 参加団体数	A
施策③ 人権セミナーの 開催	社会教育課	市民の人権・同和教育に対する認識を深めるため、人権セミナーを開催する。 (目標指標) 人権セミナー開催回数(回)・参加者数(人)	A
施策④ 子ども映画会 の開催	社会教育課	子どもの人権・同和教育に対する認識を深めるため、子ども映画会を開催する。 (目標指標) 子ども映画会開催回数・参加者数	A

1-2 ボランティアの育成・支援

事業名	所管所属 ・機関	施策の目的・概要等	総合 評価
施策① 介護支援ボラ ンティアポイン ト事業	介護高齢課	高齢者が市内の介護保険施設で行ったボランティア活動に対し、ポイントを付与し、当該ポイントを換金することで、高齢者の新たな社会参加へのきっかけと生きがいづくりへの支援、介護予防の推進を図る。 (目標指標) 介護支援ボランティア登録数	B
施策② ボランティア講 座の開設事業	社会福祉協 議会	日常から災害時に至るまで地域住民同士で支え合い・助け合う為に年齢を問わず福祉に対する関心を高めることを目的として講座を開催する。 ①小中高生を対象とした体験講座(夏期保育体験等)、②災害ボランティア講座(一般向け・小学生向け)、③その他ボランティア講座、④福祉教育・防災教育プログラムの作成と提供団体との協働により、プログラム作成を行い、教育機関に提供する。 (目標指標) ①～③実参加者数(人/年)	B
施策③ ボランティアセ ンター運営事 業	社会福祉協 議会	ボランティア活動や地域活動の推進を目的とし、相談、情報提供を行うと共に、ボランティア団体の活動や情報交換の場の提供、活動に必要な資機材の提供(印刷機・コピー機等)を行う。 ①登録団体数、②登録団体情報交換会、③会議室・ボランティアセンターの貸し出し、④印刷機の提供、⑤ガイドブック発行、⑥個人ボランティア登録 (目標指標) ①団体数(団体)、②開催回数・延べ参加団体数(回・団体)、③貸し出し回数(回/年)、④印刷枚数(枚/年)、⑤発行回数、⑥登録者数(人)	B

1-3 福祉教育の充実

事業名	所管所属 ・機関	施策の目的・概要等	総合 評価
施策① 職員研修の開催	職員課	新採用職員及び人権施策推進責任者・担当者、その他職員を対象として、身近に存在する様々な差別や偏見等を改めて認識し、人権についての関心を促し、正しい理解を深めることを目的として、新採用職員研修及び人権研修を実施し、職員の人権意識の高揚を図る。 (目標指標) 職員研修の実施回数・新採用職員研修(1回/年)・人権研修(3回/年)	B
施策② 福祉作文の募集	福祉総務課	市内小中学校の児童・生徒を対象に、思いやりの芽を育てる福祉作文コンクールを実施し、社会における連帯感と思いやり助け合いの心と福祉意識の高揚を図る。 (目標指標) 福祉作文の応募数	A
施策③ シニア体験セットの貸出し	福祉総務課	インスタントシニア(高齢者疑似体験セット)を希望する団体等に貸し出し、疑似体験してもらうことによりバリアフリーに対する理解を促進する。 (目標指標) 貸出団体数(団体)	B
施策④ 人権教育研修会等の開催	教育総務課	人権に対する幅広い理解と知識を深め、差別をなくそうとする意欲とこれを克服する実践力を養うため、人権啓発研修会を開催する。 (目標指標) 人権啓発研修会の開催回数(回)	C
施策⑤ 人権教育の実施	教育総務課	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等にもとづき、教職員の人権教育に対する意識の向上と、人間尊重の精神を基盤とした実践力を培う教育を推進する。・人権教育研修会の実施・人権教育移動教室の実施・人権・同和教育研究大会への派遣 (目標指標) 研修会開催回数(回)と参加者(人)	B

1-3 福祉教育の充実

事業名	所管所属 ・機関	施策の目的・概要等	総合 評価
施策① 地域福祉の担 い手の育成 【重点目標】	福祉総務課	介護、障がい福祉等をはじめとする地域福祉に関する講座を、市民活動団体と協働して開催し、地域福祉に関する意識や理解を促進することで、活動の担い手となる人材を育成する。 (目標指標) 地域福祉に関する講座の累計受講者数(人)	A
施策② こころサポーター養成事業	障がい福祉課	自殺の現状や原因となる精神疾患についての知識、傾聴などの対応方法について学び、適切な相談窓口に繋げることができる人材を養成します。 (目標指標) こころサポーター養成研修受講者数(人)	A
施策③ 介護予防サポーター養成・育成事業	介護高齢課	さまざまな介護予防活動を行う地域のリーダーを発掘・育成し、高齢者が健康で生き生きと生活できる地域づくりを推進する。 (目標指標) 介護予防サポーター養成数(人)	C
施策④ ヘルスマイト養成・育成事業	健康づくり課	食を中心とした健康づくりをサポートできる人材育成のため、ヘルスマイト養成講座及び研修会等の育成事業を実施。 (目標指標) 養成講座実施回数・育成事業回数(回)	A
施策⑤ 健康いせはらサポーター養成・育成事業	健康づくり課	健康づくりを推進できる人材育成のために、養成講座及び研修会等の育成事業を実施する。 (目標指標) 養成講座実施回数・育成事業回数(協働事業・研修会)	B
施策⑥ 子育てサポーター養成事業	子育て支援課	子育ての適切な指導・情報提供ができる体制を整え、地域住民が子育て中の家庭を支援するために、子育てサポーターを養成する。 (目標指標) 子育てサポーター100人(実活動者数)	A

基本目標2 みんなで助け合い、支え合える地域づくり

2-1 地域の支え合い・助け合い活動の推進

事業名	所管所属 ・機関	施策の目的・概要等	総合 評価
施策① 地域住民の支 え合い組織の 啓発・支援 【重点目標】	福祉総務課	地域で生活する人が地域の中で安心して生活することができる地域社会を構築するため、地域住民等の共助による地域の支え合い組織を自治会単位で設置する。 (目標指標) 地域の支え合い組織に関する啓発の実施数	B
施策② 市民協働推進 事業	市民協働課	市と市民活動団体とがお互いの特性を生かして協働で事業を進めることにより、より効果的な事業成果を生み出すことを目的とする。 (目標指標) 提案型協働事業の実施件数	B
施策③ 地域活動支援 事業	市民協働課	自治会活動や地域づくりの発展のための支援を行うことで、地域コミュニティを活性化し、一定の区域に住む住民自らが地域の課題を解決し、住民の連帯意識を強化していくことを目的とする。 (目標指標) 自治会への加入世帯数	A
施策④ 市民活動災害 補償制度	市民協働課	市内に活動拠点を置く市民活動団体等が、安心して活動できるように市民活動災害補償制度を運用し、市民活動の健全な発展を図る。 (目標指標) 市民活動災害補償制度の運用	A
施策⑤ 社会福祉協議 会運営助成事 業	福祉総務課	社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された地域福祉を推進するための公共性・公益性を持った非営利組織であり、市と連携・協力しながら、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域福祉の推進を図っていることから、継続的な運営費等の支援を行う。 (目標指標) 年間助成金額(円)	A
施策⑥ 地域包括ケア 体制構築事業	介護保険課	地域包括支援センターを運営し、地域における総合相談、支援、包括的・継続的ケアマネジメントを継続実施する。 (目標指標) 地域包括支援センター設置数(箇所)	A
施策⑦ ミニデイ(ミニ サロン)事業	社会福祉協 議会 介護保険課	地域の高齢者、とくに虚弱で自宅に閉じこもりがちな高齢者の介護予防や生きがいづくり、地域交流の場づくりを目的として、住民主体の活動を支援する。 (目標指標) ミニサロン団体数(団体)	A
施策⑧ ファミリー・サポ ート・センター 事業	子育て支援課	子育て中の家庭に対する育児の支援体制の充実を図るため、育児の支援を受けたい人と支援を行いたい人からなる会員組織の「ファミリー・サポート・センター」により、育児に関する地域の相互援助活動を支援する。 (目標指標) 新規支援会員養成講座受講者数(人)	B
施策⑨ 子育てグルー プ活動支援	子育て支援課	子育て支援に関するサークルやボランティア団体に対し、活動の場や情報の提供を行い、自主活動を支援している。 (目標指標) 子育て支援関係サークル等団体への情報提供を行う(%)	A

2-2 地域での交流する機会や場づくり

事業名	所管所属 ・機関	施策の目的・概要等	総合 評価
施策① 市民活動サポ ートセンター	市民協働課	市民活動のための場所を提供するとともに、団体への情報提供や団体相互の交流、相談対応など、市民活動団体の活動拠点として運営を行いながら、市民活動を活性化させるとともに、団体の自立を促しながら市と市民による協働によるまちづくりを推進させる。 (目標指標) 利用者数(人)	A
施策② 地域集会所(3 施設)	市民協働課	市民活動や地域交流の拠点施設の充実を図るため、地域集会所(市有集会所)の維持管理を行う。 (目標指標) 適正な維持管理と活動場所の提供	A

2-2 地域での交流する機会や場づくり

事業名	所管所属 ・機関	施策の目的・概要等	総合 評価
施策③ 地域コミュニティ推進事業	市民協働課	地域住民に自主的な活動の場を提供し、連帯意識を高め、健康で文化的な地域社会をつくる。地域の課題を地域が解決できるなど、自立した地域運営を促進する。 (目標指標) コミュニティセンター利用件数(件)	B
施策④ 空き店舗等の有効活用	商工観光課	商店街団体等が実施する空き店舗活用事業等に対し財政的な支援を行い、コミュニティスペース等の確保を図る。 (目標指標) 空き店舗等の状況確認・商店街空き店舗等活用事業補助金の制度周知	B
施策⑤ 福祉館(4施設)	福祉総務課	地域の実情に合った福祉活動の拠点施設として、地元自治会の管理運営により、維持管理を行う。市内4福祉館(片町・岡崎・石倉・池端) (目標指標) 4館の利用者数(人)	B
施策⑥ 老人福祉センター	介護高齢課	高齢者が参加する趣味の教室や老人クラブ活動の拠点として、生きがいづくりや社会参加による健康増進のための施設を維持管理する。 (目標指標) 高齢者利用者数(人)	B
施策⑦ 坪ノ内老人憩の家	介護高齢課	高齢者の憩いの場を確保し、地域の交流や健康増進、趣味・教養の向上を図る施設を維持管理する。 (目標指標) 高齢者利用者数(人)	A
施策⑧ 老人クラブ育成事業	介護高齢課	社会参加活動等を通じて、高齢者の心身の健康保持を図るとともに、生きがいづくり活動の場を確保する。 (目標指標) 会員数(人)	C
施策⑨ 児童館	青少年課	児童に健全な遊びや活動の場を提供するとともに、地域における青少年育成活動の拠点とする。 (目標指標) 場の提供	A
施策⑩ 公民館(7館)	社会教育課	幅広い年齢層を対象に、それぞれのニーズに合った公民館講座を実施するとともに市民団体等の活動を支援することにより、多くの市民が積極的に学習活動に取り組む場を提供する。 (目標指標) 各種学級・講座開催回数(7館合計)、公民館利用者数(7館合計)	A
施策⑪ 高齢者学級の開催	社会教育課	高齢者の健康増進を図るとともに、生きがいづくりのきっかけとなる場を提供し、自主活動への参加を促す契機とするため、公民館において高齢者学級を開催する。 (目標指標) 開催公民館数(館)	B

2-3 誰もが住みやすいまちづくりの推進

事業名	所管所属 ・機関	施策の目的・概要等	総合 評価
施策① 公共施設のバリアフリー化の推進	福祉総務課	公共性の高い主要施設(市役所、総合運動公園等)のバリアフリー化の改修が概ね完了していることから、その他の既存施設について、改修や改築に合わせてバリアフリー化を推進する。 (目標指標) 公共施設改修に対するバリアフリー化の推進	D
施策② 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく啓発・指導	福祉総務課	障がい者や高齢者、妊産婦や乳幼児連れの者などが安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、社会に参加することのできるまちづくりをめざし、民間事業者等による市開発事業事前協議申請時において、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に照らした県との協議を指導する。 (目標指標) 開発事業事前協議	A

2-3 誰もが住みやすいまちづくりの推進

事業名	所管所属 ・機関	施策の目的・概要等	総合 評価
施策③ 住宅改修サー ビス事業	障がい福祉課	障がい者のために、玄関・台所・浴室・便所・廊下等を改造する場合、その費用をそれぞれの限度額まで助成する。 (目標指標) 支援・相談件数(件)	B
	介護高齢課	要介護者の自立生活を支援するために、手すりの取付け、床段差の解消、トイレの洋式化など、小規模な改修を対象として、改修費の7割から9割を助成する。(介護保険サービス) (目標指標) 助成	B
施策④ やまどり号運行 事業	社会福祉協 議会 障がい福祉課	車いす等を使用する重度の身体障がい者の移動を目的としてハンディキャブを運行し、通院等の手段の確保と社会参加を促進する。 (目標指標) 運行回数(回/年)	A
施策⑤ 公共交通機関 との連携	都市政策課	高齢者をはじめ誰もが安全に利用しやすいノンステップバスの導入が求められており、伊勢原市ノンステップバス導入促進計画に基づき、バス事業者と協調しながら、ノンステップバスを導入し、バスの乗降時の段差解消を図る。 (目標指標) ノンステップバス導入台数(台)	C
施策⑥ 公共施設等の 改善	道路整備課	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例や伊勢原市が管理する市道の移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の規定に基づき、誰もが安全で円滑に移動できるよう歩行空間のバリアフリー化を推進する。 (目標指標) 歩行空間のバリアフリー化	B

2-4 地域の防災・防犯活動の推進

事業名	所管所属 ・機関	施策の目的・概要等	総合 評価
施策① 防災訓練等の 実施	危機管理課	自主防災組織における防災意識の高揚を図るため、訓練等の指導及び防災リーダー研修会を実施する。 (目標指標) 自主防災会リーダー研修会の参加延人員(人)	B
施策② 災害時要援護 者支援制度	福祉総務課 障がい福祉課 介護高齢課	災害時に自分では避難できない、また情報を得ることが難しく何らかの助けを必要とする高齢者や障がい者などが、自主防災組織や民生委員などの地域の支え合い(共助)により、安否確認、情報伝達や避難支援を受けることができる災害時の支援制度。 (目標指標) 登録率	B
施策③ 自主防災組織 と民生委員見 童委員への情 報提供	福祉総務課	本人同意の下、災害時要援護者に関する情報を自主防災組織や民生委員に提供することにより、情報伝達・避難支援補助員の配置など、地域の支え合いによって災害に備える体制を整える。 (目標指標) 全自主防災組織及び民生委員への情報提供	A
施策④ いせはらくらし 安心メール	市民協働課	自主防犯活動を推進し、安全で安心して暮らせる地域づくりを進める。 (目標指標) いせはらくらし安心メールの登録者(人)	B
施策⑤ 防犯パトロール	市民協働課	警察署や防犯協会、防犯指導員部会などの関係団体との連携や、防犯パトロールを実施して、犯罪が発生しにくい環境づくりを進める。 (目標指標) 青色回転灯の台数(台)	B
施策⑥ 「あなたを守る 家」運動への協 力	社会教育課	市民が連携して子どもを犯罪から守るため、緊急な場合などに子どもを保護する運動(市PTA連絡協議会)を支援する。 (目標指標) 設置件数(件)	B

基本目標3 適切な支援へつなげる仕組みづくり

3-1 福祉等に関する情報提供の充実

事業名	所管所属 ・機関	施策の目的・概要等	総合 評価
施策① ホームページで の情報提供	保健福祉部 各所属 子ども部各 所属	市ホームページから、様々な保健・福祉サービス情報が入手できるよう、分かり易く充実した情報を掲載する。 (目標指標) 市ホームページへの新規・更新情報数(件)	A
施策② 市広報紙によ る情報提供	保健福祉部 各所属 子ども部各 所属	市広報紙から、様々な保健・福祉サービス情報が入手できるよう、分かり易く充実した情報を掲載する。 (目標指標) 広報いせはらへの情報掲載数(件)	A
施策③ ツイッターによ る情報提供	保健福祉部 各所属 子ども部各 所属	市公式ツイッターにより、様々な保健・福祉サービス情報が入手できるよう、分かり易くタイムリーな情報を発信する。 (目標指標) 市公式ツイッターでの情報ツイート数(件)	A
施策④ 保健・福祉サー ビスメニューガ イドの発行	福祉総務課	市民の誰もが、適切な保健・福祉サービスを等しく受けることができるよう、保健・福祉サービスメニューガイドを作成し、地域住民や関係機関へ情報提供することにより、一括した保健・福祉サービスの周知を図る。また、当該ガイドは、市ホームページにも掲載する。 (目標指標) 保健・福祉サービスメニュー件数	A
施策⑤ いせはら健康 家族カレンダー の配布	健康づくり課	様々な健康に関する情報を市民に周知するため健康カレンダーを全世帯に対し新聞折込や市役所・公民館等で配布する。 (目標指標) 新聞折込による全世帯配布	A

3-2 相談支援体制の充実

事業名	所管所属 ・機関	施策の目的・概要等	総合 評価
施策① 福祉総合相談	福祉総務課	保健・福祉全般に関する総合相談窓口として設置。担当部署などの関係機関と連携し、相談者の抱える課題の解決をはかります。 (目標指標) 相談件数(件)	B
施策② 障害者相談支 援事業	障がい福祉課	相談支援事業所を増設し、相談支援事業所の中核となる基幹相談支援センターを委託するとともに、相談支援事業所の資質向上を図る。 (目標指標) 相談支援事業所数(カ所数)	A
施策③ 地域包括支援 センター高齢者 総合相談	介護高齢課	保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門的なスタッフを配置し、高齢者や介護者への総合相談、虐待防止・早期発見、介護予防ケアマネジメントなどを行い、地域で身近な総合相談窓口として、支援・助言を行う。 (目標指標) 地域包括支援センター相談件数(件)	A
施策④ 高齢者総合相 談	介護高齢課	高齢者や介護者に対して、介護、健康、医療など様々な面から総合的に支え、困難事例や権利擁護を必要な場合に、支援・助言を行う。 (目標指標) 高齢者支援係相談件数(件)	B
施策⑤ 生活困窮者自 立支援事業	生活福祉課	生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の対象者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金支給事業、及び子どもの学習支援事業を始めとする任意事業をとおして、生活困窮者の自立支援を図る。 (目標指標) 新規相談受付件数	A
施策⑥ 重点健康相 談、総合健康 相談	健康づくり課	健康増進法に基づき、疾病予防や健康の保持増進を目的にがん検診時などに地域に出向き保健師・栄養士・歯科衛生士が健康相談を実施する。 (目標指標) 重点健康相談、総合健康相談参加人数(人)	B

3-2 相談支援体制の充実

事業名	所管所属 ・機関	施策の目的・概要等	総合 評価
施策⑦ 子どもの貧困 対策推進事業	子育て支援課	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するため、庁内の関係部署等が連携し、本市における子どもの貧困対策を推進する。 ・子どもの貧困対策に関連する支援施策をまとめ、パンフレットやポータルサイトにより市民に分かりやすく発信するとともに、ワンストップ相談窓口を設置する。 ・地域の実態やニーズを把握するための実態調査を行い、調査結果等に基づいて既存事業の拡充や新規事業を検討する。 ・子どもの貧困対策に係る身近な地域活動とそのサポートに関心のある個人・団体等のマッチングに努める。 (目標指標) 子どもの貧困対策事業の充実	B
施策⑧ 子ども相談・支 援	子育て支援課	妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を充実させるため、「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象に、妊娠・出産・子育てに関する相談、支援の充実を図る。 (目標指標) 子育て世代包括支援センターの設置	A
	子ども家庭 相談課	・家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭及び児童の福祉に関する相談に応じ、必要な調査や助言、指導を行う。 ・要保護児童対策地域協議会の適切な運営を図り、児童虐待の未然防止と早期発見・対応に向け、関係機関の連携強化を図る。 (目標指標) 啓発研修会参加者数(人)	A
施策⑨ 発達(療育)相 談	子ども家庭 相談課	心身の発達に遅れや心配のある乳幼児に関する発達(療育)相談に応じ、専門的な助言や指導を行う。 (目標指標) 専門相談の継続実施	A
施策⑩ 子育て支援セ ンター事業	子育て支援課	地域で孤立しがちな母親の子育ての不安やストレス、悩みの解消を図るため、子育て支援センター「フリースペース」等に子育てアドバイザー・子育てサポーターを配置し、子育ての相談や親子の遊びや情報交換、仲間づくりの場を提供していく。 (目標指標) 子育て支援施設設置数	A
施策⑪ 子ども・若者相 談	青少年課	子ども・若者相談体制の充実を図る。①相談により問題改善や解決に向けた助言を行う。②非行の早期発見と指導に努める。③困難を有する子ども・若者(ひきこもり・ニート等)への対策として、県央地域若者サポートステーションと連携する。 (目標指標) 子ども・若者に関する相談件数(件)	A
施策⑫ 教育相談事業	教育センター	伊勢原市内在住、在学の児童生徒についての学校不適応、家庭教育などの教育相談を、本人及び保護者、又は教職員などから受ける。 (目標指標) 教育相談員、スクールカウンセラー(SC)、ハートフルフレンド(学ホウ)、SSWの配置状況	A

3-3 サービスの質の向上

事業名	所管所属 ・機関	施策の目的・概要等	総合 評価
施策① 福祉サービス 第三者評価制 度の周知	福祉総務課	福祉サービス事業者による質の高いサービスの提供と、利用者各位に合ったサービスの選択等を推進するため、第三者評価機関による評価制度の周知を図る。 (目標指標) 制度周知の回数(回)	B
施策② 福祉サービス 第三者評価	福祉総務課	福祉サービス利用者が自分に合った質の高いサービスを選択、利用し、自立した生活を送ることができることを目指し、福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択に資するため、神奈川県における福祉サービス第三者評価の中核的な推進組織としてかながわ福祉サービス第三者評価推進機構を設置し、信頼性のある福祉サービス第三者評価を普及・促進する。 (目標指標) 第三者評価制度の案内数	A

3-3 サービスの質の向上

事業名	所管所属 ・機関	施策の目的・概要等	総合 評価
施策③ 介護事業所の 外部評価	介護高齢課	地域密着型サービスのうち、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の指定基準に、自ら提供するサービスの自己評価及び外部評価の実施が義務づけられているが、更に自己評価を促進することによりサービスの質の向上・改善を図る。 (目標指標) 支援・情報提供	A
施策④ 研修会・意見 交換会等の開 催	障がい福祉課	相談支援体制の充実を図るため、障がい者とくらしを考える協議会において、相談員等の資質向上に向けた研修会等を実施する。 (目標指標) 協議会及び専門部会の開催回数(回)	A
	介護高齢課	ケアマネジメント等の適正化を図るため、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員等に対する研修や情報交換会を定期的に行う。 (目標指標) 研修開催回数(回)	A

3-4 関係機関等との連携強化による支援体制づくり

事業名	所管所属 ・機関	施策の目的・概要等	総合 評価
施策① ふれあい収集 事業	環境美化センター 障がい福祉課 介護高齢課	日常的に介助・介護が必要な高齢者のみの世帯(65歳以上)及び障がい者(各手帳取得者)などを対象に週1回、環境美化センター職員が玄関先に伺い、ごみの収集を行うとともに、安否確認のための声かけを行う。 (目標指標) ごみの収集及び対象者の安否確認(声かけ)	A
施策② 小型家電の回 収モデル事業	環境美化センター 障がい福祉課	小型家電リサイクル法に基づき、分別回収した使用済み小型家電を就労継続支援B型事業所に引渡し、事業所の利用者が解体してリサイクル事業者に渡すこと(かながわモデル)で、利用者の工賃アップと社会参加を目的とする。 (目標指標) 小型家電回収台数	A
施策③ 地域見守り体 制の充実	福祉総務課	高齢者や障がい児者など、支援を必要とする者に応じた適切な支援を行うため、関係団体・事業者等と連携し、地域における見守り体制を充実する。 (目標指標) 地域の見守り協定締結事業者累計数(事業者)	A
施策④ 事業所開設に 向けた相談・助 言	障がい福祉課	障がい児者が家庭や住み慣れた地域で安心して生活できるような地域生活支援の充実を図るため、障がい福祉サービス事業所等の開設に向けた相談・助言を行い在宅福祉サービスの充実を図る。 (目標指標) 事業所の開所数(事業所)	A
施策⑤ 地域密着型サ ービス施設の 整備	介護高齢課	住み慣れた地域で、高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを目指した「地域包括ケア」の推進のため、地域密着型サービス施設の充実を図る。 (目標指標) 竣工した施設数	C
施策⑥ 高齢者支援事 業	介護高齢課	①日常生活用具等支援事業(おむつ等):ねたきりや認知症の登録がある高齢者などに、紙おむつなどの日常生活品を給付します。 ②寝具等乾燥丸洗い事業:在宅ねたきり高齢者などの衛生環境を維持するため、寝具の乾燥消毒を年8回、丸洗い乾燥を年2回、自宅に業者を派遣して実施します。 ③まごころ配食サービス事業:家庭で食の確保が困難で福祉的な支援が必要な人に対し、昼食・夕食の宅配を通じて低栄養状態を改善し、同時に安否確認を行います。 (目標指標) サービス実利用者数(人)	B
施策⑦ 育児支援家庭 訪問事業	子ども家庭 相談課 子育て支援 課	・妊娠期から継続的な支援が必要な場合や出産後間もない時期の養育者や様々な原因で養育が困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児・家事支援等を行うとともに、保健師や助産師等による専門的支援を行い、養育上の諸問題の解決や軽減を図り、虐待を未然防止することに繋げる。 (目標指標) 事業の継続実施	B

3-5 権利擁護の推進

事業名	所管所属 ・機関	施策の目的・概要等	総合 評価
施策① 成年後見・権利擁護推進センターの利用促進 【重点目標】	福祉総務課	判断能力に配慮を要する高齢者や障がい者等が福祉サービスを利用する場合などに、後見人等が本人に代わって手続きや判断を行うことができるよう、制度を周知して利用を促進する。 (目標指標) 制度周知、利用促進	A
	社会福祉協議会	①成年後見制度普及・啓発を目的として一般市民向け及び専門職向け講演会を開催する。 ②関係機関の連携体制を強化するため、高齢、障がい、行政関係者による成年後見・権利擁護サポート連絡会を開催する。 ③成年後見制度や権利擁護に関すること等の相談の場を提供する。 (目標指標) ①講演会実施回数(回)/参加者数(人)②延べ参加人数(人)③相談件数(件)	A
施策② 市民後見人の育成と活動支援 【重点目標】	福祉総務課	親族や専門職による後見人だけでは、今後の需要を満たせないことから、新たな後見の担い手として、地域住民の力を活かした市民後見人を育成する。 (目標指標) ①市民後見人養成研修/受講者数(人)②市民後見人バンクへの登録者数(人)	A
	社会福祉協議会	成年後見制度を必要とする高齢者や障がい者の権利を擁護し、地域生活を支えるしくみを構築するために、養成講座を実施して市民後見人を育成するとともに、その活動支援を行う。 (目標指標) ①市民後見人養成研修/受講者数(人)【再掲】②市民後見人バンクへの登録者数(人)【再掲】③市民後見人受任者数(人)	A
施策③ 虐待防止事業	障がい福祉課	虐待の防止及び早期発見、早期対応を可能にする相談支援事業所等の関係機関によるネットワーク機能を充実する。 (目標指標) 虐待防止研修会等参加者数(人)	B
	介護高齢課	高齢者虐待の早期発見、早期対応及び相談機能の充実など高齢者の権利擁護を図るため、高齢者虐待に関する相談に適切に対応するとともに、関係機関の連携の強化や研修会を実施する。一般市民、介護保険事業者、医療機関等に対する高齢者虐待に関する啓発事業を行う。 (目標指標) 高齢者虐待防止研修参加者数(人)	A
	子ども家庭相談課	保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の適切な保護を図るとともに、未然防止に向けた普及啓発を実施する。要保護児童対策地域協議会の連携強化を図る。 (目標指標) 事業の継続実施	A

7 用語集

あ行

●NPO

Nonprofit Organizationの略で、特定非営利活動促進法に基づき設立され、保健、医療または福祉活動の増進を図る活動等を通じて、公益の増進に寄与する非営利の活動法人のこと。

か行

●核家族

夫婦や親子だけで構成される家族のこと。

ア 夫婦のみの世帯：世帯主とその配偶者のみで構成する世帯。

イ 夫婦と未婚の子のみの世帯：夫婦と未婚の子のみで構成する世帯。

ウ ひとり親と未婚の子のみの世帯：父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯。

●合計特殊出生率

1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子供の数を示す指標。合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率(年齢ごとに区分された女性人口に対する出生数の比率)の合計。

●心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

さ行

●災害時要援護者避難支援制度

伊勢原市では、地震や風水害などの災害時に支援を必要とする障害者や高齢者などに対して、地域や近隣の人々の支え合いを基本とする情報伝達体制や避難支援体制を定めた「市災害時要援護者避難支援計画」を策定し、災害時における要援護者の登録を受け付けている。

●自主防災組織（自主防災会）

伊勢原市では「自分たちの地域は、自らの手で守ろう」をスローガンに、市内の全ての自治会には、自主防災会が組織される。各自主防災会では、災害に備え、避難場所・危険箇所の確認、防災資機材の整備、避難経路マップの作成、防災訓練の実施など、日頃からさまざまな自主的防災活動に取り組む。

●市民後見人

市民後見人養成講座を受講し、成年後見に関する一定の知識・技術を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方。

●生活保護

病気やけがなどにより、収入が減ったり無くなったりして生活ができなくなった方を援助する制度。保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）によって最低生活費を計算し、その方の世帯の収入と対比し、不足分を補うものとする。

●成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な方々に対して、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議等支援をする制度。

た 行

●地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるために設置された公的機関。

●ダブルケア

晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担う問題。

は 行

●PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

●8050問題

80代の親が50代の子の生活を支えるという問題。若者のひきこもりが長引き親子とともに高齢化した結果として生じており、介護や貧困で生活が立ち行かない深刻な事態も生じている。

や 行


●ヤングケアラー

法令上の定義はないが、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の介護や年下のきょうだいの世話をすることで、自らの育ちや教育（学校の勉強）に影響を及ぼしている18歳未満の子どものこと。

●ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

編集・発行 令和5(2023)年3月
伊勢原市保健福祉部福祉総務課
〒259-1188
伊勢原市田中348番地
電話 0463-94-4718(直通)

 伊勢原市／保健福祉部福祉総務課

神奈川県伊勢原市田中348番地〒259-1188 TEL.0463-94-4718

ISEHARA CITY 348 Tanaka Isehara Kanagawa 259-1188 Japan TEL.0463-94-4718
